

日本の食糧

安全な食糧は日本の大地から

日本の農業

増補版

山田達夫著

山田達夫 著

日本の食糧・日本の農業

労働旬報社

いま、日本の食糧と農業は存亡の危機にたたさされている。七月のヒューストン・サミットでは、ブッシュ大統領が米自由化を強く迫り、つづくウルグアイ・ラウンド貿易交渉委員会や五カ国農相会議でも、アメリカから米の関税化や保護削減国別リストの提出など、米自由化への具体的要求が強要されている。そして、九月に予定されている日米首脳会談や一〇月のガット関係会議では、一段と圧力が加わるものとみられる。アメリカは、ガットでの多国間協議に合わせて、二国間協議をつうじて日本に圧力をかけながら、ウルグアイ・ラウンドの期限にむけていっきょに米問題の決着をはかろうとしている。「ガットで押し切れられ」、「やむをえず政治決着をはかる」という外圧を利用したシナリオも見え隠れしている。一部政界幹部の「部分自由化容認」発言もあって、米問題はまさにギリギリの段階に追い込まれている。本書は、このような動きに抗し、日本の食糧・農業を守る運動の発展のための一助にと書かれたものである。

ところで、私自身はもともと日本の農林業の歴史を主要な研究対象としてきたものであって、政策論や現状分析、ないし米問題や安全性の問題については、いわば素人の域をでない。しかし、

日本農業の存亡が問われる状況のなかで、多少とも農業経済に関わりをもつものとして、「いま、発言しないで、いったい、いつ何をいおうとするのか」との感慨のもとに、あえて一生活者の視点から、運動との関わりをなかに、本書を書き下ろした。

このような心境にいたった契機には、私自身の危機感が前提ではあったが、生協運動に関わりをもつようになって以来、多くの生産者・消費者と語り合う機会に恵まれ、さらに、一人でも多くの人たちに日本の食糧・農業について考えてもらうことの必要性を痛感するとともに、また要望もされてきた経過があった。こうした人々との対話と激励とが本書を生みだす原動力であった。

執筆に当たっては多くの方々の研究成果を利用させていただいた。ご教示をいただいた方々に感謝するとともに、本書の性格上、引用部分の頁数の注記を省略した点をご了承承願したい。

また、本書執筆の機会をつくっていただいた大阪よどがわ市民生協専務理事・柴田光郎氏、編集の労を煩わしたシーアンドシー編集長の飯島信吾氏、佐方信一氏、および労働旬報社の小林佑氏にはたいへんお世話になった。とくに飯島・佐方両氏には、章節の見出しや、研究書にありがちな晦渋な文章を一般書としての読みやすい文章に改め、さらにくわしく論じすぎた部分を割愛するなど、数々の貴重な意見・忠告を賜った。両氏の協力がなければ、本書が日の目をみることもなかったであろう。執筆者と出版社（編集者）と読者との三者の協同が、今後の出版のありかたを示すものとして、多くを学ぶことにもなった。

一生活者としての、いわば素人の書としての本書が、日本の食糧・農業を守ろうとする多くの方々の討論の素材に活用され、国民的合意の形成に少しでも役立つならば望外の幸せである。さらに運動を広めるためにも、厳しいご批判・ご意見をお願いしたい。

一九九〇年八月六日

増補版の発行によせて

初版（一・二刷）については、日本の食糧・農業を守ろうとする多くの方々から、予想を超えるご支援・激励をいただいた。まさに望外の幸せであった。その後、増刷の要請もあり、今回、旧版執筆後一年余の情勢の推移を中心に、若干の補註を加えて発行をお願いすることにした。

増補部分は、前編一の2（表を含む）の一部を書き改めたほかは、すべて巻末に補註のかたちで追加した。追加は、目次の以下の部分に関連するものである。前編一の1、2、二の10、三の5、四の2、3、五の1、後編三の3、四の3。本文に合わせてお読みいただければ幸甚である。

一九九一年二月二日

著者

目次

はしがき

前編 日本の食糧と農業

——「米自由化」問題を考える——

一 日本の農業と食糧問題のいま……………19

1 米自由化——国内農業の解体と食糧確保の放棄……………19

2 日本農業——三〇年の変貌とその危機的状況……………21

3 半分を割った農産物自給率……………23

二 「米自由化キャンペーン」を暴く……………27

——米問題の真の解決に近づくために——

1 米自由化キャンペーン「ウソ」「まこと」……………27

2 「日本の米は外国より一〇倍も高い」か……………29

米価格の国際比較のものさし

アメリカの生産者価格との比較

タイ米を一〇倍高論の根拠にはできない

アメリカの生産費との比較

タイの生産費との比較

消費者価格はアメリカの二倍

内外価格差は米価だけの問題ではない

3 「アメリカの米はうまい」か 45

——カリフォルニア銘柄米の食味——

米の食味のくらべ方

主婦たちの食味ではアメリカ米は標準価格米以下

残留農薬の問題も大きい

4 「安い価格で安定的に輸入」できるか 50

——世界の米貿易量と国際価格の不安定性——

5 「日本の米は金がかかりすぎる」か 54

——農産物価格形成の特殊性と価格支持の必要性——

6 「食糧制度は農業過保護で金がかかりすぎるので廃止すべき」か 59

主食の安定的供給の制度として発展

生産者・消費者双方にプラスとなる二重米価制

	7	「外国にくらべて補助金が多すぎる」か	62
		— PSEとCSE —	
		PSEとCSEは修正が必要	
		保護水準を示す指標としても欠陥が多い	
	8	「自由化で五兆円の節税になる」か	67
		五兆円という数字のいい加減さ	
		農家は税金を払っていないという攻撃のバラクリ	
	9	「輸入の拡大で家計支出が大幅に減る」か	67
		消費者をいつわる夢物語の立論	
		一人一日二七円のために日本農業を破壊してもいいか	
	10	「自由化で日本農業の構造も国際的水準に高まる」か	77
		「国際水準に高まる論」は国情を無視した議論	
		自由化すると日本農業は壊滅する	
	三	アメリカの農産物貿易自由化要求	83
	1	輸出不振打開策としての農産物市場開放要求	83
		貿易摩擦の背景	
		世界的農産物過剰のなかでの輸出不振打開策	

アメリカの輸出補助制度

農業不況の解決を求めて日本市場に

2 全米精米業者協会(RMA)の第一次提訴 94

3 一二品目、牛肉・オレンジ問題 96

一二品目の自由化問題

牛肉の自由化の経過と特徴

牛肉自由化の国内農業への影響

牛肉の価格は安くなるか

無視できない牛肉自由化の間接的影響

オレンジ自由化の影響の深刻さ

4 全米精米業者協会(RMA)の再提訴 109

5 アメリカ政府による米自由化要求 112

四 政府・財界の食糧・農業政策 117

1 基本法農政・総合農政 117

2 「経済構造調整」下の諸政策 119

「前川レポート」

「経済構造調整」下の農業諸政策

3	「今後の米政策および米管理の方向」(農政審企画部会報告)	129
4	一連の政策の基調	133
五	安全な食糧は日本の大地から	135
1	米自由化にたいする国民の意向	135
	七割が基本食糧は国内生産を支持——総理府調査	
	大都市住民の食糧・農業問題に関する世論調査も同傾向	
	七割の人がお米は高いとは思っていない	
2	自由化に反対し、日本の食糧と農業を守る運動の発展	143
	米自由化反対の国民的合意と連帯の広がり	
	「アメリカン・トレイン」への批判運動	
	食糧の波・グリーンウエーブの成功	
3	産直運動と日本の農業・食糧問題	148
	産直運動の必然性と重要性	
	産直運動に消費者が期待するもの	
	産直にとりくむ消費者組織の運動の原則	
	生産者が産直運動に期待するもの	
	産直運動と生産者組織	

産直運動の意義

4 文化・環境・価値基準の問題と日本農業

——若干の補足——

162

水田稲作農業と日本文化

環境保全と水田の役割

農用地・森林の環境保全機能などは三六兆円に相当

生活様式・農法の転換が日本農業の未来をひらく

後編 農薬の危険性と食品残留農薬

——安全・安心な食へものために——

一 農薬の危険性

179

1 食品のなかの危険な農薬

179

2 食品のなかの残留農薬の人体への影響

182

ヘキサクロルベンゼンをふくむ殺菌剤PCNB

ダイオキシンをふくむ除草剤CNP

MBCに変化する殺菌剤チオファネート、ペノミル

残留基準のないポストハーベスト農薬

	パラコート剤	
3	農業とは	189
	法の規定する農業	
	農業使用の変遷と生産量・生産額	
	日本は農業多投国	
	農業の毒性と毒性評価	
二	農業被害の実態	197
1	農業の一般毒性による被害	197
	急性毒性による世界的食品中毒事件	
	日本における農業による死亡・中毒障害の実態	
	農業被害訴訟	
2	農業の特殊毒性によると思われる被害例	209
	ヴェトナム「枯葉作戦」の影響はか	
	飼つけ豚の奇形	
三	農業残留と輸入食糧の危険性	217
1	残留農業の環境汚染と生物濃縮残留	217
	全国に広がる残留農業の環境汚染	

残留農薬の生物濃縮

2 農薬の食品残留 224

肉類・牛乳・魚介類の食品残留

野菜類の食品残留

3 輸入食品の農薬残留事例と問題点

日本で禁止された農薬の残留

輸入小麦に高濃度の有機リン系殺虫剤

多い臭素含有量

アメリカ産ジャガイモに多量の除草剤

ポストハーベスト規制の立ちおくれ

輸入レモンから発ガン性カビ防止剤と結核菌

輸入柑橘類に発ガン物質EDB

輸入牛肉に発ガン性農薬やホルモン剤・抗生物質

日本で使われたことのない濃薬の残留

別々な輸入食品の検査・監視体制

四 農業規制の強化・充実の方向

1 農業取締法およびその運用の改善

253

253

3	2	農薬取締法の使用安全基準の見直し	257
		食品衛生法による農薬残留基準の改善・強化・充実	259

前編

日本の食糧と農業

——「米自由化」問題を考える——

一 日本の農業と食糧問題のいま

1 米自由化——国内農業の解体と食糧確保の放棄

飽食の時代といわれ、グルメ・ブームがうたわれている。だが、そうした一見豊かな状況の裏に、いま、日本の食糧と農業は、日本民族二千年の歴史とともに生きつづけてきた米を中心に、かつてないほどの危機的状況に追い込まれている。ここ数年來の、アメリカからの理不尽な農産物貿易自由化の強要と、それに呼応する根拠のない無責任な自由化促進論がかまびすしい。農政の基調もまた、国内農業を縮小・解体し、食糧の自給的確保の努力を放棄するなど、国家百年の計を危ぶましめる事態に立ちいたろうとしている。

アメリカによる農産物自由化要求は、その程度と質の差を別にすれば、一九六〇（昭和三五）

年安保体制以後、ドル防衛・ドル危機が叫ばれるたびに繰り返され、日本政府も国際協力を名目に譲歩を重ねてきた。かつて（六二年四月）一〇三あった制限品目も、いまでは先般受け入れを表明した八品目や牛肉・オレンドを除いて一三品目（うち水産三品目）である。しかも、制限品目として残っていても輸入割当数量は大幅に増え、また、調整品などの名目で類似品の輸入が増大するなど、残存輸入制限品目の実質的な骨抜きがすすんでいる。こうしていま、日本は世界最大の農産物輸入国となり（一九八七年輸入額二一〇億ドル、八八年二七四億ドル）、その三分の一はアメリカからの購入である。日本民族の胃袋はアメリカに握られているといっても過言ではない。

しかし、ごく最近までは、日本農業の根幹である米について、自由化が公式に問題になることはなかった。一国の主権にもとづく主食の自給的確保の問題として、米は、いわば「聖域」であった。ところが、一九八六年九月の全米精米業者協会（RMA）のアメリカ通商代表部（USTR）への第一次提訴につき、一九八七年五月のレーガン・中曽根の日米首脳会談では、米をふくむ農産物の貿易自由化が要求され、ガット・ウルグアイラウンド、サミットの場での交渉を容認することになった。その後もアメリカ政府からの自由化圧力がつづくなかで、さらに、一九八八年九月のRMAの再提訴を契機にガットでの交渉が日程にのせられた。八八年一二月のモントリオールでの新ラウンド中間見直し会議では、アメリカとECとの対立で、日本の米問題も見送りとなったものの、八九年四月によく成立したガット中間合意にもとづいて、九〇年末のウル

グアイラウンドの期限内に米自由化の決着がはかれようとしているなど、きわめて深刻な事態に追い込まれている。

これまでも、日本の経済構造の転換にかかわるような農業政策の変わり目には、相応の深刻な状況があった。自作農創設維持政策から選別分解政策への転換を意図した基本法農政がそうであったし、減反（総合農政）の場合もそうであった。

しかし、これまでの場合、資本の側からしろ、少なくとも、日本農業をどう発展させるか、日本農業の将来はいかにあるべきかという農業ビジョンにかかわるかたちで政策がだされてきていた。しかし、最近の一連の政策は、以下で詳述するように、日本農業そのものを解体し、国民の食糧確保を国内的に放棄することを露骨に打ち出しており、従来とはまったく質的に異なっていた、これまでにないきわめて危険な内容がもりこまれている。

そして、この政策は、たんに農業だけにむけられたものではなく、日米安全保障体制を軸に、「臨調行革」路線、とりわけ、中曽根元首相によって強引におしすすめられた対米追従姿勢や「前川レポート」による「経済構造調整」路線による日本経済の再生産構造の「転換」のための政策の一環としてだされてきたものである。じつは、国鉄も、石炭も、食糧も農業も、売上税も、消費税も、ともに根源は同一のところにあるとみるべきであるが、本編では、食糧・農業問題、とりわけ米問題にしぼって話をすすめていくことにする。

2 日本農業——三〇年の変貌とその危機的状況

一九六〇年と九〇（一部八九）年を比較しながら、「基本法農政」（後述）下三〇年間の変貌と現在の特徴点を表1によってみてみよう（九〇年の農家数・専業別割合等は新規定による数値）。農業生産をになう経営主体としての農家の数は、規定の変更はあるが、二〇〇万余戸・三十数%も減っている。戦前期三〇年間の減少が二万戸弱だったのとくらべると、この三〇年間の減少がいかに大きいかかわかる。また、農業の働き手である農業就業人口も、三分の一強に減少している。

全体の三分の一ほどあった専業農家はほぼ半減し、兼業農家の中では、農業が主で兼業が従である第一種兼業農家（一兼）が減り、兼業が主である第二種兼業農家（二兼）が増えている。農家で、農業生産への依存が急激に低下しているわけで、農家所得のなかに占める農外所得の割合が増えて、農業所得の比重は五五%から一八%へと三分の一に低下し、農業所得で家計費の六割余りをまかなえたのに、いまでは二割ほどしか満たせなくなっている。

生産の場である農耕地は八三万ヘクタールも減り、裏作が減って土地利用も低下した。

こうしたことの結果として、個別の生産性や機械化はすすんでいるにもかかわらず、全体とし

表1 30年の変貌

	農家数 万戸	農業就 業人口 万人	専業別農家割合			農 業 依 存 度 %	農 業 所 得 に 費 よ る 家 計 充 足 率 %	耕 地 積 積 万 ha
			専業 %	1兼 %	2兼 %			
1960 (昭和35) 年	605.7	1,454	34.3	33.6	32.1	55.0	61.6	607
1985 (60) 年	437.6	636	14.3	17.7	68.0	19.4	22.7	538
1990 (~ 89) 年	383.5	565	15.9	17.5	66.5	17.9	21.8	524

	土 地 利 用 率 %	国内純生産 への農業純 生産の割合	食糧自給率		農産物 輸入高 百万円	10a当り 水稲収量 kg	1人当り 米消費量 kg/年
			総合	穀物			
1960 (昭和35) 年	134	9.5	91	82	1,729	398	114.9
1985 (60) 年	104	2.2	74	31	16,763	501	74.6
1990 (~ 89) 年	102	1.9	68	30	28,855	500	70.1

てみると、国内純生産に占める農業純生産の割合はわず
か一・九%に下がってしまい、また、国民の食糧需要を
国内生産でまかなえない状態がいつそう拡大し、とくに
穀物自給率は三〇%と、どの先進資本主義国にも例をみ
ない低水準に落ちこんでしまっている。加えて、最近の
自由化政策のなかで、輸入の激増と国内農業の破壊が急
激にすすんでおり、日本農業はまさに危機的状況にある。

3 半分を割った農産物自給率

日本の食糧・農業の危機的現状を象徴的に示すもの
一つに食糧自給率の異常な低さがある。国内消費にむけ
られたもの全体のなかに占める国内生産の割合を自給率
とよび、それぞれの「品目」と「穀物」自給率は数量で、
「総合」自給率は価額で計算する。

表2は二九年間の自給率の推移を示したものが、全

表2 農産物自給率

(%)

	1960年 (昭35)	1970年 (昭45)	1980年 (昭55)	1985年 (昭60)	1989年 速報値
食用農産物総合 供給熱量	92(91)	83(81)	72(75)	76(74)	68(68)
穀物	78	60	53	52	48
主食用穀物	83(82)	48(46)	29(33)	33(31)	30(30)
主	90(89)	79(74)	60(69)	74(69)	68(68)
要					
米	102	106	87	107	100
小麦	39	9	10	14	16
豆類	44	13	7	8	9
うち大豆	28	4	4	5	6
野菜	100	99	97	96	92
果実	100	84	81	77	67
畜産	101	97	98	98	98
牛乳・乳製品	89	89	82	85	80
肉類	91	89	81	81	72
うち牛肉	96	90	72	72	54
豚肉	96	98	87	86	77
砂糖	18	22	27	34	35

(注) 食用農産物総合・穀物類の数値は各年度の需給実勢値、()内は米の需給均衡を前提とした数値である。

体として、かなり低下しているのが
まず目につく。

食用農産物全体では(米の自給率
を一〇〇%として)九一%から六八
%へ、穀物では(同前)八二%から
三〇%への激減である。品目別では、
米と並んで、裏作の中心作物だった
小麦や、日本食に不可欠な豆腐・味
噌・醤油の原料である大豆などは壊
滅状態である。

これにたいし、野菜・果実・畜産
品は、低下したとはいえないものの、比
較的高いあたりを示しているが、畜
産品の場合、家畜飼育に必要な飼料
の七割(栄養価の高い濃厚飼料では
九割)を輸入に頼っている。国産飼
料で育った家畜が真正正銘の国産た

表3 農産物自給率の主要国比較

(1960, '73, '78, '82, '85年:%)

	アメリカ					イギリス				
	'60	'73	'78	'82	'85	'60	'73	'78	'82	'85
穀物計	134	132	162	183	172	52	68	77	111	113
食用穀物	238	226	218	312	225	42	64	74	109	105
飼料穀物	120	119	152	161	162	61	71	79	114	124
豆類	89	97	142	147	128	29	17	81	51	80
肉類	100	97	97	98	97	60	72	71	78	81
	西ドイツ					フランス				
	'60	'73	'78	'82	'85	'60	'73	'78	'82	'85
穀物計	84	80	90	95	95	119	172	170	179	203
食用穀物	89	87	106	104	97	114	184	197	208	223
飼料穀物	71	74	81	90	93	123	165	152	156	184
豆類	19	18	17	16	16	72	34	69	119	196
肉類	85	83	86	89	92	102	94	92	100	99

と考えると、畜産品の正味の自給率は表の数値の三分の一以下になってしまふ。

総合自給率をカロリーを基準にとらえ、畜産物のカロリーをもとの飼料のカロリーに換算したもの（肉一カロリーはほぼ飼料七カロリーに相当、個別には、鶏卵一カロリーは三・四カロリーに、鶏肉は三・九カロリー、豚肉は七・七カロリー、牛肉は一〇・七カロリーに相当など）を、オリジナル・カロリー計算による自給率といい、金額計算よりは実態をよりよく反映した数値といえよう。農水省は七二年について五三%と発表した。その後オリジナル・カロリー計算による自給率は公表していない。試算では、七八年ですでに四八%と半分を割っている。その後の農水省発表の供給熱量自給率は、単純な国内産食糧の供給熱量と総供給熱量との割合を示したものであるが、それでも、今日、

供給熱量の自給率は半分を切ってしまっている。

もっとも重要な穀物自給率を八五年値で各国と比較してみると(表3)、アメリカ一七二%、フランス二〇三%で、日本と似た経済環境の西ドイツは九五%、一時四〇%台に低迷しながら必死の政策努力をつづけてきたイギリスでは一一三%となっている。そのほか、イタリア八三%、スイス四七%、オランダ二五%などである。日本の三一%は、先進資本主義国中に例をみない異常な低さといわねばならない。

なお、主要国の供給熱量自給率(八五年)は、アメリカ一二七%、イギリス七七%、フランス一二八%、西ドイツ九三%、イタリア七九%、オランダ九八%、スイス六五%などである。日本の四八%は、穀物自給率の極端な低さと合わせて、やはり異常といわねばならない。

二 「米自由化キャンペーン」を暴く

——米問題の真の解決に近づくために——

1 米自由化キャンペーン「ウソ」「まこと」

アメリカや日本の政府・財界による最近の農産物輸入促進政策については、後にくわしく述べるが、そうした一連の政策にそった政府・財界の農業攻撃のやり方を見ると、とくに一九八六（昭和六一）年夏以降、中曽根元首相好みの御用学者や、いかかわしいタレント評論家はいうにおよばず、全労協（「連合」の前身）などの右翼的労組、中道野党を巻き込みながら、新聞・テレビ・週刊誌などのマスコミを総動員した農業・食糧管理制度攻撃、米輸入自由化大キャンペーンを張っているという異常な状況がみられる。

合理的根拠に欠けるこうした俗論・暴論のたぐいは、さすがに正当な反論の前に最近ではやや下火になってきているが、依然、限られた人々による無反省な農業・食糧攻撃がオーム返しに繰

り返されている。

それらに共通する考え方は、まず「日本の米は外国にくらべて一〇倍も高い」という恣意的な高価格印象を大量宣伝で植えつけ、そのうえで「高価格の原因は補助金や食糧管理制度による過保護のため」であって、自由化すれば過保護は是正され、その分だけ「消費者負担は軽減し、家計支出も大幅に減少する」というものである。「過保護」や「高価格」による「消費者負担過大論」は、農産物の恣意的な内外価格差に国内生産量に乗じた金額が不当な消費者負担額であるとみなし、輸入自由化によって内外価格差が消滅して不当な消費者負担が解消するという立論であって、ほんらい、資本・財界の論理・主張である自由化促進・国内農業攻撃を、あたかも消費者の味方であるかのように装って展開しているところに共通性をもっている。

また、これらの議論は、以下でくわしく検討するように、いまの価格で必要なだけいくらかでも輸入できるという、現実にはありえない前提に立脚しているうえに、農産物自由化にともなう社会的調整コストをまったく無視している。また、農業、とりわけ水田のもつ国土保全、環境保全上の多面的な機能と、それらが失われた場合に必要な代替費用を無視しているし、さらに、安全性についての配慮がまったくないところにも共通した特徴と欠陥をもっている。

これらの俗論は、個別にはすでに反論され尽くしているし、もともと学問的批判に耐えうるような主張でもないので、すべてを一々採り上げて反論する必要はないだろう。ただ、マスコミ総動員の大量宣伝による歪められたイメージの残像は、なお、全面的には払拭しきれていないよう

に思われる。日本農業や米についての正しい認識のために、以下、それらの俗論とのかかわりで見起された若干の論点について批判的に検討しておきたい。

2 「日本の米は外国より一〇倍も高い」か

*米価格の国際比較のものさし

自由化推進論・国内農業攻撃に共通した論点の一つは、「日本の米は国際価格に比べて一〇倍も高い」という点である。食糧庁が八六年の事前米審に提出した「米価に関する資料」のなかで、説明抜きで「タイの米との比較で九・五倍、アメリカの八・四倍」の数値をだし、それが無批判に広がったのが一〇倍論の根拠のようである。

一般に、米価格の国際比較にあたっては、いろいろな配慮が必要である。種類、品質、銘柄を考慮しなければならないことはもちろんであるが、為替レートの単純換算表示の意味についても十分な配慮が必要である（八五年ブラザ合意・八七年ループル合意以後の二倍近い急激な円の値上がりや、長期的購買力平價論による二〇〇円を中心とした一六〇〜二六〇円妥当説等々）。

さらに、農家が庭先で米を手放すときの生産者庭先価格、補助金等をつけた農家の実際の手取り価格としての生産者（保障）価格、卸売価格、小売（消費者）価格、FOB（輸出港本船渡）

価格、CIF（輸入港着）価格などを区別して比較しなければならぬ。また、米価格だけでなく一般諸物価との総合比較も必要だし、日本人好みの米の輸出余力や、いまの安い価格のまま輸入できるのかなどを検討することも必要である。

このような配慮を抜きにして、「米」という言葉だけの類似性を根拠にして、しかも単純な円ドル換算による比較数値をあげて、日本の米は高いから安い米を輸入せよといってみても、それは、いずれにしても、恣意的なものとならざるをえない。

すこし立ち入ってみよう。

*アメリカの生産者価格との比較

一〇倍論が横行するなかで、農水省は、八六年一〇月、米価格の国際比較の試算数値を発表した。生産者価格で、日本の米はアメリカの八・四倍（のち、五・四倍と修正）であり、消費者価格で、アメリカの一・九倍、西ドイツの一・二倍、フランスの一・五倍であって、タイ米CIF価格としては七・五倍というものである（八六年一〜八月平均、同期間平均為替レート、一ドル＝一七四・四円）。

アメリカの生産者価格を問題にする場合、生産費に見合う所得保障価格である目標価格、商品金融公社（CCC）の融資単価としてのローンレート、およびタイ米価格を基準とした国際価格に合わせて設定した農家庭先価格で同時に融資返済価格でもあるリペイメントレートの、三つの

「生産者価格」があることに注意しなければならない。

アメリカは、新農業法（八五年「食糧安全保障法」）によって、多額の価格・輸出補助をおこなっている。その一つがマーケティング・ローン制度とよばれる価格支持・輸出補助制度である。これは、国際市場価格に合わせて設定されたリベイメントレート（融資返済単価、国際市場価格×名目の農家庭先価格）と、リベイメントレートのほぼ倍額に相当する国内のローンレート（融資単価）との差額を、国が補助するものである。

農民は、名目上、リベイメントレート（八六年、長・短粒種平均、七九・五ドル／椀トン、実勢月平均約八四ドル）で販売するように見える。しかし、実際には、米を担保に商品金融公社（CCC）からローンレート（同前一五九ドル／椀トン）で融資を受けた農民は、リベイメントレートだけ返済して、CCCから担保としての米を請け戻して市場に売却するか、あるいは、事実上半分の担保価値（リベイメントレート相当分）しかない担保物件を九カ月後にローンレート価格でCCCに売却（融資も返済）するかの、いずれかを選ぶことになり、実際の農家の販売価格は、この段階で底先価格の二倍の一五九ドルとなる。原則として半額の返済免除（同前、一五九マイナス七九・五〇七九・五ドル、実勢平均一五九マイナス八四・七五ドルの返済免除）をふくんでおり、これが最低価格の保障という大きな役割を果たしている。

補助の第二は、ほぼ生産費に見合う価格として目標価格（同前、二六二ドル）を設定し、目標価格とローンレートとの差額（同前、二六二マイナス一五九・一〇三ドル）を不足払いとして減



反実施を条件に補助するという不足払い制度である。この段階では、農家の手取り価格すなわち生産者価格は、減反実施が条件となっているが、目標価格そのものである。この不足払いとマーケットテイング・ローン制度の返済免除とを合わせた補助金額（同前、一八二・五ドル）は、目標価格の七〇%にもおよぶものとなっている。こうすることによって、タイ米価格に主導される国際価格水準での輸出を可能にしようとするものである（他の各種輸出補助については後述）。

したがって、日本の生産者価格との比較では、保障価格としての目標価格を採り上げねば意味がない。農水省が、歴先価格（リベイメント・レート）と比較した数値八・四倍を、目標価格との対比で生産者価格比五・四倍と訂正したのはとうぜんである。

*タイ米を一〇倍高論の根拠にはできない

他方、タイは、七〇年代以降急速に水田面積を拡大して、今日では世界第五位の米生産国になり、アメリカを抜いて世界第一位の米輸出国となった。しかし、タイの米価格は、以下で述べるように、明らかに窮迫販売・飢饉輸出による低価格であって、経済的合理性をもった正当な価格とはいえない。

タイ米の生産者庭先価格は、ほとんど（集荷量の九五％程度）が、脱穀機をもち込んで買い付けにくる商人と農民との現金相対取り引きで決定される。泉田洋一氏によれば、最近の庭先価格（雨期米、概価／トン）は、八〇年三〇六八バーツ、八五年二四八〇バーツ、八六年二三一九バーツ、八七年二二〇〇バーツであって、政府指導価格（八六年以降なし）を二割程度下回っている。八〇年と八七年を比較すると約三〇％の低落である。極端な「買いたたき」、極端な低価格といわねばならない。

一般に、タイの米価格は、一人当たり所得で日本の十数分の一という全般的な経済・所得水準の極端な低さと対応した低い価格水準で形成されているうえに、さらに上述の買いたたきが価格を押し下げている。タイの農業人口一人当たり所得は、非農業人口一人当たり所得の七分の一だといわれ、年間所得は農業人口全国平均で三万円弱、主要米作地帯の東北部では一万五千円強（一バーツ＝五・〇六円で換算）という極端な低所得である。

加えて、アメリカよりも低く設定されたタイの輸出価格は、タイの農民がどうせんに受け取る

べき所得の、かなりの部分を犠牲にすることによって実現している。はげしい競争関係にあるアメリカが、多額の補助金を使って輸出市場を確保しようとしていることが、タイ農民の犠牲部分をいっそう大きなものにしていくといえよう。

このように、極端な低価格で買集めたものを、アメリカとの競争のなかで、さらに値下げ（輸出税を免除）して輸出しているのである。輸出量は、七〇年一〇六万トン（世界貿易量シェア一・一％）だったが、その後急増し、八六年は四五二万トン（同前三七％）に達し、八四年の四六二万トンに次いで史上二位を記録した。しかし、アメリカに対抗して輸出価格をさらに引き下げているため、輸出金額は七億七三〇〇万ドルで、輸出量四〇六万トンにとどまった八五年の八億三千万ドルにくらべて七％（トン当たり価格で一六％）も落ち込んでいる。

このように、タイ米価格は、経済的に意味をもつ正当な価格とはいえないのである。しかも、日本の食用米価格にくらべてCIF（着港）価格比七・五分の一だとして、「一〇倍論」の主要な根拠とされるタイ米は、沖縄焼酎泡盛の加工原料として輸入されているもので、味覚に劣るインディカ系品種で碎米が一〇％も混入している。これと日本の食用の良質の米とを比較することはまったく意味がないのであって、ほんらい、比較できないものを比較した「一〇倍論」は、ためにする発言か、無知の発言としかいいようがない。

*アメリカの生産費との比較

次に、米の生産費についてみてみよう。作り方、農法がまったくちがうところで、単純に比較することは困難であるが、あえて日本の生産費費目に合わせて対比してみよう（生産費の比較についても、国による、あるいはその時々々のデータの取り方のちがいを考慮する必要があるが、ここでは大まかな傾向を知るとどめ、細かい検討は省略する）。

八五年産、一〇アール当たり米生産費（一ドル＝一五六円）の日米比較（表4）では、第一次生産費で一〇倍、それに資本利子と地代を加えた第二次生産費で九倍となっている。生産費中、水利費の一八・四倍、建物土地改良設備費・農機具費一七・〇倍、労働費三八・五倍などが、とくに目立っている。

生産費での九倍の差は、基本的には、歴史的・地理的・経済的環境によって規定された日米両国間の稲作経営規模の差にもとづくものである。

アメリカ（八二年）一農場当たり農用地面積 一八五・三ヘクタール （二〇〇万農場）

稲作一農場当たり水田面積 一一二・〇ヘクタール （一・一農場）

（・ テキサス一八〇ヘクタール、カリフォルニア一七二ヘクタール）

日 本（八五年）一農家当たり農用地面積 一・二ヘクタール（四三七・六万農家）

稲作一農家当たり水田面積 〇・八三ヘクタール（三五五・一農家）

歴史的・地理的・経済的環境にもとづく規模の一例として、西部開拓時代の戸当たり無償供与面積がほぼ四〇〇エーカー＝一六〇ヘクタールであったことを想起されたい。一六〇ヘクター

表4 日本とアメリカの米生産費比較

(1985年産 10a当たり円、1ドル=156円)

		日 本	アメリカ	日本 アメリカ
費 用	種 苗 費	2,803	1,011	2.8倍
	肥 料 費	10,960	1,412	7.8
	農業薬剤費	7,580	1,037	7.3
	光熱動力費	4,004	1,635	2.4
	その他諸材料費	2,255	—	—
	水 利 費	5,850	318	18.4
	貸借料・料金	8,503	1,284	6.7
	建物土地改良設備費	4,334	2,758	17.0
	農 機 具 費	42,656		
	勞 働 費	54,339	1,413	38.5
	そ の 他	—	2,951	—
	計	143,374	13,819	10.4
副産物価額(差引)		5,760	—	—
第1次生産費		137,614	13,819	10.0
資 本 利 子		7,659	3,008	2.5
地 代		31,406	2,833	11.1
第2次生産費		176,679	19,660	9.0

『日本農業新聞』(昭和61年12月12日)より。

ルはそこで農業生産をおこなって家族が生活していける、いわば社会的生産の単位としての規模であった。それになんて、日本では、江戸時代の標準的な本百姓は高一〇石、面積一町一ヘクタールであって、一ヘクタールが社会的生産の単位規模であった。

そしてそのうえに、日本農業の集約的経営、高地価、高い農業機械・農用資材などということもふくめて、こうした差があるのである。

ところで、前述のように生産者価格は五・四倍であった。生産費比九・〇倍との開

きをどのようにみたらよいのだろうか。三輪昌男氏に依頼してみてみよう。

一〇アール当たりのこの数値は、収量差があるため、重量当たりに換算すると九%程度少なくなる。したがって、重量当たりに換算すると、九・〇倍は八・二倍になる。さらに、時期による為替レートの差による換算（五・四倍の計算の際の「ドル」一七四・四円を一五六・〇円で計算）で、生産費の差九・〇倍は七・三倍になる。八四年と八五年の年度のちがいがあがあるが、七・三倍という数値は変わらない。前述の五・四倍とのあいだにはまだ開きがあることになる。

おそらく、この差は、アメリカの生産費調査の方法による差異と、生産費を基準にした目標価格の設定の仕方にもとづくものであろう。アメリカの生産費調査では、四〇〇エーカー（一六〇ヘクタール）規模は、二〇〇エーカー規模にくらべて倍の抽出率であるなど、大規模層の比重が高くなっていて、生産費は低く出る傾向にある。また、そのためアメリカでは、中小規模層の価格補償のために、政策価格（目標価格）を、計算された生産費よりかなり高めに設定していると思われるのである。このようにみえてくると、生産者価格と生産費との倍率の差は、実態としてそれほど大きくないと考えてよいだろう。

＊タイの生産費との比較

タイ米生産費との比較では、辻井博氏によれば、表5にみられるように、八四年、白米トシ当たり（一バーツ六円）第一次生産費で一四・六倍、第二次生産費で一三・一倍であって、一へ

表5 タイと日本の米生産費比較

(日本は1984年度、タイは1984/85年度)

	タイ	日本(全調査農家)	
	円/トン(白米)	円/トン(白米)	倍率
種苗費	928円	5,629円	6.1倍
肥料費	36	22,149	615.3
農薬費	1,109	14,496	13.1
光熱動力費	67	8,370	
その他諸材料費	0	4,654	*194.4
水利費	428	11,442	26.7
賃料および料金	1,424	17,826	12.5
建物土地改良費	0	8,701	
農機具費	493	84,750	
畜力費	3,688	0	22.4
労働費(自家と雇用)	10,723	110,191	10.3
精米費	NA	**	**
副産物(差引)	NA	12,932	NA
第1次生産費	18,896	275,276	14.6
資本利子	3,281	15,379	4.7
地代	4,846	63,135	13.0
第2次生産費	27,023	353,790	13.1
収量(白米 ¹ /ha)	1.18t/ha	4.92t/ha	4.2

白米1トン当り円に換算、1バーツ=6円、1ドル=155円。

辻井氏前掲論文より引用・算出。NAは入手不可能。*は光熱動力費をふくみ、**は「賃料等」にふくまれる。

換算率：白米/玄米=0.906、白米/もみ=0.66(タイ)。

クータル当たり収量は四・二倍である。うち、肥料費六一・五・三倍、光熱動力・その他諸材料費一九四・四倍、水利費二六・七倍、農機具・畜力費二二・四倍、労働費一〇・三倍などが目立っている。

タイの生産費の低さは、適正な農業機械・農業・化学肥料など農業の技術発展の基礎となる生産資材の投入がきわめて少ないことに依存している。いわば後進国型の技術段階にとどまっており、前述のような極端な低賃金水準による労働多投型の農業である。賃金水準がきわめて低いために、単位労働費当たりの生産量が大きくなって、生産費を引き下げているのである。

＊消費者価格はアメリカの二倍

日本とアメリカの場合、たしかに目標価格で五・四倍、庭先価格で八・四倍の開きがある。他方、消費者価格では、アメリカの一・九倍である。生産者価格が日本の五分の一以下でありながら消費者価格が約二分の一と、価格差に大きな開きがあるということは注目される。しかも、この場合、流通業者が入手する価格は、生産者価格としての目標価格ではなく、リバイメントレートとしての庭先価格である。

したがってアメリカでは、流通関連業者が、日本の生産者価格の約八分の一の価格で仕入れたものを、消費者にたいしては、日本の約二分の一の価格で販売しているのである。生産者からの購入価格と、消費者への販売価格の開きは、四・四倍におよんでいる。日本の場合は一・二倍に

すぎない。

これは、食糧管理制度（食管制、くわしくは後述）が不十分ながらも機能している日本と、まったく業者任せのアメリカとのちがいを示しているものといえよう。日本では食管制によって、「消費者の家計の安定」と「生産者の再生産を確保」するために、（比較年次において）直接管理米（政府購入米）については逆ザヤ負担が、自主流通米については助成金が、それぞれ出されているためである。かりに、米が自由化され食管制がつぶされたら、生産者価格はもっと低くなり、消費者はいまよりもはるかに高いものを買わされるということを示すことをアメリカの価格差は暗示している。

アメリカの場合に、精米流通業者の販売価格が仕入れ価格の四・四倍におよんでいるというのは、中間利得がいかにも過大に思われる。たしかに、国柄のちがいにより日本にくらべて中間経費が少なくないことも事実であろうが、それにしても、かなりの独占的な利潤・投機的な利潤の存在を想定せざるをえない。

では、実際の小売価格はどうか。ある程度、質の問題を考慮してみよう。いま世界で生産されている米は、長粒種（インディカ系）、短粒種（ジャポニカ系）、その中間種としての中粒種（ジャワイカ系など）に大別されるが、日本人好みの米は短粒種および短粒種の系質を多く備えた中粒種に限られる。アメリカで生産されているこれらの米は、国宝ローズ、にしき、菊、さくら、ポタン、白菊、ニュー・ローズ、野村米、国府田米など、ごく少量の銘柄米に限定され

る。

全国農業協同組合中央会（全中）の、一九八六年七月下旬および一〇月六日、全米各地におけるこれら銘柄米の小売価格の調査によれば、地域、店舗、袋詰め的大小により、一〇キロ当たり六七九〜二七一七円（七月上旬一ドル＝一六四円、一〇月六日一ドル＝一五四円換算）と四倍前後の大きな価格差があり、限られた断片的な事例で判断できないことを示している。

一般に、カリフォルニア米の短・中粒種の一級品は、後に見るように、日本米の中・下級品に相当する。したがって、質を考慮すれば、日本の中・下級品と比較するのが妥当であろう。中級（四五〇〇円）、下級（三五六〇円）の平均値（四〇三〇円、八六年）と比較すると、日本米は、ニューヨーク州の約二・四倍（二・一〜二・七倍）、ニューヨーク州の特級品の一・五倍、ロスアンゼルス州の約四倍（三・六〜四・九倍）ということになる。アメリカの消費者価格の基準値はどこにみるかは困難であるが、限られた量の、しかも限定された産地（短・中粒種生産はほとんどカリフォルニアのみ）内の価格としてのロスアンゼルス価格を除外して考えれば、ほぼ二・四倍前後とみなしてよいであろう。質を考慮しない、長粒種をふくめたアメリカの米全体との比較での一・九倍論よりも倍率は大きくなっている。これは、三輪昌男氏が指摘するように、アメリカでは長粒種のほうが「良質米」として取り扱われているためであろう。

*内外価格差は米価だけの問題ではない

ところで、世界主要都市における日常的な商品・サービスの価格を比較した資料として、周知のように住友商事の調査がある。マスコミで公表されなかった米価は、大阪消費者団体連絡会が提供を受けた「住商ニュース」のデータによると、東京価格は、一九八六年七月下旬（一ドル＝一五五円）、一九八七年七月下旬（同一五〇円）で、それぞれ一〇キロ当たり四八三九円、四八四〇円。西欧一三都市平均では、同じく三一九五円、三四七〇円。アメリカ三都市平均は一五二四円、一六八七円である。

一九八七年の西欧主要一三都市の店頭表示価格平均は、八六年にくらべて円高にもかかわらず八・六%値上がりしている。質を無視した単純比較では、東京価格は西欧の一・四倍になる。しかし、西欧で販売されている米は、日本人にとっては徳用三等米以下にランクされている。かりに徳用三等米（三三七五円）相当と仮定すれば、日本のほうが安くなり、価格差は逆転する。

ついでながら、消団連の下垣内博氏は、日本の方が高い商品について、「住友商事の調べによりますと、食料品以外、日本の方が高い商品・サービスとして、電気料金、水道代、ガソリン、缶ビールなどがあります。意外なのは、世界でトップレベルを誇る日本の家電製品のほうが高いという事実です」として、二七〇リットル三ドア級冷蔵庫の東京価格が先進国主要都市価格の二・三倍であり、発展途上国ではさらに低価格であることを示し、日本の新聞代の高さにも言及したうえで、「日本のほうが安いものとして女性用ストックキングがあります」と紹介している。

表6 1人当たり年間食料費支出のために要する
労働時間の各国比較

	1975年	1980年	1984年
アメリカ	181.6 (240.4)	181.7 (246.9)	167.0 (231.0)
日本	207.9 (255.1)	194.5 (246.6)	188.4 (248.4)
西ドイツ	— (248.3)	— (242.2)	— (239.5)
イギリス	211.9 (315.8)	209.9 (324.4)	191.5 (306.6)
イタリア	286.2 (347.4)	243.2 (302.2)	253.9 (325.4)

()内の数字は外食費をよくんだ食料費である。

いまのところ、住商以外のデータはないが、日本の日常的商品価格は、ほぼ、世界の二倍弱程度とみてよいのではなからうか。そして、米価格もまた、その範囲内に留まっているのである。もちろん、円高の為替レート換算による単純な数値比較のもつ意味についてはすでに検討したとおりである。国情のちがいが、少なくとも経済水準や生活様式との関係のなかでとらえなければならぬことはいうまでもない。ただ、ここでいえることは、日本の消費者価格は、けっしていわれるほど高くはないということである。

なお、食糧品価格比較の一つの方法として、一人当たりの食糧費を賄うのにどれくらい働かねばならないか、その労働時間で比較するという方法がある。最近の消費者価格の内外価格差の拡大が、主として為替レートの変動、異常な円高によってもたらされているとするならば、この為替レートを媒介しない比較方法は、消費支出にしろる食料費支出の比重を生活実感に近いかたちで比較できるといふ長所をもっている。「二一世紀会」の試算によれば表6のとおりである。

それによれば、日本では、食料費を賄うのに、各国にくらべて特別多くの労働時間を要するということはない。換言すれば、食料品

全体の価格水準は欧米並みということになる。

- (1) 泉田洋一「タイ国の農業と農業金融」、『農林金融』八六年八月号所収。
- (2) 三輪昌男「米批判をめぐって(一・三)」、協同組合経営研究所編『検証！農業批判を正す』所収、富民協会、一九八七年。
- (3) 辻井博「米生産費と米価の国際比較」、『農業と経済』八七年四月号所収。同「アメリカ版米食費と輸出戦略」、亀谷編著『アメリカ米産業の素顔』所収、富民協会、一九八八年。
- (4) 全国農協中央会「米価、アメリカの米作事情」、一九八六年。および前掲『検証！農業批判を正す』。
- (5) 三輪昌男「米批判をめぐって(一・四)」、前掲書所収。
- (6) 下垣内博「続・お米と文化」、全大阪消費者団体連絡会、一九八八年。
- (7) 「主食用内地米」は検査に合格した「うるち米一、二等米」で、「うるち三等米」は「徳用上米」として別扱いであったが、八七年に廃止された。大阪府は消費者側の要望を入れ、「徳用三等米」として残したもので、もっとも安い米である(下垣内博、前掲書による)。
- (8)(9) 下垣内博、前掲書。
- (10) 脱稿後の八九年九月二五日、経済企画庁が世界の物価比較「物価リポート89」を発表した。八八年一月時点(一ドル＝一〇八・一五円)で、東京、ニューヨーク、ハンブルグ(以上経企庁調査)、ロンドン、パリ(日本貿易振興会委託調査)の五都市の物価四〇〇品目を調査して比較したものである。新聞報道以上の詳細な全文が入りできないが、各紙が「高い」と見出しを付けた食料品については、単品目で二―三倍のものもあるが、食料品全体では一・五倍弱であって、本文の指摘を裏付けている。しかし、工業製品で食料品以上に高いものもかなりあり、内外価格差・物価問題は、各国の土地条件や自

然条件に規定されざるをえない食糧品よりも、むしろ、価格競争力を十分に備えて大量輸出をおこなっている工業製品や、地価・住宅費にこそ注意が向けられねばならないことを、この報告は示しているといえよう。

(11) 二二世紀会編「日本農業を正しく理解するための本」、農林統計協会、一九八七年。

3 「アメリカの米はうまい」か

——カリフォルニア銘柄米の食味——

＊米の食味のくらべ方

米自由化キャンペーンの一つとして、アメリカの米はうまいんだという宣伝が広く流布されている。戦中・戦後の飢饉の時代を過ごした者にとつての、あのまずい「外米」の記憶をなんとかつがえし、「外米」を知らない世代にはアメリカ米の「良い」印象を植えつけようとする宣伝である。

ほんとうかということ、食味実験もかなりおこなわれている。聞くところでは、若い人達でよくわからない人もあるようだが（グルメ・ブームのわりには日本人の舌が米にたいして瘦せてきているということなのだろうか）、カレーライスやすしなど、きつい味のものと混ぜてしま

とわかりにくいがおかゆにしたり、冷やご飯になると一番よくわかるといわれている。

ところで、米のうまさ・ご飯のおいしさを決める要因はかなり複雑である。ほんらいうまいはずの品種でも、産地条件、気象条件、栽培条件、貯蔵・保管条件でまずい米に変わり得るし、炊き方次第でまずいご飯が変わってしまう。一般に、米の味にはなにか大きく作用しているのか（米の食味要因とその荷重）を決めるものとして、次のような点が挙げられている。

- ① 最大の要因としての品種
 - ② 産地（地形、土質、水質など）
 - ③ 気象（気温、日照、降雨量、風）
 - ④ 栽培方法（施肥、農業、管理、収穫）
 - ⑤ 乾燥（方法、程度）
 - ⑥ 貯蔵・保管（湿度、温度、燻蒸、期間）
 - ⑦ 精米（精白法、揚精度）
 - ⑧ 炊飯（炊飯器、使用水、水洗、浸漬、炊飯方法）
- 普通、米の食味を評価するには「食味試験」がおこなわれる。食味試験は、一般には、基準米（多くは日本晴）をふくむ四種類くらいの米を同じやり方で炊き上げて、基準米を0に、あとは1、2、3と番号だけを付けて食べくらべる。比較は、外観、香り、味、粘り、硬さ、総合の六項目からなる「食味表」にもとづいて評価する。テスト人数は、年代層を加味した二四人以上が理想とされている。農林水産省の外郭団体による毎年の品種・銘柄検査など、公的機関の検査はもっと厳密だが、やり方は同じである。

しかし、こうした食味試験の結果は、必ずしも一致したものとはなっていない。たとえば、公的試験研究機関の結果で酷評を受けた青森産のレイメイや北海道のいくつかの品種が、他の公的

機関のテストの総合評価で、コシヒカリやササニシキとあまり差がないという結果もでている。微妙な差ということでは、やはり食べ慣れた米が一番いいのだろうか。食味計などの機器を使った研究もすすめられており、最近ではかなり高度な機械を用いた研究がすすんでいるが、食味を一〇〇%当てておくことには成功していない。

*主婦たちの食味ではアメリカ米は標準価格米以下

消費者団体などを中心に、カリフォルニア米の食味試験がおこなわれていることは前述のとおりだが、その一部を紹介しておこう。

おそらく、最初に試食会をもったのは大阪の「日本の伝統食を考える会」であろう。八七年一月四日、同会は、国宝ローズ、錦、ササニシキ、コシヒカリ、江州米の五種類を、それぞれ、ご飯、すし飯、お粥、重湯に調理して試食会を開いた。報道関係者もふくめて数十名が参加したが、試食アンケートの結果は、明らかに日本米の勝利であった。蛇足ながら、「アメリカ米はうまい」と宣伝しているマスコミからの参加者全員が、このとき「初めて食べた」というのには、集まった主婦のほうが驚かされたという。

そのお返しというわけでもなからうが、今度は主婦たちが試されることになる。朝日新聞がおこなった目隠し食味テストである。カリフォルニア産国宝ローズ、標準価格米、ブレンド米（I類Aランクを混合）、宮城産ササニシキ、新潟産コシヒカリの「覆面」五種類について、九人の

主婦に、なにも知らせないまま、うまさのランクづけをさせたのである。その結果、九人全員が新潟産コシヒカリをトップに、宮城産ササニシキを二位にあげ、九人中七人までがカリフォルニア米最高の味といわれる国宝ローズを、朝日新聞のカリフォルニア米の味はササニシキ級との期待に反して、標準価格米以下の最下位の味と断定した（他の一人もブレンド米以下と判定し、残る一人が三位にランクした）。とうぜんの結果ではあるが、マスコミの姿勢をふくめて、象徴的な、興味深い事実といわねばなるまい。

大阪消団連の試食会では、国府田農場の特級品国宝ローズと国内格安品としての徳用三等米とを、コどちらかが国府田農場の国宝ローズ、もう一つは日本の米」とだけ知らせて、府下某市民生協の婦人組合員三九人に比較してもらった。八七%（三四人）が味・香りとも徳用三等米の方が良いと答えている。粘り・硬さについては、六七%（二六人）が同じく徳用三等米に軍配を上げ、どちらが国宝ローズか当てた者は七九%（三一名）となっている。

好みの問題もあるが、なんといっても、やはり味は日本の米にはかなわないというのが大方の結論である。

＊残留農薬の問題も大きい

アメリカ米は、揚精技術は悪くはないが、せっかくきれいに仕上げたうえに、保存用にグルコースやコーン・シロップなどでコーティング処理加工をしていて、ビタミン類の添加も一般的で

ある。私たちのような炊き方で、しかも主食として毎日食するというものではなく、ときどき、料理のつまみ一品として食べることを前提としたものである。日本流の言い方をすれば、アメリカの主食はパン（小麦）であって、アメリカでの米は「おかず」の一種であるといえよう。

したがって、残留農薬の規制も日本にくらべ、はるかに緩やかである。突然変異性が確認され発ガン性も疑われている馬拉チオン（馬拉ソン）は、日本の残留基準では 0.1 ppm （ 1 ppm は 100 万分の 1 ）だが、アメリカでは 8.0 ppm と、日本の 80 倍の甘さである。残留を認めている農薬の数も多い。とくにポストハーベスト・アプリケーション（収穫後の農薬使用）で使用できる農薬が一六種類あり、うち八農薬は日本では登録されていない（したがって残留基準もない）農薬で、他の二農薬は日本でも登録されているが収穫後の使用は認められていない。

大阪消団連が八八年八月の調査の際に持ち帰ったアメリカ米を調べたところ、アメリカ国内消費向けの中・短粒種二五検体では、ほとんどがND（検出されず）あるいはTR（痕跡）で、日本の基準に触れるものは一検体のみであった。ところが、輸出用の長粒種五検体では、その全部から残留農薬が検出され、うち二検体からは基準を上回る農薬が検出されている。長期の輸送期間を要する輸出品物では保存用の農薬使用が一般的で、アメリカ米を輸入することは安全性の点でも大きな問題をふくんでいる。

(1) 三本弘兼「米の品種と味について」、大阪食糧・農業問題研究会「ニュース」第二八号（一九八八年

一月・二月合併号）。

(2) 同前。

(3) 大阪商船「消費者運動ニュース」(第三〇八号)、一九八七年四月二十五日号。

(4) 一九八七年五月一日付「朝日新聞」。

4 「安い価格で安定的に輸入」できるか

——世界の米貿易量と国際価格の不安定性——

前述のように、日本の米は消費者価格でアメリカの二倍前後だが、かりに米の輸入が強行されたら、日本の消費者はいまの半額で安定的に購入できるのだろうか。

米の生産は各国とも国内自給的な性格がつよくて、世界貿易量は生産量の三と四%ときわめて少なく、日本の国内需要量をやや上回る一二〇〇万トン程度である。それも大部分はインディカ系品種で、日本米に近いジャポニカ系短・中粒種はもっと少なく、皆無に近い。日本人好みの食用短・中粒種は、アメリカではアーカンソーなどのごく少量を除けば、カリフォルニアが独占的に生産しているが、それもせいぜいアメリカの生産量の一〇%程度、七〇万トン前後にしかすぎない。したがって、いまのところ、日本人好みの米の輸出余力はほとんどないといっている。(もし、日本が米を自由化し、日本向け輸出の可能性が開ければ、アメリカは、かなり、ジャポ



ニカ系短・中粒種への作付け転換をすすめるであらう。日本米に近い品質にするには技術的になお一〇年を要するといわれているが、潜在生産力はかなりあるとみなければならぬ。

かりにインディカ系品種であることを問わないとしても、あるいは、ジャボニカ系品種への作付け転換がすんだとしても、わずかな需要量の増加で価格は大幅に上昇し、かつ、国際価格はきわめて不安定となる。たとえば、一九七二年、ソ連が小麦三〇〇万トンの追加購入を発表しただけで、小麦の国際価格が二倍にはね上がり、一時期四倍に上昇した。小麦の世界貿易量は一億トン前後、生産量の一六・二〇%で、米にくらべればかなり多い。それでもこれだけ価格が動くのだから、米の場合はもっと不安定であるといわねばならない。

ソ連の国際市場参入による追加購入量三〇〇

万トンは貿易量の三%程度である。三%の輸入追加で値段が倍になったのである。それを単純に米に適用すれば、かりに日本が世界貿易量の三%に相当する四〇万トンを輸入すると米の国際価格が倍になることになる。需給が逼迫していた七二年当時と、過剰傾向の今日では、同じ三%でも、そのおよぼす影響がかなりちがうことはどうぜんであるが、わずかな需要量の増加で価格が大きく動くことはたしかであろう。いわれるように安い値段で常時安定的に買えるかという点、それはほとんど不可能に近いのである。

全米精米業者協会(RMA)提訴の付属文書の推計(後述)などでは、日本が一〇〇万トン輸入すれば国際価格は四〇%上昇し、さらに長期的に四六〇万トンを輸入すれば六八%上昇すると見込んでいる。また、農水省農業総合研究所の大賀圭治氏等の推計(後述)によれば、自由化した場合、八六年値基準で、アメリカの輸出価格(玄米)は四一%(アメリカが米作保護継続の場合二八%)上昇し、日本の輸入価格は三九%(同前二六%)上昇すると見込んでいる。

しかも、アメリカは新農業法で、生産者価格の七〇%にもおよぶ米補助や各種の輸出補助を実施しているが、財政的にはけっして軽い負担ではないのであって、長期的に継続・維持できる措置ではない。双子の赤字を抱えたアメリカにとっては、いまの補助水準を維持できるあいだに、できるだけ早く日本に米輸入自由化を認めさせ、それを契機に補助金を減らしていくことが至上命令であるといえよう。もし自由化するならば、アメリカの補助削減と日本の市場参入との二重の条件に加えて、作柄の変動、ほぼ十数年周期で訪れるといわれる過剰と不足の交替の影響など

が重なりあって、いまの国際価格は間もなく二倍以上に上がると思わなければならないだろう。

また、安定的な確保に関しては、作況の変動で輸入量を確保できないのではないかとの疑問にたいし、アメリカと長期輸入契約を結んでおけば心配はないという楽天的な見解がある。アメリカは、かりに食糧不足でアメリカ人が飢えても、なお日本に食糧を送りつづけるだろうか。

一九七三年、ニクソンは、飼料原料としての不漁のアンチポビの代替品として大豆かすを確保し、国内大豆の不足を避けるために、契約にかかわらず、米国产大豆の輸出を禁止した。禁輸は三カ月で解除されたが、アメリカへの輸入依存度が大きかった日本では、途端に大豆価格が三倍に跳ね上がり、豆腐や醤油が二倍以上に値上がりしたことはまだ記憶に新しい。アメリカには、大統領や農務長官が戦略上や食糧確保のために禁輸をおこなうことを定めた法律が、厳然と生きつづけているのである。

民族生存にかかわる食糧の問題だけに、安易に外国政府の好意に期待し、安定輸入を信ずることは危険である。

(1) 土原圭造監修・大賀圭治編著『米の国際需給と輸入自由化問題』、農林統計協会、一九八八年、大賀圭治「コメの輸入自由化とその需給への影響」、『農林統計調査』一九八八年三月号。

5 「日本の米は金がかかりすぎる」か

——農産物価格形成の特殊性と価格支持の必要性——

反農業キャンペーンの一つとして、農業過保護論、補助金廃止論など、「国内農業に金がかかりすぎる」という点が挙げられている。

しかし、基本的に、農産物、とくに主要食糧については、社会が必要とする需要量を賄うために必要な耕作地のうち、土地自体が備えている生産条件のもっとも良くない土地、すなわち「最劣等地」の生産物について、一定の価格補償が必要だという重要な原則がある。実態として、とくに規模の差が大きな要因となっている社会的生産条件や、土地の肥沃度（豊度）に代表される土地生産条件には、それぞれ最高・最低のあいだに大きなばらつきがあるが、平均的な生産費を基準にした市場経済原則だけで農産物の価格を決めたのでは、平均価格以上に生産費のかかる生産条件の劣悪なところでは採算が合わず、一般的には生産を止めざるを得なくなる。そのぶん供給が減り、必要な食糧の確保ができなくなる。

このように、国民にとって必要な食糧を確保するためには、どうしても価格支持（価格の下支え）が必要であって、そういう意味で農産物は一般の工業製品にくらべて、割高にならざるをえ

ないのである。このように、農産物は一般の工業製品と価格の決まり方がまったく違うということでは経済学の初歩の知識に属する。それを忘れて市場原理だけを振り回したのでは、農業は成り立たないし、食糧の確保も困難となる。価格支持のための費用は、けっして無駄な金なのではなくて、国民が食糧を確保するための必要経費なのである。

もっとも、このような主張にたいして、農工間のちがいや補助の必要性はわかるが、社会を一国だけに限定せずに全世界的なものと考え、自由な世界貿易のなかで最劣等地の価格補償を考えればよいのであって、そうすれば日本国民の価格補償負担額はもともと少なくて済むのではないかと、素朴な疑問もあり得るだろう。しかし、いかに世界市場が広がっているとはいえ、なお、国境措置は厳然と存在し、地域間・国家間で国柄の大きなちがいがあるのである。それらを無視して農産物自由化を主張するのは誤っている。リカードの比較生産費説の系譜を引く農産物自由化論は、リカードの所説をふくめ、農工間、地域間、国家間の特性にもとづく諸条件を無視した前提のうえに成り立っている誤った議論であって、イギリスの例を引くまでもなく、歴史的にも破産した理論といえよう。

この点について、やや長文になるが、筆者とはちがった立場からの、宇沢弘文氏の日本学術会議のシンポジウムにおける「自由化命題と農業問題」¹⁾を引用しておこう。

「最近、特に日米の農業問題に関する文書の過程で、私の専門としております近代経済学の考え方がかなり誤って使われているという印象を非常に強く持っておりまして、そういう観点

からお話をさせていただきたいと思えます。

……自由化命題といえますのは、経済学ではリカード以来、一つの基本的な原理です。……簡単に言いますと、二国間あるいは多国間で、関税、あるいは非関税障壁を撤廃して貿易を自由化することによって、貿易に参加した国の経済厚生（エコノミック・ウェルフェア）が、すべて高くなっていくという命題です。この命題は、例えば第二次大戦後のGATT体制の基本的な考え方もありますし、また、日米、あるいはアメリカとECの間の様々な貿易に関する問題の際に、常にこの自由化命題が一つの基本的な原則として出されてきています。しかし、この命題を、果たして現実に適用することができるかどうかという点について、経済学の分野ではこの十数年間、様々な論争が展開されてきたのですが、政策的な面ではほとんどこの点が取り上げられていなくて、あたかも自由化命題が一つの至上命題であって、それに従うことが望ましいという前提で、論議が進められているように思えます。

……自由化命題が成立するために、現実の経済の制度的・技術的な条件について、幾つかの重要な仮定を置くわけですが、そのうち三つほど重要な仮定を取り上げてみたいと思えます。

第一に、この自由化命題が成立するためには、様々な生産を行なうときに必要な様々な生産要素がすべて私有されている、……市場で取り引きされているという前提条件です。別の言葉で言いますと、私有されないで社会的な共通財産として管理されているような……社会的共通資本といったような性格を持った資源が存在しない……という前提条件です。つまり、土地、

農機具、種(子)、水、肥料、灌漑類のための必要な設備、生産物を運搬する道具、あるいは道路、そういうものは……すべて私有されていて、各経済主体に分属されていて、自由に市場で取り引きされているという前提条件が置かれている。……

第二の前提条件は、生産のために使われている資源が必要に応じて、どのような生産物の生産のためにも自由に使えるという条件です。例えば、これまで鉄鋼業に投下されていた様々な費消資源が、鉄の値段が安くなつて採算が取れないとなると、牧畜のためにすぐ転化できる、あるいは自動車の生産に向けられる。そしてそのために、追加的な……費用を必要としないという前提条件が置かれているわけです。

第三の条件としては、生産に関して規模の経済が存在しないということがありません。そのほか、生産の過程に時間的なコストを考える必要がないという仮定も置かれています。もともとリカードの命題は、生産要素を投入して、生産過程が終わって生産物になって出てきて、そして市場で売られるまでの間の期間(生産期間)が無視できるといふ前提条件で議論が組み立てられてきています。……

ところが今申し上げました前提条件のどの一つをとっても、現実には妥当しないわけです。特に、この問題は農業の場合に深刻ではないかと思われまふ。……

では、なぜ自由化命題が近代経済学の主導的な原理として残っていて、しかも国際的な交渉に関して使われてくるのかという点については、かつてジョン・ロビンソンがこういう説明を

したことがあります。それはこの自由化命題がライジング・エンバイヤー、つまり帝国主義段階で海外に市場を拡大している段階の経済にとって、非常に望ましい考え方である。したがって、例えば一九世紀のイギリスとか、第二次世界大戦後のアメリカとか、いわゆるライジング・エンバイヤーの経済学者たちが、非常に重宝であるという観点からこの命題を押し進めてきたのだ、というのがジョン・ロビンソンの説明です。私もなるほどというふうに思うわけですが、しかし、この命題を現在ののような形で、ある意味で無批判に適用することによって、日本経済全体から見たときには、非常に大きな問題が起こるのではないかというふうに思われます。

引用が長くなったが、多国間農産物自由貿易論が成り立たないこと、したがってまた、農産物貿易自由化論にもとづく日本の農産物価格支持負担の軽減論も誤りであることが理解できよう。

(1) 宇沢弘文「自由化命題と農業問題」、日本学術会議農業経済学研究連絡委員会主催シンポジウム「国際化時代における農業・農村問題」における報告、「農業と経済」臨時増刊(一九八九年四月二十五日)号。

6 「食糧制度は農業過保護で金がかかりすぎる

ので廃止すべき」か

*主食の安定的供給のための制度として発展

「米は金がかかりすぎる」という主張と並んで、「食糧制度は、過度の農業保護のために大幅な赤字を出して国民負担を増大させている」という非難がある。しかし、食糧制度（食糧管理法にもとづく主要食糧の国家管理制度を、一般に食糧管理制度ないし食糧制度と呼んでいる）は生産者だけにプラスというものではない。いうまでもなく、その基本は、国の責任において国民の主食を安定的に確保・供給することを目的としており、価格については、生産者の再生産を保障すると同時に、消費者の家計を圧迫しないという二本建ての原則にもとづいて生産者米価・消費者米価を決める建て前をとって、消費者にとっても大きなプラスになっている。

少しくわしくみよう。

主食である米は投機の対象になりやすく、歴史的にも豊凶による価格変動に加えて、買い占め・売り惜しみなどの投機的要因による大幅な乱高下が少なくなかった。一九一八（大正七）年の米騒動前後では、月平均取引価格の最高・最低で四倍以上の開きがあった。

米騒動を契機に、一九二一（大正一〇）年、必要に応じて国が米の買い入れ・売り渡しをおこなうことができる米穀法が制定され、さらに三三（昭和八）年には米穀統制法が制定されたが、依然として価格変動がはげしく、国民への公平な供給（配給）を確保することは困難であったため、一九四二年、主要食糧を国家が管理する食糧管理法が制定された。

食糧管理法は、戦時統制下、米不足のなかで生まれはしたが、主食の供給確保や公平な分配（配給）による民生の安定は、ただたんに戦争遂行の大前提であったばかりでなく、平時においても、悲願ともいえる歴史的課題であった。そのため、食糧制度は、戦後、一般的な統制経済政策が撤廃された後も、国民の支持のもとに長年にわたって引き継がれ、政府・財界の意向による食糧のなし崩し的骨抜き（①六九年、自主流通米制度新設、②七一年、米の政府買入制限、③七二年、物価統制令適用廃止、④八一年、食糧法大幅改正、など）を受け、食糧制度そのものの改廃が企てられながらも、今日にいたっているのである。

食糧制度の基本は次のとおりである。

①米の需給や価格の安定のために必要な米は政府が管理し、政府米（直接管理米）は、政府が生産者より直接または指定集荷業者に委託して買い入れる。（第一条、第二条、第二条ノ二の一項、第三条）

②政府の買い入れ価格は、米の再生産を確保することを旨として定める。（第三条二項）

③消費者にたいしては、必要な一定量の米を確保する。（第二条ノ二、第四条）

④ 政府の米の売り渡し価格は、消費者の家計の安定を旨として定める。(第四条二・三項)
⑤ 米の輸出入は、政府が規制する。(第一条)

上述の①および③により、かつては(自家飯米分を除く)全量直接買入れ・売り渡し(全量直接確保)だったが、自主流通米制度の導入により、いまは、間接的に確保する自主流通米と、直接確保の政府米とを合わせた全量管理となった。

全量管理は全量直接確保にくらべてかなりの後退ではあるが、少なくとも、主食の安定供給のためには最低限維持しなければならない基本原則である。自主流通米を政府管理から除外する「部分管理」や「市場原理に委ねた流通自由化」などは、主食としての米を、ふたたび投機の対象に追いやり、投機的暴利を容認するものであって、国民の安定した食生活を脅かすばかりか、米輸入にも道を開くものとなる。

* 生産者・消費者双方にプラスになる二重米価制

上述②および④の、別個の二つの原則によって決められる価格制度を、一般に二重米価制という。多年にわたる生産者米価の据え置き・引き下げや、連年の消費者米価の引き上げにみられるように、二重米価制の原則は、事実上、かなり崩されてきている。しかし、生産者には再生産を保障し、消費者には家計の安定をはかるといふ二重米価制の原則は、前述のアメリカの生産者価格と消費者価格の開きの大きさからもわかるように、生産者・消費者双方にとってプラスになる

ものである。そのための費用「食管理費」は、食糧の安定確保を制度的に保障するための費用であり、貧富・担税能力に関係なく国民一人ひとりに公平に分配される福祉・厚生・社会保障的費用と考えるべきであろう。

すでに政府買入価格と政府売渡価格とのあいだの赤字（売買逆ざや）は八七年七月から、六〇キロ当たり一〇四一円の純ざやに転じ、販売業者経費をふくめた末端逆ざやは一〇年以前（七九年二月）から解消し、政府管理経費をふくめたコスト逆ざやも二五八〇円に縮小している。現状は、国民平等の利益の一定の後退を反映したものはあるが、なお二重米価制は、米価格の安定による安定した消費生活の確保と、不十分ながら一定程度の価格補償によって農業の維持発展に貢献するものである。米価を「市場メカニズム」や「民間需給動向」にまかせようとする意図は、消費者・農民をふくめた大多数の国民の利益に反するものである。

食管理費を守ることが、自由化の危機に迫いやられている日本の米を守り、食糧と農業を守り、国民全体の利益を守る制度的保障の要となっている。

7 「外国にくらべて補助金が多すぎる」か

表7 OECDによる日本・アメリカ・ECの主要品目の保護水準 (87年、%)

	日 本		アメリカ		EC	
	PSE	CSE	PSE	CSE	PSE	CSE
米	62.5	-38.9	7.0	-	30.2	-9.2
小麦	112.4	-29.2	18.1	-	25.4	-14.7
大豆	107.6	0.5	8.1	-	22.1	-
砂糖	63.2	-23.3	16.1	-4.5	21.9	-21.6
牛乳	70.1	-27.3	-	-14.5	48.1	-14.5
牛肉	53.1	-25.2	9.2	1.7	56.1	-13.2
豚肉	16.4	-9.4	6.7	1.4	27.5	-6.3
鶏肉	19.4	-10.8	7.2	2.5	15.6	-4.4

* PSEとCSEは修正が必要

日本農業過保護論を側面援助するものとして、一九八四年一月、OECD（経済協力開発機構）で、アメリカの意向にそって「国家の補助があつて、自由な貿易を妨害している」旨の報告がつけられ、さらに八七年四月には、その具体化として、農業保護の指標と、その指標にもとづく各国の保護水準の数値を閣僚理事会に内示した。

OECDの農業保護指標は、PSEとCSEの二つである。PSEとは、「政府などによって採られている政策がなくなつた場合に、所得維持の見地から生産者に補償しなければならないと考えられる補助金相当量」のことであつて、その数値の高さが保護率の高さを表わすとされる。CSEは、同様の場合に、「消費者に補償しなければならぬと考えられる補助金相当量」のことであつて、そのマイナス数値の絶対値の大きさが消費者の負担の大きさを表わすというものである。

この指標で計算した一九八一年の日本、アメリカ、ECの主要品目の保護水準は紙谷貢氏の紹介によれば表7のとおり

表8 主要国農業予算指標比較

	日 本		アメリカ		フランス	
	'85	'86	'85	'86	'85	'86
①農業予算額(億円)	26,800	25,197	127,096	93,353	28,710	27,606
②国家予算に占める 農業予算の割合(%)	5.1	4.7	5.6	5.6	10.2	10.2
③農業総産出額に占める 農業予算の割合(%)	22.8	22.0	31.6	34.7	39.4	58.1
④農家1戸当り農業 予算額(万円/戸)	61	58	556	422	271	266

	イギリス		西ドイツ		(為替レート)	
	'85	'86	'85	'86	'85年	'86年
①	7,567	6,242	12,133	12,183	1ドル=238.54円,	168.52円
②	2.2	2.2	5.8	6.0	1フラン=26.55円,	24.33円
③	20.5	26.5	23.8	27.4	1ポンド=309.23円,	247.22円
④	310	258	163	166	1マルク=81.03円,	77.61円

①は円表示のため、'86は'85年比、26%円高による換算値になる。アメリカ予算額は円表示27%減だが、ドル表示では4%、21億ドル強の増額である。④も同じ。

である。
この数値が正しいとすれば、日本は、牛肉・豚肉のPSEがECを下回っている以外には、他のいずれの品目のPSE・CSEもアメリカ、ECを上回っていて、保護水準が高いことになる。
しかし、これは七九〇八一年値によるもので、その後、日本では価格・所得対策費が五割程度も大幅にカットされ(八六年予算五千億円、八八年四三四〇億円)、アメリカでは逆に、農業予算全体で一・七倍、価格・所得補助費九・六倍の増額(八六年四兆四千億円)があるなど、円高換算もふくめて、今日では大幅な修正が必要な数値で、ほとんど意味をもっていないといっている(いまでは、米にたいする補助金のウエイトは、アメリカ七割程度、日本二割程

度になつている)。

角度をかえて、農業就業者一人当たり国家支出についてみると、報告が作られた一九八四年で、アメリカが八三万円、E Cが四三万円、日本が一九万円である。当時でも、けつして日本の補助が多過ぎるというわけではない。

農業保護の割合を大まかに示す目安としては、農業総産出額に占める農業予算額の割合がある。表8の③のように、八六年値で、日本二二%、アメリカ三五%、フランス五八%、イギリス・西ドイツ二七%である。また農家一戸当たり農業予算額は日本五八万円、アメリカ四二二万円、フランス二六六万円、イギリス二五八万円、西ドイツ一六六万円である。(ただし、経営面積規模の小ささから一ヘクタール当たり予算額では日本が六〇万円と他国の四一〇倍となっている。)

*保護水準を示す指標としても欠陥が多い

それにも増して、P S E・C S Eが保護水準の指標としては欠陥の多いものであることが問われねばならないであろう。その点については、すでに農水省が多面的に批判をしているが、ここでは「二一世紀会」の著書から、その問題点を指摘した部分を引用しておこう。

不適切である「その理由の第一は、各国が採っている農業政策の多くは、単に農業者の経済的条件的改善のためだけに採られているわけではなく、食糧の安全保障、社会福祉の向上、国土の保全、地域の均衡ある発展等、多くの目的をもっているにもかかわらず、P S E・C S E

値の算定に当たっては、農業政策のもつ多面的な目的とその効果が区分されていないため、実際には広義の農業関連政策のすべてが、あたかも生産・貿易に影響を与える保護であるかのようにとらえられ、利用されているからです。

第二の理由は、生産基盤整備に対する助成についてみると、我が国のように、気候、土地等の国土条件が厳しく、地域社会と密接に結びついた整備を行ってきた歴史の経緯を持ち、零細農家が多く存在する国の方が、国土条件に恵まれた農産物大輸出国に比べて高めにならざるを得ませんが、PSE・CSE値には、こうした各国の国土条件、歴史的条件等が考慮されていないという事です。……

第三の理由は、PSE・CSE値で表示されているすべての政策措置がその目的や効果が異なるにもかかわらず、生産、消費、貿易に同等に影響を与えているかのようにとらえられているという事です。……

第四の理由は、内外価格差は、農産物の種類・品質等が国によって異なっていることから、その算定には限界がある上、為替レートの変動、輸出補助金、豊凶による国際価格の騰落等の他律的な要因によりPSE・CSE値が大きく変動するという事です。

第五は、PSE・CSE値自体は、当該産品の国内生産量にリンクされ、現実の貿易量は考慮されておらず貿易に与える影響を正確には反映していないという事です。

(1) 前掲『検証農業批判を正す』ほか、原出典は紙谷貢「欧米における農業保護とわが国の輸入制限」。

農林漁業金融公庫「公庫月報」一九八七年四月号。
(2) 前掲「日本農業を正しく理解するための本」。

8 「自由化で五兆円の節税になる」か

＊五兆円という数字のいい加減さ、

前述の過保護論ともからんで、米をふくむ農産物の自由化をすれば、国民が膨大な税負担をしている農業補助金が節約できて、そのぶん、国民の負担が軽くなり家計負担も軽減するという主張がある。

その一つに農業補助金五兆円説がある。どうやら、五兆円説の根拠は、八五年度政府農業総予算額三兆円と、同じく八五年度地方公共団体の推定農業関係予算「二兆円」とを合わせて五兆円ということらしい。これはほとんど根拠のない俗説にすぎないが、議論の前提となる数値のいい加減さについて、滝田隆夫氏の批判を引用しながら指摘しておきたい。

「この予算（八五年度政府予算；引用者）をみてみると、約三兆円のなかには、林業・水産業関係のものが含まれています。それを差し引くと、農業関係予算は約二兆五千億円となります。

そして、その二兆五千億円の内訳をみると、けっしてすべてが農業者向けに支出されている

わけではありません。

の農村で農業者以外の人が多く使用する、農道などの社会資本の造成に当てる、公共事業関係費が九千億円。

(f) 農業者よりもむしろ農業関連企業のほうが多く利益をえる、試験研究費が五百億円。

(g) 食品産業・流通・消費者関係の対策費が五三〇億円。

(h) 本来、社会福祉のほうで担当するべき、農業者年金関係費が九四〇億円。

以上の(α)の合計額は、約一兆一千億円。農業関係予算二兆五千億円から、それを差し引いた残りは一兆四千億円です。このなかにも、直接に農民の利益とはならないものがまだ含まれています。立ち入らないでおきましょう。

同じ昭和六〇年度の地方公共団体の農業関係予算は二兆八千億円ですが、そのうち自主財源による農業関係費は一兆八千億円程度とみられます。……

政府関係の一兆四千億円と、地方の一兆八千億円とを合わせて、三兆二千億円。批判者のいう五兆円とは、一兆八千億円の差があります。

そもそも農業関係の予算や補助金を、農業や農家だけの利益のためにあるという前提のもとに議論するのが、間違いのもとなのです。農業はたんに食料生産だけでなく、国土保全、環境保全、そして農産加工・流通といったことを含めて、国民全体の利益に貢献しています。農業関係予算・補助金は、国民全体が受益するとみるべきで、農家だけが受益するものとして議論

表9 農家と勤労者世帯の税負担比較 (1965年)

	農業世帯	勤労者世帯
世帯の総所得 (A)	6,916 千円	5,338 千円
税負担額 (B)	544	490
うち所得税 (C)	219	258
住民税	144	232
固定資産税	98	
その他	83	
負担割合		
租税総額 (B/A)	7.9 %	9.2 %
所得税 (C/A)	3.2	4.8
参考		
世帯員数	4.34 人	3.79人
就業者数	2.46	1.57
就業者1人当り所得	2,811 千円	3,400 千円
世帯主年齢	54 歳	43 歳

しては、無理が生じるのです。」

＊農家は税金を払っていないという攻撃のカラクリ

ところで、「五兆円節税」と関連して、「農家は過保護のくせに、税金をほとんど払っていない」という税負担の不公平に名をかりた農業攻撃がある。簡単に触れておこう。

表9に即して好意的に解釈すれば、「世帯総所得は農家が多いのに、所得税負担は勤労者世帯が多いのは不公平だ。税負担割合でも勤労者世帯が多い」というのが、「農家はほとんど払っていない」とする根拠のようである。

しかし、この農家攻撃は、第一に、前提において基本的に誤っている。税務統計に現われる「農業所得者の納税額」(八五年、三一二億円、三一万五千人)は、農業を主たる所得源とする農家の納税額、すなわち、専業農家および第一種兼業農家の納税額であって、総農家数の七割を占める第二種兼業農家の納税額はふくまれていない。「農

業所得者世帯数」イコール「農家」ではなく、「農業所得者世帯」は農家のごく一部にしかすぎない。大多数の農家の税額は、勤労者世帯の税額のなかにふくまれていた。農家経済調査から推計した八四年度の農家の納税額は、約二兆五千億円（所得税八九四六億円、住民税五七七億円、固定資産税三六七二億円、その他六八二六億円）であって、農業予算にほぼ匹敵する額となつて

いる。
 第二に、給与所得者として課税されている大多数の農家以外の「農業世帯」についても農業所得水準が低く、納税義務を負わない（五人家族で、農業所得が基礎控除額一六五万円に満たなければ税金を払わなくてもよい）農家がかなりある。また、実質的に高所得をあげている農家のなかには、専従者控除や青色専従者控除制度の適用を受けて納税義務を負わないものもかなりあるとみられるのであって、都合のいい数字だけをとりだし、しかも勝手な解釈を加えて立論することは許されないであろう。

(1) 滝田隆夫「過保護批判をめぐって」、前掲「検証！農業批判を正す」所収。

(2) 表9をふくめ論旨は前掲「日本農業を正しく理解するための本」による。

(3) 滝田、前掲論文。

9 「輸入の拡大で家計支出が大幅に減る」か

*消費者をいつわる夢物語の立論

「農業補助金五兆円論」に限らず、この種の「消費者負担過大論」は、前述のように、輸入自由化によって過大な消費者負担が解消するとして、いまの国際価格でいくらかでも輸入できるといふ、現実にはありえない前提に立脚し、しかも最低限考慮すべきことすら無視した、きわめて独善的な非難にすぎない。

まことしやかに流布されているこうした自由化促進・国内農業攻撃論が、時流におもねるタレント評論家の無責任な発言で、おのずから欠落した知性と品格を、はしなくも暴露した限りのものならばまだしも、比較的「かたぎ」とみられている調査機関からも、これに類する報告が出されたりしているのには驚かされる。その一つ、某都市銀行調査室の試算（八七年）を紹介しよう。

それは、「米、小麦、牛肉、豚肉を全量輸入すればGNPを1%押し上げ、100億ドル以上輸入が増え、一世帯当たり家計支出が年間一二万円も減少する」というものである。米、小麦、牛肉、豚肉の生産をやめ、それらはすべて輸入に依存するという極端で乱暴な前提には、いささ

か驚かされるが、これは「日本は土地が狭いことから、米や飼料穀物や、大動物の飼育はやめ、鶏などの小動物や花卉生産などに特化すべきである」という、中曽根主導でもたれ、レーガンが賞賛した、あの悪名高い日米諮問委員会の提言である。この試算はその提言にそった計算なのである。

品質を無視したうえに、いまのタイ米価格で、それも誤った「一〇倍論」を根拠にした一〇分の一の価格で全量輸入できるなどと考えることが、まったくの夢物語にすぎないことはすでにわしく述べたとおりである。「夢」価格を前提としたこうした計算に根拠がないこともまた、明らかである。前述の社会的な調整・代替費用の考慮を欠いている点も重大な欠陥である。ついでながら、牛・豚肉を全量輸入すれば、膨大な飼料穀物の輸入はほとんど不要となり、それだけ輸入が減ることも忘れてもらっては困るのである。

＊一人一日二七円のために日本農業を破壊していいか

米の輸入自由化によって、家計支出はいったいどの程度影響を受けるのだろうか。その前に、まず、米消費量の変化からみていこう。

表10は、昭和初期から今日までの一人当たり年間食料供給量を示したものである。戦前期に形成されていた米食型食生活が、戦中戦後の食料不足の時代を経て五五と六〇年までつづく。それ以後は、米、小麦以外の麦、雑穀類、味噌、醤油などが減少傾向を示し、小麦、澱粉、果物、肉

二 「米自由化キャンペーン」を繰く

類、鶏卵、牛乳・乳製品、魚介類、砂糖、油脂類の増大傾向が顕著である。米食型食生活の洋風化がすすんで、いわゆる日本型食生活が、加工・半加工品や「まがい物」の氾濫のうえに形成されるなど、食生活の変遷をよく反映しているが、ここでは深くはたちらない。ただ、米供給量は俗に「一人一石」（一石＝一五〇キロ）といわれた戦前水準にくらべて、八五年では七四・六キロ（八七年七一・九キロ）と、ほぼ半減している点にだけ注目しておこう。

では、米消費量の減少のなかで、家計消費支出に占める米購入費の割合はどの程度なのか、みてみよう。

表1の「家計調査年報」による八五年の一世帯（「全世帯」、世帯員数三・七一人）の一カ月の平均家計消費支出は二七万三一一四円であって、米の購入額は六二二三円である。一人当たりには換算すると、一カ月消費支出額は七万三六一六円で、そのうち米代は一六八〇円であって、月消費支出の二・三％（八七年二・〇％）を占めるにすぎなくなっている。一人一日当たりでいえば、消費支出額は二四五四円、一人一日の米代は五五円（消費者世帯では五六円）（八七年、五一円）ということになる。

大正期の一八・八％にくらべると、米消費量の低下以上に米価のウエイトが下がっている点に際だっている。戦前、米代は、家計消費支出の四割強に当たる飲食費の、その半分近くを占めていたのである。

このように、八五年、家計における米購入費は一人一日当たり五五～五六円であるが、それに

り年間純食料供給量

(kg)

果実	肉類	鶏卵	牛乳・乳製品	魚介類	砂糖類	油脂類	大豆・雑穀*	みそ	醤油
20.1	1.9	1.9	2.7	13.3	13.5	0.8	16.8	10.7	14.3
22.3	2.0	2.3	3.2	13.9	13.3	0.8	15.4	10.9	13.8
6.9	0.9	0.4	1.6	9.3	0.6	0.1	10.2	7.1	7.2
15.3	2.3	0.8	5.3	14.8	3.2	0.8	25.2	6.7	11.6
22.3	5.0	6.3	22.3	27.8	15.1	4.3	8.9	8.8	13.7
38.1	13.4	14.5	50.1	31.6	26.9	9.0	2.6	7.4	11.9
38.8	22.5	14.3	62.1	34.8	23.3	12.6	1.8	6.0	11.0
36.8	25.1	14.9	67.1	35.8	21.4	14.1	1.6	5.4	10.0

り年平均1カ月間の支出

(金銭単、円)

穀粉ほか	魚介類	肉類	乳卵類	野菜・海草類		果物		菓子類	油脂調味料	外食
				生鮮野菜類	加工品					
	1,070 (3.8)	0,480 (1.7)	1,309 (4.7)			0,645 (2.3)		0,979 (3.5)	—	
124	3,577	2,729	2,049	3,611	2,372	1,775	63	1,672	1,299	2,413
327	7,186	5,882	3,274	6,406	4,086	3,068	118	3,340	2,536	5,174
393	9,682	7,533	3,636	8,591	5,665	3,364	140	4,168	2,837	8,467
388	10,325	7,891	3,630	9,161	5,887	3,783	140	4,552	3,080	10,427

*88年による。原出典は、権田保之助「本邦家計調査」、高野岩三郎編「本邦社会統計

表 10 国民 1 人当た

	穀類	うち		いも類	澱粉	豆類	野菜
		米	小麦				
1930 (昭和 5) 年	159.1	132.8	9.5	29.6	0.7	7.7	74.8
'35 (10)	152.6	126.3	10.6	28.1	1.5	7.8	74.8
'46 (21)	117.5	92.7	4.4	60.6	0.4	1.2	55.1
'50 (25)	161.9	110.1	26.6	49.6	1.1	1.7	63.5
'60 (35)	149.6	114.9	25.8	30.5	6.5	10.2	99.7
'70 (45)	128.2	95.1	30.8	16.1	8.1	10.1	114.2
'80 (55)	112.9	78.9	32.2	17.3	11.6	8.5	110.3
'85 (60)	107.9	74.6	31.6	18.6	14.1	9.0	108.3

*印 小麦以外の麦類と雑穀。「食料需給表」、「改訂日本農業基礎統計」による。

表 11 1 世帯当た

	世帯 人員	有業 人員	世帯 主の 年齢	消費 支出	食料	穀類			
						米類	パン	雑類	
1916(大正 5) (%)				27,878 (100.)	11,545 (41.4)	5,226 (18.8)			
1970(昭45)年	3.98	1.64	44.2	79,531	27,092	4,526	3,487	484	431
'75(50)	3.89	1.59	44.2	157,982	50,479	7,038	4,659	1,072	980
'80(55)	3.82	1.55	45.1	230,568	66,923	9,196	5,822	1,724	1,258
'85(60)	3.71	1.56	47.4	273,114	73,735	9,990	6,233	1,945	1,423

「家計調査年報」。1916年値は秋谷重男・吉田忠「食生活実態のベクトル」、農文協、論叢、改造社、1933年、所収。

表 12 エネルギー・蛋白質摂取に占める米の割合

(%)

	1955年	1970年	1980年	1985年
エネルギー摂取に占める米の割合	55.9	47.1	37.6	36.1
蛋白質摂取に占める米の割合	32.0	24.0	19.3	18.4
脂肪摂取に占める米の割合	14.5	5.2	5.2	4.9

厚生省「国民栄養の現状」より。

外食と加工用とを合わせた一人当たり年間米消費量(供給量)は七四・六キロ(うち主食用七二・六キロ)であった。外食を除く一人年間米購入量は、人口五万以上の都市世帯平均四二・〇キロで、一キロ当たり価格は四八六円になる。やや高めだがかりに一キロの価格を四八六円とすれば、一人年間の米にたいする支出総額(家庭での米購入代金、外食での米代部分相当代金、加工品の米代部分相当代金の合計)は三万六二五六円となり、一人一日当たり米支出総額は九九円、家計消費支出の四・一%である。

また、このように米代は、家計消費支出の二・三%、五五円、ないし四・一%、九九円を占めるにすぎないが、表12のように、食品群別にみた摂取(供給)栄養の面で見ると、米は、今日もなお、主要な栄養源となっている。この五五円を、高いとみるか安いとみるかは、それぞれ人によって異なるであろうが、輸入自由化によってかりに五五円が半分になるとしても(実際には、後にくわしくみるように、いくつかの推計によれば、消費者価格は変わらないか、あるいは、むしろ高くなるのであるが)、一時的な一日二七円のために、自由化にともなう日本農業や国内環境の莫大な被害・影響を考えあわせるならば、果たしてなお「家計支出の大幅削減のために自由化すべきである」といえるのであろうか。

10 「自由化で日本農業の構造も国際的水準に

高まる」か

* 「国際水準に高まる論」は国情を無視した議論

基本法農政以来、大規模化の方向が政策的に追求され、自立農家の育成が提唱されてきた。しかし、今日、全国平均経営面積規模は一・二七ヘクタールで、大規模層としての都府県三ヘクタール以上農家は一六万戸、北海道二〇ヘクタール以上農家は一万六千戸であって、都市勤労者並みの所得のある自立農家は全農家の五・三%、二二万五千戸にすぎない。

このような状況から、「国際価格に対抗しうる高生産性農家が成立しないのは過保護のせいであるから自由化することによって本当にやる気のある農家だけを残せば、日本農業の構造も国際的水準に高まる」とか、「農業保護を打ち切り、競争原理を導入すれば、日本農業は国際競争力をもてるようになる」といった類いの、乱暴で、しかも日本の歴史的・地理的条件を無視した荒唐無稽の議論がある。

すでにみたように、日本の（重量当たり）米生産費はアメリカの七倍近い。しかし、農政審議会会の「二十一世紀に向けての農政の基本方向」（後述）が試算している、いわば「理想的に」大規

模化が実現した場合の生産費でも、現在の三ノ四割減、最大限六割減である。「やる気のある農家」が必死でがんばってもアメリカの三倍以下にはならないし、それがまた生産費削減の当面の限界を示すものとなっている。国情を無視して「国際的水準に高まる」などと考えるはならない。

＊自由化すると日本農業は国際水準に高まるのでなく壊滅する

では、自由化した場合、米生産はどうなるのか。八六年九月、全米精米業者協会(RMA)が日本の米の自由化を求めてアメリカ通商代表部に提訴した(後述)際の、付属文書のピアソン報告(ジョンズ・ホプキンス大学チャールズ・ピアソン教授「日本への米輸出」)によれば、すでに簡単に触れたように、自由化した場合、(八五年をベースとして)アメリカの輸出量の増加は二四五万トン(玄米ベース)、輸出価格の上昇は明示はないが推計二〇三ドル(玄米トン)、輸出額の増加は一六億六五〇〇万ドルとなり、また、日本への影響としては、日本の生産者価格は一千ドル(玄米トン)低下し、生産量は三九〇万トン減少して、消費量は一六〇万トン拡大し、輸入量は四六〇万トンに達すると推定している。いい方を変えれば、ピアソン推計では、自由化した場合、八五年対比で、アメリカの輸出量は二・二倍に増え、輸出価格(国際価格)は六八%上昇し、輸出額は三・四倍に増加する。日本の生産者価格はほぼ三分の一に値下がりし、国内生産量は三分の二に低下し、消費量は二割近く増えるが、国内消費量の半分近くは輸入に依存するようになる、というものである。

唯是康彦氏は、日本が一九八六年から徐々に自由化をすすめ九〇年に完全自由化をしたとして、二〇〇〇年には、国内生産量二九七万トン、輸入量六九六万トン、自給率は三〇％に下がり、消費者価格（国際価格）はトン当たり、当初（八二年）の三四三ドルから、九〇年には二・三倍の八〇〇ドル、九五年には三倍の一〇四八ドル、九九年にもほぼ同じ一〇二三ドル（自由化しない場合は六四五ドル）に上昇すると予測している。

この二つのシミュレーション、とくにピアソン推計を批判的に検討したものに、大賀圭治氏の「国際米需給パイロットモデル」による試算がある。それによれば、ピアソン推計は、「単純な静学的部分均衡分析に基づいているが、①日本及びアメリカの生産調整や流通の各段階の価格差など結果に重大な影響を及ぼす要素が無視されていること、②最も重要なパラメーターである価格弾力性が計測を行わずに恣意的な値が使用されていること、③価格等の変化が僅かな場合にのみ使うべき近似値を大幅な変化を仮定した計算に使用していること、など多くの問題点を有している」とし、また、唯是推計については、「基本的に国内のダイナミックモデルである。米の輸入自由化の試算では国際市場を極端に簡略化して扱われ、……需要と供給が価格によって調整されるモデルとしては問題がある」として、基本的にピアソンモデルと同じ枠組みで、新たに価格弾力性を計測し、重要ないくつかの修正を加えたうえで、種々前提条件を変えてさまざまなシミュレーション計算をおこなっている。

その一つに、アメリカの輸出価格が割高であった（ピアソン推計の初期値と同じ）一九八五年

表 13 大賀主政氏らによる米輸入自由化の影響の試算の1例

			1986年実績をベースとする場合			(参考)ピアソン論文	
			初期値 '86年 実績 推定値	基 本 ケース	アメリ カ保護 継続の ケース	初期値 1985年	推計値
日 本	輸 入 価 格	'./玄米'	282	391	359	320	523
	生産者価格	・	2,088	391	359	1,527	523
	消費者価格	'./精米'	2,906	1,363	1,327		
	生 産	百万'	11.7	1.9	1.7	11.7	7.8
	消 費	・	10.8	11.6	11.6	10.8	12.4
	輸 入	・	0.0	9.7	9.9	0.0	4.6
アメリカ	輸 出 価 格	'./玄米'	352	356	322	(299)	(502)
	生産者価格	・	320	207	320		
	消費者価格	'./精米'	913	1,032	993		
	輸 出	百万'	2.6	1.3	4.6	2.1	4.6
ク イ	輸 出	百万'	4.8	6.2	5.7		
中 国	輸 出	百万'	1.0	5.3	4.1		
そ の 他	輸 出	百万'	5.6	8.1	7.4	9.5	10.1
	輸 入	・	14.0	11.2	11.8	12.2	10.7
アメリカ	輸出量の増減	百万'		△1.3	2.0		2.5
	輸 出 額	億'	6.5	4.5	10.1	6.9	23.5
	輸出額の増減	・		△2.0	8.4		16.7

前掲大賀主政氏試算より、初期値とは計算の出発点とする値。

基本ケースは、本文説明のとおり、()内は大賀氏推計値。

よりも、大幅な輸出補助制度適用後の八六年を基準にした方がより現実的であるとして、八六年の実績推定値をベースにした試算がある（表13）。

そこでは、「①日本の米の生産は、基本ケースでは約二〇〇万トン……となり、生産者価格は現状の約五分の一となるので、日本の稲作は壊滅といってよい状態となる。②ところが、アメリカの米生産も米作保護の撤廃により大幅に落ち込み、輸出は基本ケースでは一三〇万トン、二億ドルの減少……となる。③日本への米の供給は、大部分が中国、タイ、その他地域からとなる」（基本ケースとは、日本、アメリカのいずれもが米作保護、生産調整を廃止する場合である）。同様に、アメリカが補助をつづけ、日本が完全自由化した場合、国内生産量は一七〇万トン、輸入は九九〇万トン、自給率は一四・七％になる。

大買氏らは、前提条件などを変えてさまざまな推計結果を例示しているが、「これらに共通していることは、①わが国の米の市場開放により、日本の米生産が大幅に減少ないし壊滅的打撃を受けることになること、②他方、アメリカの米の輸出は、いずれのケースもピアソン推計を下回り、アメリカの米生産が大幅に落ち込み、米輸出が減少する場合もあり得ること、③いずれにせよピアソン推計とは大きく異なる結果が得られたこと、の三点である」と述べている。

自由化によって、農家がわずかに自家消費用に米をつくり、国内消費量のほとんどすべては輸入に頼ることになる。基幹作物としての米がまったく成り立たなくなったとき、米を中心に農業を営んできた農家は、作目転換の可能性がほとんどないまま、農業を止めざるをえないことにな

る。水田農業の壊滅の後退は、国土保全のうえに大きな悪影響をもたらし、自然・環境の全面的な破壊につながる。米自由化によって国際的水準に高まるどころか、まさに日本農業の壊滅である。同時に、ほとんどすべての消費者は、価格変動の大きい、不味くて危険な米（長粒種）を、いまよりも割高な値段で買わされつづけることになる。「昔、日本でも米をつくっていて、コシヒカリという安くてうまい米があった」などという「昔話」は聞きたくないものである。

(1) 唯是康彦「米を自由化するとどうなるか」、「エコノミスト」一九八四年一月二七日号所収。

(2)(3)(4) 土屋圭造監修・大賀圭治編著「米の国際需給と輸入自由化問題」、農林統計協会、一九八八年。および大賀圭治「コメの輸入自由化とその需給への影響」、農林統計調査、一九八八年三月号。なお、引用は主として後者による。

以上、2と10にわたって、さまざまな農業・食糧攻撃に共通するいくつかの論点にふれてきた。最初に1で述べたように、それらはいずれも合理的な根拠のない「ウソ」で塗り固められた主張にすぎないことが明白になった。国民世論を誤った方向に誘導する役割になったマスコミ論調は、基本的には、アメリカの理不尽な要求と、それを「外圧として利用」(中曾根発言)して大資本の利益を擁護しようとする政府・財界の施策を、国民の利益に反して実行し正当化しようとするデマゴギーにすぎない。正しい認識を深め、広めていくことが、いま米自由化に反対する国民的合意を形成していくために大切であろう。次章以下では、こうしたマスコミ論調の基底をなすアメリカ側や、日本の政府・財界の食糧・農業政策をとりあげて検討していきたい。

三 アメリカの農産物貿易自由化要求

1 輸出不振打開策としての農産物市場開放要求

*貿易摩擦の背景

今日の食糧・農業をめぐるきわめて危険な政策は、直接的には、アメリカからの、貿易摩擦解消のための米をふくむ完全自由化要求に、日本政府や財界がすすんでこたえるかたちで提起されてきているようにみえる。

たしかに、日米両国間の貿易収支はいちじるしく不均衡である。その背景はいったい何なのか。まず、アメリカ側の要因の第一は、八〇年代というやや短い期間でみれば、なんといってもレーガン政権下の軍備拡張路線にある。財政赤字のもとでの直接間接の膨大な軍事支出は財政資金

需要を諸外国からの資本輸入の増大、とりわけジャパン・マネーに依存する体制をいっそう拡大させている。そのための高金利・ドル高（八五年九月のG5のプラザ合意、八七年二月のG7のルーブル合意にもとづく最近の高金利・円高体制のもとでも基本構造は変わらない）という悪循環のもとで、アメリカの双子の赤字は、一触即発の矛盾をふくみながら、ますます拡大してきている。

長期的、より本質的にはパックス・アメリカーナ（アメリカ支配の世界秩序）崩壊の始まりの反映ととらえることができよう。

第二次大戦後に成立したアメリカ支配の世界秩序は、社会主義国との対抗を前面に、一方で核戦略と固く結びつきながら他方ではガット・IMF体制を軸に展開してきたし、世界通貨としてのドルのたびたびの危機に対応して、通貨体制はその都度、強制的に再編されてきた。

固定相場制から七一年には金ドル交換停止・変動相場制への移行を余儀なくされ、八五年、ついにアメリカは八三年までの世界一の金持ち国（純資産国）から世界一の借金国に転落した（同じ年、日本は世界一の純資産国になった）。「強いアメリカの強いドル」の信託の減退は、危惧的なドル崩壊への可能性をいっそうつよめるばかりか、ドルを基軸通貨とするパックス・アメリカーナの、ひいては世界資本主義体制そのものの崩壊の可能性をつよめるものである。

プラザ合意は、こうした矛盾の劇的破綻を回避し、いわばソフトランディングのために、各国からの資金流入のための相対的高金利の枠内での金利引き下げと、ドル安（円高）を、各国協調



体制のもとですすめることを決定した。ルーブル合意では、もう一段のドル安（円高）体制をとらざるを得なくなった。しかし、矛盾はいっこうに改善されず、八七年一〇月一九日の株式大暴落などにみられるように、アメリカの世界秩序支配力の維持は、ブラザ・ルーブル合意の路線によっても困難になっていることを暴露した。八七年暮の「共同宣言」は、ドル安の現状固定をいう以外に再編の方途のないことを物語っており、明らかにバックス・アメリカーナ崩壊のはじまりの第一歩を示すものとなった。

資本主義圏に限らず、社会主義圏をふくめた世界的規模でいえば、アメリカ・ソ連の卓絶した力にもとづいて、資本主義圏・社会主義圏をそれぞれ分割支配してきた体制（ヤルタ体制）が、経済的にも政治的にも軍事的にも、すでに崩壊の一步を踏み出しつつあるのである。

このように、今日、アメリカは、いわゆる双子の赤字を抱え、世界最大の借金国に転落し、バックス・アメリカカーナ崩壊の第一歩がはじまりつつある。G5・G7などを通じて、その維持再編策がドル安・円高体制のもとにすすめられようとしているが、アメリカの輸出拡大による貿易収支の改善が、財政赤字の克服とともにドル信用の回復につながり、戦後世界資本主義体制維持のための死活をかけた重要な課題の一つとなってきたのである。

第二の要因として多国籍企業の問題がある。アメリカで生まれ育った巨大資本が一国の枠を越えて世界中に展開し、国益を越えたところで活動している。その巨大な力は、たとえば、石油メジャーとしてよく知られているアメリカ系多国籍企業エクソンの事業高は、経済大国日本のGNPの二分の一に相当している。そのような巨大なアメリカ系多国籍企業が、二国間貿易収支ではとらえきれないところで大きな役割を果たしているのである。日本に進出したアメリカ企業のアメリカ向け輸出などを考慮すれば、二国間収支だけでは実質的な両国間の収支をとらえることができなくなっている。

次に、日本側の要因としては、よくいわれるように一部巨大資本の集中豪雨的な輸出という問題がある。そして、それを支えているものとして日本独特の下請け体制があり、その低賃金、長時間労働を基盤として、巨大企業をつよい国際競争力が維持されているという事情がある。経済大国というよりも、正確には下請け大国、「過労死」大国とも呼ぶべきであろう。

*世界的農産物過剰のなかでの輸出不振打開策

いずれにしても、アメリカからの日本にたいする貿易自由化の要求がよまわっているが、農産物に限定してみると、とくに最近では、一九八〇年代に入ってから先進国を中心とした世界的農産物過剰傾向のなかで、輸出不振の打開策として対日農産物自由化要求がよめられているという特徴がある。

一九四〇年代に農業機械化をほぼ達成して大きく生産力を伸ばしたアメリカ（農業）は、その後、過剰問題をかかえながらも、世界の農業事情を左右する農業輸出大国となった。とくに、七〇年代の世界的な農産物不足の時代に、アメリカは食糧を「第三の武器」と位置づけて、食糧による世界支配と世界食糧戦略を設定し、そのもとで、政策的に生産拡大を促進してきた。しかし、八〇年代に入って、先進資本主義国を中心に農産物過剰傾向がよまわり、輸出不振・価格低迷・農業不況など、食糧戦略の失敗のツケに悩まされることになる。

そのような流れのなかで、まず、アメリカとEC（ヨーロッパ共同体）との対立関係とECへの輸出不振の問題がある。ECはイギリス・フランスの対立をふくみながらも、域内単一市場原則をとり、独自の農業財政をもったうえ、域内では原則として生産費に見合う価格保障のための補助をおこなって、域外からのそれを下回る低価格の輸入品には課徴金を課す輸入課徴金制度をとり、域外農産物が低価格の場合は輸出に当たって輸出補助金を付すというかたちで農業保護政策をとってきていた。そのため、アメリカとのあいだで、以前からガットへの提訴合戦が繰り返

されていたが、保護政策によってE.C諸国の農業生産量が増えたことも加わって、アメリカのE.C向け輸出は、七〇年代にくらべて三分の二に落ち込んでいる。

また、E.Cへのスペイン、ポルトガルの加盟によって、アメリカのスペイン向け輸出が、かなり減ってきているという状況もあって、輸出挽回の矛先が日本に向けられてきているのである。E.C全体としては、七〇年代までは輸入国、八〇年代に入って輸出国となった。七四年の加盟一〇カ国平均穀物自給率は九一%だったが、八四年には、同一一六%（八四年一二カ国平均一〇一%）となっている。

*アメリカの輸出補助制度

そこでアメリカは、新農業法（八五年「食糧安全保障法」）の成立によって、多額の各種輸出補助、農業補助をおこなうよう定め、それによって輸出不振を挽回しようとした。前述のように、新農業法の特徴の第一は、マーケットテイキング・ローン制度とよばれる最低価格支持・輸出補助であって、ローンレートの半額の返済免除である（現在、米と綿とに適用。小麦、資料穀物も適用可能だが未実施）。

特徴の第二は、目標価格とローンレートとの差額を減反実施を条件に補助する不足払い制度である。ただし、二年後にはローンレートの引き下げとらんで、目標価格そのものの引き下げが意図されていて、一農場当たり最高二五万ドルの補助を、農場経営一人当たり限度五万ドルへの

引き下げ計画とともに、農民にとっては一面きびしい内容をふくむものである。

特徴の第三は各種の輸出補助である。伝統的な海外市場が失われた場合に、価格引き下げによってその市場への輸出を回復するため、輸出業者に商品金融公社(CCC)の在庫から価格引き下げ分に相当する現物を、三年間にわたって総額二〇億ドル分無償で支給するという「輸出奨励」。輸出先市場での宣伝費などの「特定輸出市場開拓援助計画」(一億一千万ドル)。「短中期輸出信用計画」(五億ドル余)。一部発展途上国向け「平和のための食糧計画」、等々である。

このうち、牛肉や米などの輸出拡大のための業界への援助「特定輸出市場開拓援助計画」(T E A)は、「外国の不正な輸入制度によって輸出が妨げられているアメリカ農産物業者への輸出活動促進援助計画」で、補助金は、おもに輸出拡大目標に掲げている国での広告・キャンペーンなどに用いられる。予算額は、八八年度一億一千万ドル、八九年度一億七千万ドル、九〇年度(予算案)二億ドルに増額されている。九〇年度は、総業界、レーズン業界、大豆業界などはほぼ前年並みであるが、八九年度一位だった食肉業界が、日本での売り込み「成功」を反映したためか、一七〇〇万ドルから約半分の九〇〇万ドルに押えられたのたいして、コメ業界にたいしては、前年度の五七〇万ドルから四九%増の八五〇万ドルに大幅に引き上げられている。日本への米自由化要求と売り込みにかけるアメリカの意図を示すものであろう。

この新農業法によって、たとえば、アメリカによるアフガン禁輸以後輸入先を分散してきていたソ連にたいし、禁輸を解消したばかりか、補助金つきの低価格(小麦トシ当たり九〇ドル)で

輸出をはかったが、ソ連は、より安いフランス小麦（同七六ドル）を一〇〇万トン購入したに留まり、アメリカの輸出が伸びない。八八年に失効した米ソ穀物協定はたびたびの交渉にもかかわらず、輸出上限の引き上げを要求するアメリカとのあいだで基本合意に達せず、暫定協定では史上最高の契約高にもかかわらず、アメリカの要求を満たしていない。

さらに、タイの米との競合がはげしくなるなかで、タイが輸出税を廃止したほかにはなんの輸出補助もないまま、飢饉輸出的な極端な低価格で輸出したために、アメリカの輸出が、多額の補助金つきにもかかわらず（最近やや増加がみられるものの）、八〇年代前半には大きく減少してきているという状況がある。

アメリカの農産物輸出額は一九八〇年度（八〇年一〇月～八一年九月）四三八億ドルであったが、八四年度には三一二億ドル、八五年度二六三億ドルに低下している。アメリカの米の世界輸出に占めるシェアも、八〇年二三・四％（タイのシェア二一・四％）、八六年一九・七％（同三七・二％）と、七〇年水準に低下した（同様に、小麦は三九・八％から二七・六％へ、飼料穀物は六五・八％から三四・七％へ低下）。同時に、膨大な過剰農産物の滞貨が一億五七千万トン（八五年度）にも達し、年間の消費量と輸出量の半分とを合わせたほどの量になったのである。

* 農業不況の解決を求めて日本市場に

それに加えて、アメリカの深刻な農業不況という国内事情がある。前述のとおり、七〇年代食

糧戦略として大幅な生産拡大・設備投資を国策としてすすめさせたのに、八〇年代に入ると輸出が落ちこみ、価格も低落して、高金利に耐えられず、破産や農場放棄が広がるなど、深刻な問題になった。八四年の農家負債額は二千億ドルをこえ、資産にたいする負債比率も二二％に達した。一二品目、牛肉・オレンジにつづいて、なり振りがまわず米自由化を強要するアメリカの態度は、基本的にこのような背景にもとづくものである。

もっとも、輸出不振や農業不況も、新農業法による強力な農業補助と天候不順などのために、八〇年代後半には回復の方向に向かってくる。

農産物輸出額の減少傾向は八六年で下げ止まり、高付加価値商品の輸出増や輸出価格の上昇で八七年度は三五三億ドルに回復した。農産物輸出先は、単一国家としては日本が最大である。八七年度の対日農産物輸出額は七三億ドルで、前年度より三一％激増した。EC一ニカ国へは七五億ドル、一〇・七％増であり、国別では、オランダ二億ドル、西ドイツ一三億ドルが大きいが伸び率は高くない。

深刻な農業不況も、新農業法による財政援助で、八六年には農地価格も下げ止まり、経営財務の好転もみられたが、八八年には、一九三〇年代以来といわれる大千ばつに襲われ、ふたたび経営悪化に追い込まれた。「千ばつ救済法」が成立、救済保証のために三九・五億ドルの財政支出が計上され、通常生産額の三五％以上の被害を受けた主として穀作農家・牧場を対象に、一農場当たり一〇万ドルを支給するなど、多面的な救済措置が採られている。この千ばつでアメリカ

農業は大きな打撃を受け、トウモロコシ、小麦、大豆などが軒並み減産となったが、その半面、減産によって価格が上昇し（八六年比二三%増）、生産額が増加して、農家負債も減少し、前述の過剰在庫もほぼ解消するものとみられている。

(1) くわしくは、拙稿「農業と食糧をめぐる情勢——バックス・アメリカーナ崩壊の局面——」、『報告集 第八回産直懇談会』所収、大阪よどがわ市民生協、一九八八年。

(補註1) 輸入制限品目

日本の農産物輸入制限品目は各国にくらべて多く、それが、農産物貿易自由化にとって非関税障壁として大きな障害になっているというアメリカ側からの非難がある。しかし、各国にくらべて日本だけが特別に多いということはない。

日本の輸入規制は、米、小麦・大麦など国家貿易のかたちをとるものと、輸入割当数量制限のかたちをとるものと二通りがあって、輸入課徴金制度を主な国境措置として、輸入制限と併用するE.C諸国などとは対照的である。

農水産物の輸入制限(1Q)品目数は、一九六二年四月当時で、一〇三品目(工業製品をふくむ全輸入制限品目数四五六)であったが、同年末、八一品目(同前二二五)、六三年七六品目(同前一五五)、六四年七二品目(同前一二三)、六六年七三品目(同前一二五)、七〇年五八品目(同前九〇)、七一年二八品目(同前四〇)、七二年二四品目(同前三三)、七三年二三品目(同前三一)、七四年二三品目(同前二九)に減少し、その後は部分自由化をすすめるながらも、八八年末現在、二二品目(同前二三)である。内訳は、乳製品三、肉および肉加工品二、米麦加工品二、果実・野菜およびその加工品六、澱粉類および糖類二、

地域農産物および海産三、魚介類三、その他一である。

しかし、先般の、八品目や牛肉・オレンジなど、すでに自由化が決定したものを除けば、CCCN（関税協力理事会品目表）四桁分類で、農水産物残存輸入制限品目数は（九二年四月）一三品目（うち水産品三品目）になる。

なお、国家貿易品目は、米、小麦、大麦・裸麦、パター、粉乳・練乳等乳製品の一部、および生糸（A品目）の六品目である。（八七年七月の八品目自由化決定に際して、従来、国家貿易品目で別品目として扱っていた脱脂粉乳と、ミルクおよびクリームとの二品目を、一括してI-Q乳製品一品目としたため、国家貿易品目は五品目となる。）

当のアメリカでは、残存輸入制限品目は表面上は「砂糖原料および精製砂糖」など三品目だが、ウエーバー品目一三、食肉輸入法など国内法による制限品目一六で、重複分を差し引いて、合計一八品目である。他の国の制限品目数は、カナダ四、イギリス一、フランス一九、西ドイツ三、EC六四、ノルウェー四八、スイス八八などである。EC分六四品目をふくめれば、EC加盟国の輸入制限は域外にたいしてはるかに多くなる。各国とも、国の独立と自国農業保護のために、国の施策として必要な国境措置をとっているのである。

（補註2）アメリカのウエーバー

ガットは三分の二の多数決によって特定国のガット上の義務を免除すること（いわゆるウエーバー）ができるとしている。これまでウエーバーを適用されたものは七〇例ほどあるが、特定農産物の若干例を除いて、短期間の一定の期限が設けられるのが通例となっている。アメリカのウエーバーは、ガット成立時

のアメリカの発言力のつよさと当時の農業事情を反映したものが、今日まで、包括的かつ無期限に引き継がれているものであって、例外的、特権的なものである。

アメリカのウエーバー品目は、①ミルク・クリーム、②練乳・濃縮乳・粉乳、③バター、④チーズ、⑤バター代用品、⑥チョコレート・ココア、⑦麦芽ミルク調整品、⑧アイスクリーム、⑨ミルク含有飼料、⑩ビーナッツ、⑪実綿・繰綿、⑫綿のくず、⑬綿、の一三品目である。

2 全米精米業者協会（RMA）の第一次提訴

こうした八〇年代前半のアメリカの輸出不振・農業不況の打開策の一つとして、日本にたいする貿易自由化圧力が高まってきて、ついに一九八六年九月一〇日、全米精米業者協会（RMA）は一九七四年通商法三〇一条にもとづきアメリカ通商代表部（USTR）への提訴をおこなった。提訴内容は、「日本の米対策は不公正である」として、「大統領は、短期間に日本への米販売のための劇的な改善を達成すること、そして、「日本政府の米の輸入数量制限の大幅な自由化または完全撤廃、アメリカ米購入のための日本政府の效果的努力、食糧庁によるアメリカ米の購入」を要求し、さらにたいへん思い上がったいい方だと思いが、「日本政府が、以上の措置に喜んで同意しない場合は、報復関税や数量制限などの輸入規制をふくむ措置をとる」というもので

あった。

付属文書のピアソン報告の推計値は、前章10で紹介したとおりである。

八六年一〇月二七日、この提訴は却下されたが、その際、ヤイター通商代表部代表はガット・ウルグアイラウンド（多角的貿易交渉）の場を通じて日本と交渉する戦略を明らかにした。この提訴は、従来からガット承認の国家貿易品目であり、その意味で「聖域」とされていた日本の米にたいして、公然と攻撃をかけてきたという点できわめて重大な意味をもつものである。また、この提訴と前後して、アメリカ高官からオレンジヤ牛肉、とくに米に関して、さまざまな圧力発言があったことも注目されねばならない。

RMAの第一次提訴後の、一九八七年四月二一日のリン・加藤農相会談では、アメリカ政府から公式に米の自由化と、そのための二国間協議の要求が出され、二三日には、中曽根首相がヤイター通商代表部代表にガットの場での交渉を約束した。五月の日米首脳会談でも、米の自由化が主要テーマの一つにとりあげられ、同じことが要求されて、中曽根首相はガット・ウルグアイラウンド（多角的貿易交渉）、サミットの場での討議に込めることを約束してきている。

その後も自由化要求や日米交渉がつづくが、おもなテーマは八七年末から八八年七月にかけての一二品目問題、八八年二月から同年七月にかけての牛肉・オレンジ問題にしばらく、米問題がふたたび大きくとりあげられるのは、後述するRMAの再提訴に絡んでのこととなる。

3 一二品目、牛肉・オレンジ問題

*一二品目の自由化問題

自由化がどのような影響をもたらすのか、ここで、一二品目、牛肉・オレンジの場合について、簡単に触れておきたい。

一九八六年七月、アメリカは日本の輸入制限農水産物一二品目のうちの一二品目（①乳製品、②プロセスチーズ、③牛肉および豚肉調整品、④非かんきつ果汁、⑤フルーツピュレ・ペースト、⑥パイナップル缶詰、フルーツバルブ、⑦トマト加工品、⑧ぶどう糖・乳糖等、⑨澱粉、⑩その他の調製食料品、⑪落花生、⑫雑豆）の自由化を求めてガットに提訴した。日本政府は断固反対を表明したが、同年一〇月にはパネル（紛争処理のための多国間協議の小委員会）設置に同意した。一九八七年一二月、ガット・パネルは、一二品目中落花生・雑豆を除く一〇品目について自由化を勧告した。竹下首相は「対米配慮を優先」し、八八年二月、ガット勧告を受け入れて、八品目の自由化（乳製品・澱粉二品目については代償措置をとって自由化回避）を承認し、一二品目問題は、アメリカ側要求への全面屈伏というかたちで決着した。

一二品目の自由化問題は、日本の農業全般にとって、あるいは全国的な広がりをもった農業生

産にとつて、全般的に問題になるといふよりは、むしろ、限定された作目と、その作目の主産各
 地域にとつて、破壊的ともいえる影響を与えるものであって、たんに作目や地域の農業だけでな
 く、地域経済全体にも重大な影響をもたらすものである。たとえ少量とはいえ必要な需要にこた
 えるために、政策的な指導のもとに、特定作物を特定地域で生産させてきた、その特定作物と特
 定地域が選択的に崩壊に追いやられることになるのである。

八七年十一月、日本共産党（下田議員事務所）は自由化の影響について、二七万八千戸・四〇
 万人が大きな影響を受け、直接的被害金額は七二六〇億円に達する旨の試算結果を公表した。翌
 年二月、遅ればせながら、農水省も、二〇万戸が深刻な影響を受け、被害金額は八千億円に達す
 ると、ほぼ同様の試算結果を公表したが、時を同じくして、政府は八品目自由化受け入れを表明
 した。

ところで、一二品目問題の経過のなかで、特徴的に際だったのは、アメリカの強引で理不尽な
 強要と、それと対照的な日本側の不甲斐なきではなからうか。一二品目中の四品（細）目はアメ
 リカではウエーバーによる制限品目である。また、牛肉調製品と砂糖調製品については、ガット
 上のなんの根拠もなく輸入を制限している。自国では輸入制限をしておきながら、他国にのみ自
 由化を要求するのは、いちじるしく公平・平等の原則に反するものである。

ガット条項への独自の解釈の押しつけや、運営への横車・圧力も、不当なものである。アメリカ
 は、たとえガット一七条で定められた国家貿易品目であっても、ガット一一条の例外規定に該

当する必要があると一方的に主張し、例外規定についてもガット史上初めての身勝手な解釈を二品目討議のパネルに押しつけた。その解釈が一般化すれば、日本の「牛肉」も「米」もガット条項違反になる。異例の審議強要も見逃すことができない。一品目ごとの審議ではなく一二品目一括審議というのは、まったく前例のないことである。一七番目に予定されていた一二品目の議題を、突如トップに変更して討議したのも異例である。

異例づくめのアメリカの強引さと、それにまともに対応しようとしないう日本の対米追従的な態度は、多くの参加国にはきわめて異様に映ったようである。当時の新聞報道がくわしく伝えたように、「あまりにも日本がアメリカのいうことをよく聞くので、意見を述べるのを諦めた」とか、「これは日米間だけの問題で、(あのような解釈を)自国に適用してもらっては困る」といったものが、多くの各国代表に共通したコメントであった。

*牛肉の自由化の経過と特徴

肉牛・柑橘生産は、ともに基本法農政の選択的拡大の対象として、政策的にも大いに拡充がはかられてきた分野である。畜産と果樹は、稲と並んで、日本農業を支える三本柱であって、牛肉・ミカンは、米とともに、その代表的な作物である。

したがって、牛肉・オレンジとも、日本農業の基幹的な作物を維持・発展させるために輸入制限品目(牛肉は国家貿易品目)に指定され、輸入については、四年毎の当事国間協議で輸入枠を

表 14 牛肉・オレンジ輸入割当数量および輸入量 (単位:千t,%)

		'78年	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88
牛	一般枠	95.0	111.0	119.2	125.2	133.2	141.4	149.4	151.5	264.0
	特別枠	17.0	15.8	15.8	15.8	16.8	17.6	18.6	25.5	10.0
	合計	112.0	126.8	135.0	141.0	150.0	159.0	168.0	177.0	274.0
肉	輸入量	107.4	120.5	138.8	145.6	149.1	157.7	187.9	220.0	263.5
	米国%	16%	22.3	25.7	26.4	28.3	31.5	33.0	38.8	41.8
	愛州%	76%	70.4	70.5	66.2	64.0	61.8	60.0	55.0	51.6
オレンジ	生果枠	45.0	72.5	77.0	82.0	93.0	104.0	115.0	126.0	148.0
	輸入量	55.1	75.7	82.6	89.4	89.2	111.9	117.7	123.4	115.3
	果汁枠	3.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	15.0

果汁輸入枠は%濃縮。

決めてきていた。そこに集中して攻撃がかけられてきたことになる。

協定期限切れを前に、国論の定まらぬなか、八八年一月の日米首脳会談で、竹下首相は一二品目とともに、牛肉・オレンジの自由化を事実上承認することを表明した。

三月末からはじまった二国間交渉は、「シナリオ通り」の中断やガット提訴を交えながら、結局、八八年六月二〇日、アメリカ側への全面屈伏というかたちで合意が成立した。

牛肉・オレンジをめぐる日米間交渉には、きわめて特異ないくつかの特徴点が挙げられる。まず、一二品目交渉でもみられたように、強引で身勝手なアメリカ側の態度である。アメリカでは、牛肉は国内法による輸入制限品目である。また、「はじめに自由化ありき」といわれるように、すでにレーガン・竹下会談で自由化の意思表示をするなど、政府・与党は早くから自由化方針を決め、後は条件交渉だけに推移した。政府・自民党の自由化拒

否声明など、選挙目当てのポーズにすぎず、国民を愚弄したものだといわねばなるまい。

さらに、日本の態度は、譲歩につぐ譲歩、屈辱的ともいえる譲歩に終始したことである。政府・自民党は、当初、自由化断固阻止をしきりに表明していたが、アメリカの強い圧力の前に、四月に入って自由化承認に後退してしまった。日本が最初に出した「絶対に譲れぬ」自由化条件はECなみの輸入課徴金制度であった。しかし、アメリカに断られると、今度は、課徴金は諦めるが「課徴金制度そのものはガット公認の制度」だと合意文書に盛り込んでおいて、将来の設置の可能性に道を残すという「玉虫色」提案をしたが、それも断られ、それならと、七〇%程度の高率関税をもちだしたがそれも拒否された。さらに後退して、状況に応じて税率を変動させる可変関税を提案したがそれも拒否。結局、政府が、かねてからほとんど意味がないといていた緊急輸入制限だけを残して、無条件に近い丸裸の屈辱的な譲歩に望んでしまった。そのうえ、自由化前後数年間の各年度毎の輸入枠や関税率が細かく決められるなど、自由化までの経過措置、自由化後の事後措置にいたるまで、まったく自主的な裁量の余地なく縛りつけられてしまっており、まさに「ガンジガラメの底なし開放」であった。

＊牛肉自由化の国内農業への影響

八八年、肉用牛飼養農家は約二六万戸であり、一戸当たり平均飼養頭数は一〇・二頭と零細であって、一〇〇頭以上飼養農家は四四四〇戸にすぎない。自由化までの毎年の輸入増加枠六万

トンは、肉牛二九万頭に相当するといわれる。これは、肉牛飼養道府県一、二位の鹿児島（二六・九万頭）や北海道（二五・八万頭）の飼養頭数を上回るものであり、成牛では、上位一四県を合わせた頭数に匹敵する。とうぜん、飼養農家にはきわめて大きな打撃である。

自由化によって、肉用牛生産には、どのような打撃が予測されるのだろうか。いくつかの予測があるが、妥当性が高いと思われる農水省農業総合研究所の大賀圭治氏らのシミュレーションに依拠してみよう。

まず、いっさいの国内的な保護措置をとらない場合には、自由化までの毎年六万トンの枠拡大によって、自由化前年の九〇年で、和牛頭数は半減するが、自由化一〇年後の二〇〇一年には、和牛雌の頭数は現在（八七年一〇五万頭）の一〇分の一の約一〇万頭に、和牛雄の頭数は現在（同五七万頭）の八分の一の七万頭に激減し、自給率は一八％に低下する（同六九％）。まさに壊滅的な状況といわねばなるまい。

しかし、この場合、現行の繁殖子牛の安定価格制度に近い「子牛不足払い制度」を導入（和牛子牛の基準取引価格を一頭三〇万円、乳牛雄子牛の基準取引価格を一頭一六万円に設定）して不足分を補助すると、かなりちがった推計値がでてくる。

八六年基準の二〇〇〇年の推計値は次のとおりである。和牛雌頭数は一一八万頭、同雄五八万頭であって、ほぼ現状の一割増となる。生産量は、和牛肉二四万トン（二割増）、乳用種肉四九万トン（三割増）となり、輸入量は一一一万トン（四・三倍）に増え、輸入量と国内生産量とを

合わせた国内供給量は一八四万トンとなる。一人当たり消費量は、部分肉計算でいま（八七年五・〇キロ）の二倍近い九キロとなる。総供給量一八四万トンのうち、和牛肉二四万トンは一三%、乳用種四九万トンは二七%に当たり、残り六〇%が輸入肉であって、自給率は四〇%ということになる。

***牛肉の価格は安くなるか**

牛肉消費者価格の内外価格差は、アメリカの二倍、オーストラリアの三倍というあたりが妥当なところとみられている。かりに三倍として、自由化によって国内価格は三分の一になるのだろうか。答えは否である。オーストラリアの上質肉は、ほとんど生体三五〇〜四〇〇キロの若牛の肉である。多少とも日本人の嗜好に合わせて輸出するには、六〇〇キロ程度の成牛に長期肥育し、そのうえ、穀物飼育が必要である。それでも、国内肉と比較すると、最低の味の部類に属する。穀物飼育の長期肥育によって価格はとうぜん高くなる。

価格形成に密接に関連する不安定要因をいっさい無視して、かりに「万事うまくいく」としても、高級肉価格は、特級品をふくめてまったく変わらないだろうし、普通肉については、全体としてあまり変わらないが、乳用種普通肉の「中」「並」規格は一時的に（九〇年前後まで）一〇〜二〇%程度下落すると予想される。乳用種「並」「等外」規格の下級肉も、一時的に三〇%程度下落するが、その後二〇%程度の下落に落ち着くものと思われる。総じて自由化による価格効

果は、以下に述べる他の要因を除外して考えれば、小売価格で一〇〇グラム四〇〇〜三〇〇円前後、とくに三五〇円前後のところ、二〇%程度の価格低下が見込まれるにすぎないといえよう。加えて、牛肉の国際価格の不安定性と価格条件を規定するものとして、牛肉の輸出余力（世界貿易量）が問題となる。八八年の貿易量は、生産量の一・六%に当たる五一〇万トンであった。そのうち、E.C.の貿易量は域内流通で世界市場には参入しないため、E.C.分を差し引くと、牛肉の輸出余力は生産量の八・七%、三八三万トンである。この狭い市場に先の推計によれば、九〇年五六万トン、二〇〇〇年一一二万トン（枝肉ベース）の輸入量で日本が参入することになる。貿易量の四分の一強を購入しようとする日本の市場参入で、牛肉国際価格はとうぜん上昇せざるをえないし、値上がり幅が「下級肉の二〇%程度の値下がり」分を軽く越えることも十分に考えられるのである。

さらに、経済的的条件による価格変動も無視できない。たとえば、八八年、アメリカの穀倉地帯を襲った大干ばつによって、飼料穀物が大きな被害を受け、価格が上昇したために、肉牛生産はかなり手控えられた。これが成牛となって市場に出回る時期がちょうど日本の自由化時期に重なる。肉牛生産量は少なく、価格は高騰するものと予想される。

短期的な価格の不安定性の問題に加えて、やや長期的な安定輸入の問題もある。日本への牛肉主要輸出国はアメリカとオーストラリアであるが、アメリカは牛肉自給率九二%の、いわば牛肉不足国（八七年の輸入三三・五万トン、輸出一九・二万トン）である。安定的な輸入相手国とし

ては不適當といわねばなるまい。

*無視できない牛肉自由化の間接的影響

牛肉自由化の影響は、こうした国内肉牛生産や牛肉消費市場におよぼす直接的影響の深刻さもさることながら、さらに、間接的影響の大きさが問題となる。

まず、酪農や、牛以外の畜産分野の後退があげられよう。自由化によってもっとも打撃を受ける低価格の肉は、乳牛飼養（酪農）農家が肥育した雄乳牛と雌廃牛との牛肉である。これを酪農経営の補完として販売することによって、酪農経営が成り立っているというのが現状であって、現在、国内牛肉の約三分の二が乳用種によって占められている。輸入肉（とくにアメリカの「高級肉」）との競合で、乳用種肉牛が安くなり、かなりの個別酪農経営が成り立ちにくくなる。酪農経営の補完部分の縮小ないし消滅による酪農分野の後退は避けられない。

また、牛肉と豚肉・鶏肉との競合関係から、少なからぬ影響が養豚や肉鶏（ブロイラー）飼養の分野にもおよぶと思われる。予測される一人当たり九キロという牛肉消費量の倍増が、健康上、好ましいとされる日本型食生活の崩壊・欧米型への移行を意味するかどうかは、他の肉類との代替の程度によると思われるが、この「九キロ」は、現在の豚肉消費量（八七年一人当たり一〇・七キロ）・鶏肉消費量（同九・八キロ）にはほぼ匹敵する量である。豚肉・鶏肉消費量や魚の消費量（同一〇四・九キロ）が変わらぬまま、牛肉消費量だけが拡大するとは考えにくいし、少なく

とも、嗜好の問題以上に牛肉志向の優位性が否定できない限り、牛肉と豚肉・鶏肉との競合とそれによる養豚・肉鶏飼養分野の縮小・後退は否定できないであろう。

次には、耕種部門（土地ないし土地生産力依存型の農業部門）への影響である。ほんらい、耕種と畜産はお互いに、耕種から畜産への飼料の提供と、畜産から耕種への糞尿・厩堆肥の提供という循環にもとづく補完関係にある。耕種部門の生産基盤は「土」（土地生産力・地力）である。その「土」を生態系の自然循環を通じてつくるのが畜産部門である。畜産部門の後退によって、耕種補完（耕畜複合）がさらに崩れ、耕種部門の後退につながる。耕種分離の耕種部門では、地力維持が困難になり、作物の育成が困難になって、化学肥料・農業多投の悪循環がますます拡大する。

輸入にともなう安全性の問題も重要である（後編参照）。

総じて、牛肉自由化によって、消費者にとっては、価格はあまり安くならないし、長期的にはほとんど変わらないうえ、安全性の面で問題の少ないものが提供されることになる。生産者にとっては、国内生産を壊滅的ともいえるほどに分化・後退させて、多数の零細農家をつぶすことになる。牛肉自由化は、生産者・消費者にはほとんどプラスにならず、ただ日米の巨大アグリ・ビジネスや大資本の利益にのみつながるものであるといわねばならない。



＊オレンジ自由化の影響の深刻さ

オレンジ問題と牛肉問題との決定的ちがいは、牛肉では消費量拡大が前提となっているのに対し、ミカンを中心とする国内柑橘果実は、オレンジをふくめて国内柑橘市場が飽和状態になっていくなかで、さらに輸入が増え、自由化するところにあつて、四五万戸弱の柑橘栽培農家（うち柑橘主要栽培農家三八・八万戸）への影響はきわめて深刻である。

七六年からの一〇年間では、ミカンをふくむ果樹全体の栽培面積は八％減少し、生産量は一％減少している。とくにミカンは、七三年をピークに、以後、供給過剰から栽培面積は四割減の六割に、生産量も三割減に縮小するなど、中晩柑への転換をすすめるながら生産調整をつけている。しかも、円高の影響で、柑橘輸入がかなり伸び（八六年対前年比一六・六％）、缶

詰輸出は大幅に減退（同三二%減）した。生果卸売価格は下がりがつづけ、八七年一二月には前年比四〇%安のキロ当たり平均価格八〇円に暴落し、ジュース用生果卸売価格は八七年産で二〇円を切ってしまうている。ちなみに、八六年産平均生産費はキロ当たり換算一〇八・七四円である。このように、国内ミカン・柑橘類は、消費飽和状態のなかで輸入オレンジと真正面からぶつかり合うことになる。ミカンと直接的な競合はもちろんであるが、とりわけ、国内中晩柑との競合が強まり、季節性がなくなるために他の果実類との競合も現われてくると思われる。

オレンジ果汁については、さらに深刻である。自由化前年の九一年輸入枠は四万トン（五分の一濃縮、原料換算四〇万トン）になる。オレンジ果汁枠四万トンは現在の年間需要量の五六%に相当しており、ミカン果汁との競合がきわめてつよくなる。もともと日本の果樹農業は、生食用が基本で、生食に不向きな二級品や、市場価格がよくないときに出荷を押えて加工に回すというかたちで、いわば、生果の価格維持・安定の役割を果たすために加工がおこなわれてきていた。現在、ミカンで三割強、柑橘果実全体で二割余りが加工用に回され、ミカン生産量の二五%、五九万トンが原料になっている。

オレンジ果汁の自由化で、価格面をふくめて生果の需給調整機能・価格維持機能が失われてしまうと思われる。「園芸および特産農協連合会」の予測によれば、ミカン果汁の需要は、自由化前年の九一年には、「相当強気の……努力目標的な数字」でも、最大限三万トン、原料換算三五万トンに半減するとみられている。

生果・果汁のこのような深刻な事態にたいして、予想されるおもな国内措置は、ミカン園の減反政策と果汁原料用ミカンの価格対策の二つだけである。

「再編整備の推進」(減反)の結果、前述の園芸農協連合会の予測によれば、面積は、ミカン七万八千ヘクタール余(対八七年比二六%減)、中晩柑二万五千ヘクタール弱(同一四%減)に縮小する。ミカンの生産量(最高七五年三六六万五千トン、八七年二五二万九千トン)は、九一年に一八三万六千トン(対八七年比二七%減)に、中晩柑は六〇万トン(同一五%減)に落ち込んでしまう。

果汁原料の価格対策としては、現行の取引価格と保証基準価格(四二・三八円/kg)ないし最低基準価格(三三・〇五円/kg)との開きに応じて支払われる生産者補給金(八・四〇円/kg)に、さらに、輸入オレンジ価格に見合った原料価格(目標取引価格、二八・四八円/kg)と、ほぼ従来通りの生産者への保証基準価格との差額(一三・九〇円/kg)を特別補給金として追加して補填するという、一種の不足払い制度であって、二五〇億円が計上されている。なお、ほかに、生産・品質向上(二二〇億円)、果汁工場近代化(四〇億円)、需要拡大(一〇億円)などを目的とした助成もみられるが、自由化に対抗する十分な効果を期待するにはほど遠いと思われる。なお、オレンジなどの輸入生鮮柑橘類の農薬残留も、安全性の面で重大な問題をふくんでいるとみられるが、それについては後編で関説する。

(一) 大買走(牛肉輸入枠拡大、自由化による国内畜産への影響)、日本農業年鑑一九八九、特集1所

収、家の光協会、一九八八年。同、「農産物輸入自由化と日本農業」、『農業経済研究』第六〇巻二号、岩波書店、一九八八年。

(2)(3) 遠藤肇、「オレンジ・オレンジ果汁輸入自由化の国内果樹農業への影響」、『日本農業年鑑一九八九』特集1所収、家の光協会、一九八八年。

4 全米精米業者協会(RMA)の再提訴

一二品目、牛肉・オレンジの日本の全面協定の後を受けて、一九八八年九月一日、全米精米業者協会は、新貿易包括法で強化された通商法スーパースリー三〇一条にもとづき、(大統領選にあわせて)米通商代表部(USTR)に、日本の米市場開放を求める再提訴をおこなった。

提訴内容は、「事実関係」として、「①一九八七年に食糧庁が輸入を許可した数量は国内消費量の〇・二%以下である。②日本政府は米生産に大きな補助を与えている。③一九八八年に日本の消費者は三五〇億ドルを支払うとみられるが、輸入をおこなえば二八〇億ドルに減少させることができる。④米市場が開放されれば、カリフォルニアおよび南部の米生産農家は、生産増加、輸出拡大、収入増加の利益を享受できる」との四点をあげ、「法的根拠」として、「①日本政府による米輸入の実質的禁止は輸入制限を禁じたガット一一一条に違反」し、「②米輸入に恣意的差別を

伴った国家貿易をおこなう日本政府はガット一七条に違反」しており、「③日本の米政策は、ガット違反で、スーパ一三〇一条の「正当化しえない、事項に相当」するとともに、「④日本の米政策は三〇一条の「合理的でない、事項に相当」するとして、次のような「救済措置」を要求している。

すなわち、「①米通商代表は、日本政府が国内需要の一〇%分につき外国生産者から輸入を認めるよう協議を開始すべきである。四年後以降は、輸入量を拡大するため再協議をおこなう。②日本政府が市場開放しない場合は、米国市場に輸出される日本製品に対して、関税・数量制限による制裁を課すべきである」。

一〇%は、ほぼ一〇〇万トンに当たるが、その輸入要求については、一年目二・五%、二年目五%、三年目七・五%、四年目一〇%とし、以降再協議を求めると、当面、わずかの、それも半分は加工米（ギャバート会長発言）というようなかたちで輸入を認めさせ、段階的に輸入量を拡大しながら、最終的に日本市場の全面掌握をねらうなど、第一次提訴にくらべてかなり具体的な要求になっていて、財界や一部自民党筋の発言と奇妙に符合した内容となっている。

付属資料の推計では、かりに日本が一〇%輸入すれば、日本の国内生産量は八%減少し、日本の生産者米価は一七%低下するのにならして、中・短粒種の国際米価は長期的に四〇%上昇し、アメリカの輸出は一六%増加すると見込んでいる。さらに完全自由化となって、国内需要の三分の一（三四〇万トン）が輸入されれば、国内生産者米価は五九%、長期的には八三%値下がりし、

国際価格（ジャボニカ種）は三倍に上昇し、アメリカの輸出は二倍に増加すると見込んでいる。⁽¹⁾

八八年一〇月二八日、RMAの再提訴却下に際して、ヤイターは、日米の米市場開放を要求した声明のなかで、「竹下首相をはじめ日本政府高官からの、米市場開放を新ラウンドの議題にするとの『保証』がある」ことを強調して、「二月のモントリオールのガット新ラウンド中間見直し会議で、①「日本が『基礎食糧』という理由で米を市場開放の例外にすることは許さない」、②「短期的市場開放措置で各国が合意した場合、日本はこれに米を含めるべきである」と述べて、自由化強硬派ケアンズグループ（豪・加など農産物輸出国一四カ国で構成）の「短期的措置として米などの基礎食糧の三%開放を求め」主張を組み込んだ提案をしたうえで、さらに、③「ガット会議の一二月九日に日本の対応を判断したうえで、米側の思い通りの譲歩がなければ、RMAに再々提訴を促し、提訴を受理したうえで報復措置も辞さない」旨の、いわば最後通告を表明した。

なお、RMAの提訴に関連して、いくつかのアメリカの農業ないし農民団体が反対声明を出していることは、提訴却下を「理性の勝利」と評価したアメリカジャーナリズム主流の意向とともに注目される。

(1) 再提訴の付属文書については、井野隆一「コメ自由化問題の新局面」、『前掲』一九八八年三月号所収、による。

5 アメリカ政府による米自由化要求

RMAの第一次提訴後のアメリカ政府の米自由化要求については前に述べたとおりであるが、八八年六月二〇日、牛肉・オレンジ自由化の日米合意成立直後、ヤイター代表は、「二品目、牛肉・オレンジを全面屈伏させた勢いに乗って「次は米だ！」と明言し、同二九日には、ミズリー州での演説で「日本は風圧をかければ、いくらでも折れる」と放言している。

以下、それ以後のアメリカ政府のうごきを簡単に列記しよう。

八八年一〇月、レーガンが中曽根前首相宛親書で「農産物、とくに米のアクセス（市場参入）問題について積極的な対応を示すことが重要」と、米開放を要求してきた。

つづいて十一月二四日、レーガンは竹下首相宛親書で、「一二月のガット・ウルグアイラウンド会議では、日本は米市場の開放を提案すべきである」と述べ、大統領として「開放」を明確に求めた。これは、「アメリカは本気で米の開放を求めている」として、日本政府の甘い見方に冷や水を浴びせるものであった。これは同時にまた、日本の開放提案をテコに、アメリカの完全自由化要求を一蹴するECを、保護削減交渉の土俵に上がらせたいというねらいをもっていった。

八八年一二月一日、アメリカ政府は（レーガン、リン、ヤイターに次期大統領ブッシュをふく

め)ガットに臨む最終方針協議で、「完全自由化のため自国のウエーバーの見直しに迫るが、その見返りに、E.Cの可変課徴金制度の改善と、日本の米市場のアクセス改善を強く迫る」方針を決定した。

八八年二月一日、前述のように、一二月五日からの新ラウンド中間見直し会議では、アメリカの「二〇〇〇年までに完全自由化実施」要求と、それを「非現実的」と退けるE.C諸国とのはげしい対立で、農業交渉は決裂して米問題も議題に上がらず、八九年四月の会議にもち越されることになった。ヤイターは、一〇月二八日の声明に関連して、とうぜんながら、米問題で「RMAに再々提訴を促す可能性は小さい」と表明した。

一九八九年四月八日、ジュネーブでのガット・ウルグアイラウンド会議で、中間合意が米・E.C・ケアンズグループの妥協のなかでようやく成立した。農業中間合意の内容は次のようなものである。「農業交渉の長期目標は公正な貿易制度の確立で、支持と保護について相当程度の段階的削減を行うことにある。交渉の対象は輸入アクセス、補助金・輸出競争、輸出の禁止・制限、食糧安全保障のような貿易以外の考慮事項。最初の改革は一九九一年に実施する」。短期的には「参加国は九〇年末まで、支持・保護の水準を現行より超えないこととする。関税・非関税の市場アクセス障壁はこの決定日以後は強化しない。八九、九〇年の個別産品アクセスは、八七、八八年の平均を下回らない。政府などが決定する生産者支持価格はこの決定日の水準を超えない。参加国は九〇年に支持・保護の水準を引き下げる意向を表明する」などである。この合意によっ

て、米開放問題は一段とつよまることになった。

八九年四月一日、ヤイターの後をついだヒルズ通商代表部代表は、アメリカの「二一世紀までに保護全廃の方針」に関連した声明のなかで、日本の米市場開放問題について、「最近ジュネーブで開かれた交渉で、日本からかなりの協力を得たと痛感している」と表明し、はからずも日本政府の対米協力姿勢と農業切り捨て政策の真意を明らかにした。また、「日本の米はウルグアイラウンドの主題と考えている」とも述べている。

八九年五月一日の羽田・ヒルズ会談では、ウルグアイラウンドでの多国間交渉を確認したが、同席したバーネル農務副長官は「農業自由化が決まった後、日本が米輸入に弾力的な姿勢を示さないようなことがあると、アメリカとしては強硬な二国間交渉に踏み切る可能性」があることを示唆している。

八九年七月一二日、アメリカ通商代表部は、秋のウルグアイラウンドで「非関税障壁を関税化」した包括提案をおこなうことを公表し、八月三日のガット日米非公式高級事務レベル協議でもその内容を提示した。これは、各国が自国農産物市場を保護するために実施している輸入割り当て制度、変動輸入課徴金などの非関税障壁を、内外価格差をもとに関税に換算（内外価格差を国際価格で割ったものをパーセント表示）することによって目に見えるかたちで「農業過保護」度を際立たせ、アメリカの主張の「正当性」を訴える根拠を示そうというものである。かりに日本の米価格が国際価格の五倍だとすれば、日本の米の「換算」関税は四〇〇%ということになる。

八月一日、大統領経済諮問委員会（CEA）と経済企画庁の日米定期協議で、ボスキンCEA委員長が「生産性の低い農地を宅地に転換すれば地価が下がるのではないか」と発言。建設省が早速それに飛びついて、市街化区域内農地の宅地並み課税実施をぶち上げ、政府・自民党も、長期営農特例の廃止・宅地並み課税復活実施を検討、一部のマスコミもそれに追随している。

九月一日のブッシュ・海部会談で、首相は「構造調整と輸入拡大のいっそうの推進」を表明したが、つづいて、四、五両日、日米構造協議の第一回会合が開かれた。首脳会談で「具体的成果を上げる」よう迫ったブッシュ表明のとおり、会合は冒頭からアメリカの対日圧力の場となった。アメリカの要求は多岐にわたるが、農業関連問題に限定すれば、農地の宅地並み課税などの土地税制・土地問題、流通制度、価格形成などである。アメリカにとって、米問題はウルグアイラウンド（多国間協議）で追求すべき主題であって、日米構造協議（二国間交渉）の主要な課題ではない。

（補註1）ガット（GATT）、関税貿易一般協定

一九四七年にアメリカの主導のもとに作られた世界貿易のルールを定めた協定をいうが、同時に、国際自由貿易を拡大するための国際的な活動（各国の力関係を反映した主張のぶつけ合い）の場（「制度」）でもある。したがって、実質的にIMF（国際通貨基金）体制とともにアメリカの世界経済支配のシステムを構成している。

ガットは、無差別最恵国待遇、自由貿易、相互主義の原則に立ち、貿易障害の除去を目的とした協議機

間である（裁定機関ではない）が、実質、輸出国側、とりわけアメリカの利益を保護する立場にある。日本は五五年に加盟、五九年以降、理事国。正式加盟国は九三カ国（八八年）。

一九六七年に妥結した関税一括引き下げ交渉のケネディラウンド、一九七三年九月から七九年までの東京ラウンド（新国際ラウンド）、八三年からのウルグアイラウンドとつづく。

（補註2）ウルグアイラウンド（新ラウンド、多角的貿易交渉）

一九八三年の日米首脳会談で中曽根首相がレーガンに進言し、アメリカの支持で開始された新しい多角的貿易交渉。一九八六年九月、南米ウルグアイのブエノスアイレスでガット関税特別総会が開かれ、新ラウンドの交渉がはじめられた。サービス貿易の自由化、農業問題、緊急輸入制限のあり方などがおもな議題で、期間は九〇年末まで。

四 政府・財界の食糧・農業政策

1 基本法農政・総合農政

前章ではアメリカ側からの自由化要求をみてきたが、では、日本側の政策意図はどのようなのか。今日の農政の起点である基本法農政からみておこう。

一九六一（昭和三六）年に農業基本法が強行採決を経て公布されたが、そのもとでの農政を一般に基本法農政とよんでいる。基本法農政は、大幅な資金援助のもとに、「生産性の向上、農産物価格・農業所得の安定、選択的拡大、構造改善、農地移動の円滑化、自立農家の育成」などをうたっているが、その要点は次のようなものである。

アメリカの過剰農産物（小麦・飼料穀物など）を受けいれ、それとぶつからない範囲で今後伸

びると思われる畜産・果樹などの分野を伸ばす（選択的拡大）とともに、零細で機械化も遅れ、生産性も低い農業のしくみを、機械化を取り入れた大規模経営に変え（構造改善）、都市勤労者世帯以上の安定した農業所得があり、自由貿易下でも生き残れる生産性の高い大規模な農家（自立農家）を、一〇〇〜一五〇万戸育成しようというものであった。

これは反面、生産性の低い多数の農家は農業をやめ、土地を手放して都市労働者になるという農民切り捨て政策をふくんでいたし、手放した農地は自立農家の規模拡大のためや工業用地として買いとられるようになる（農地移動の円滑化）というものであった。

当時、アメリカは海外軍事支出の膨張によるドル危機を緩和するために、安保条約第二条の「経済協力」として開放経済・貿易自由化をつよく要求してきており、それを至上命令として受けられるとともに、国内の重化学工業偏重の極端な高度成長を支える安い労働力を農村から大量に引きだそうというのが基本法農政の主要なねらいであった。

このような動きは、「従来の米中心の政策を改め、農業全般を総合的にとらえ直す」という総合農政（一九七〇年）が展開するなかで一段とあらわになってくる。

総合農政は、全国総合開発計画の一環として、基本法農政の延長のうえに、さらに、米の生産調整（減反）、食糧法・農地法の改廃を強行するかたちでおこなわれ（前年の自主流通米、買い上げ制限、同年の米販売価格の物価統制令適用廃止、農振法）、離農や農地の農外転用がいっそうすすみ、農業破壊が一段と深刻になってきている。

さらに、以下に述べるように、「二一世紀に向けての農政の基本方向」（八六年一月）や、「今後の米政策および米管理の方向」（八九年五月）など、「経済構造調整」下の諸政策は、八八年の八品目や牛肉・オレンジの自由化にみられるように、ますます露骨なかたちで日本農業の破壊をおしすすめるとともに、国民の安全で安定した食生活をいちじるしく脅かすものともなっている。以下、最近の象徴的な政策や事実を簡単にみておきたい。

2 「経済構造調整」下の諸政策

* 「前川レポート」

（「アクション・プログラム」）

一九七〇年代後半から、アメリカからの食品添加物をめぐる規制緩和と要求がつよまり、国内食品安全行政は次々と後退してきたが、その流れをさらにおしすすめるためにとられたのが「アクション・プログラム」である。

八五年七月三〇日、政府・与党対外経済政策推進本部は、輸入促進のために輸入手続き・検査の簡略化を目的とした「アクション・プログラム」（「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」）を決定した。その内容は、輸入に際しての「基準・認証制度の適用対象品目の縮小、

政府認証から自己認証へ、規格基準の項目の削減、外国検査データの受け入れ、国際基準への整合化」などである。

農産物に限っていると、食品添加物、残留農薬、その他安全のための検査を大幅に縮小して輸入増大のために門戸を開放するものであって、日本で許可されていない農薬や添加物をふくんだ食品・農産物が入ってくる危険性がいつそう高くなる。国民の健康・食品の安全性と引き替えに輸入促進への道筋がつけられたのである。「アクション・プログラム」は、八八年をもってほぼ完了したとされている。

④ 前川レポート（経構研報告）

八六年四月七日、中曽根首相の私的諮問機関であった経構研（国際協調のための経済構造調整研究会）の報告（通称前川レポート）がだされた。首相は、この私的報告にもとづいて、なんら公的機関の審議を経ることなく、八六年五月の日米首脳会談で、「輸入促進・全面市場開放を積極的にすすめる」約束をしてきている。

前川レポートは、「経常収支不均衡を……着実に縮小させることを……国民的政策目標として設定し、そのために、「自由貿易体制の維持・強化」と「輸入の増大」を基本に、「従来の経済政策及び国民生活のあり方を歴史的に転換させ」、「市場原理」にもとづく「国際協調型経済構造への変革を図」ろうというものである。アメリカの意向を代弁するOECDの対日経済審査報告を下敷きにした作文といわれるこの報告は、いかにも資本の論理に徹した、同時に、素朴きわまる

ソロバン勘定一本槍の農工無差別の比較優位説（貿易自由化論）に立脚したアメリカ追従論となつていて、日本の輸入大国化、産業の空洞化、石炭・農業・中小企業の後退・壊滅にいたる路線を示したものとなっている。

農業に関する項目「国際化時代にふさわしい農業政策の推進」では、「徹底した農業改善を図り、今後育成すべき担い手に焦点をあてて施策の集中・重点化を図る」として、大規模な高生産性農家を育成して、そのほかは切り捨てることを想定している。さらに、価格政策としては、「市場メカニズムを一層活用し、内外価格差の著しい品目については、着実に輸入の拡大を図る」として、輸入を増やして「内外価格差の縮小と農業の合理化、効率化に努め、国内市場の一層の開放に向けて市場アクセス（参入）の改善に努める」として、積極的な農産物輸入拡大・貿易自由化推進論を展開している。

最近の「経済構造調整」政策は、流れとしては日米安保体制や臨調以来の枠組みのなかにあるが、最近に限定すれば、この前川レポートにもとづくものとなっており、あたかも前川レポートが日本経済の方向性を決定する基本路線であるかのような誤解や思い込みが蔓延している状況にある。中曽根・前川合作の、さらにいえばアメリカとの合作の前川レポートにたいする根本的な批判が必要であらう。

△新前川レポート

経構研は、その後、政府の機関に格上げされ、八七年四月二四日には、さらに「新前川レポ

ト) (経済審議会経済構造調整特別部会報告) がだされた。内容的にはほとんど新味はないが、米については「国内自給を基本とするが、……自主流通米の拡大を計り、集荷販売の各段階に競争条件の導入を計り、価格形成・流通の一層の弾力化を図る」。そのため、「制度の基本的な在り方について検討する必要がある」として、米開放と食糧の改廃に道を開き、さらに、「市街化区域内農地の宅地並み課税の運用強化、線引きの見直し、農地の宅地化の促進」などを述べ、ここに三年のあいだに政策努力を集中するとしている。

(補注) 市街化区域内農地の宅地並み課税

この新前川レポートを契機に、市街化区域内農地の宅地並み課税強化の動きが急浮上し、最近では、八年九月の日米構造協議などの外圧を利用した課税実施論が、建設省サイドを中心に、政府・自民党・財界、マスコミの一部で、内需拡大・地価抑制を名目に声高に主張されている。

一九六八年、新都市計画法が制定され、七一年、市街化区域内農地を対象に「宅地並み課税制度」が創設され、八二年にいたって、宅地並み課税の徴収猶予・納税免除制度が、「長期営農継続農地制度」として創設された。

これは、評価は宅地並みにおこなうが、課税徴収に当たっては、一定面積(一〇アール)以上の農地で、現に農業を営営し今後一〇年以上営農の意思があると認定した農地については、五年間、宅地並み課税と農地課税相当額との差額の徴収を猶予し、五年目に営農確認のうえ、納税猶予額を免除して、さらに次の五年間にも同様の措置をとるもので、一般譲渡や転用のあった場合には、適及して宅地並み課税を徴収するというものである。八八年、三大都市圏の市街化区域内宅地並み課税対象農地(特定市街化区域農地)

の八四・五％、三万六一八八ヘクタールが認定を受け、残る六六六三ヘクタールは宅地並み課税を支払っている。

なお、特定市街化区域農地面積は、全国約一七万一千ヘクタール、三大都市圏四万二八五一ヘクタール（東京圏二万八〇八二ヘクタール、大阪圏八六六六ヘクタール、名古屋圏六一〇二ヘクタール）である。また、市街化区域面積にたいする区域内農地面積割合は七五年にくらべてほぼ半減しており、東京圏一〇・八％、大阪圏九・三％、名古屋圏一三・五％、三大都市圏全体で一・二％である。

宅地並み課税実施論をふくむ保有税重課論の根拠は、地価高騰の根源を単純に土地供給の不足に求め、土地税制によって土地問題が解決できるとして、保有税（固定資産税）を増額重課すれば土地供給が増え、土地問題は解決するという粗雑な立論であって、都市住民の生存権にかかわる悪名高い「地上げ」容認の理論背景ともなっている。大都市圏の地価暴騰に象徴される今日の深刻な土地問題は、基本的には、総合的な土地政策、土地利用計画の欠如や無原則性にもとづく都市計画の貧困のなかでの土地投機の過熱にある。

宅地並み課税の実施による農地の宅地化が、地価抑制や安いマイホームの実現に少しも役立たないことは裏証済みである。七〇年以來首都圏では七万八千ヘクタールの市街化区域農地が宅地化されている。宅地に転用された旧農地は、庶民の手には入らず、不動産・大企業の買占めや土地転がしなど、土地投機の対象になって地価を暴騰させてきた。中曽根民生活路線による国有地・旧国鉄所有地の民間払い下げが、ここ数年の地価暴騰の引き金となったことは、なお記憶に新しいところである。

大消費地に近い都市農業がもつ生鮮食糧農産物供給の意義は、一般に考えられているほど小さくはない。首都圏の野菜消費量の一・六％は都内農業によって提供されているし、ウド、コマツナ、ツマミナ、カ

リフラワーは市場でも都内産が一位となっている。大阪農業の府民にたいする野菜供給率は一五・九%、果樹は一三%に達し、大阪農業は府県別生産量順位でタマネギ四位、ブドウ八位、ナス一二位、サトイモ一四位、キャベツ一五位、ミカン一六位、枝豆一七位、ネギ一八位など、少なくない作目で全国有数の生産量を維持している。さらにまた、都市農業は、災害防止、自然環境保全のうえで都市住民にたいして大きな役割を果たしており、都市農業の存続と株のあるまちづくりをすすめるためにも、宅地並み課税は強行すべきではない。

* 「経済構造調整」下の農業諸政策

〈農政審答申「二一世紀へ向けての農政の基本方向」〉

八六年一月二八日、農政審議会は「二一世紀へ向けての農政の基本方向——農業の生産性向上と合理的な農産物の価格形成を目指して——」を農水大臣に答申した。全体として、かなり正確な実態認識と農業の果たす役割についての正当な評価をふくみながらも、今後とるべき政策としては、臨調路線・前川レポートのもつ方向性を踏襲した不合理なものとなっている。

この答申は、「二一世紀へ向けての農政の課題」、「生産性の高い水田農業の確立」、「産業として自立し得る農業の確立」、「農産物価格政策の展開」、「国際化の進展と農産物貿易政策の方向」などの全一章と、附論からなるかなり長文のものであるが、その主要点は、①「構造改善の徹底、大型・中型機械化体系を取り入れた中核農家の育成」によって「需要動向にそくした高生産



性水田農業の確立」をはかり、「生産性向上を
 目指した水田利用再編次期対策」（＝減反）を
 実施し、②「コスト意識に立脚した農政と農業
 の産業としての自立」を目指す。③「価格政
 策」としては、「生産性向上の……成果を……
 的確に反映させるとともに、適切な輸入政策を
 図」って、「内外価格差の縮小を図り、価格算定
 方式を抜本的に見直し」す。たとえば、米につい
 ては「育成すべき担い手に焦点を当てた米価水
 準、需給実勢と生産性向上に基づいた価格」を
 実現し、生産者米価算定は、従来からの生産
 費・所得保障方式に代わって「今後は需給の趨
 勢をよりの確に反映」した水準とするなど、
 「食糧制度の改善」をおこなう。なお、「食糧制
 度の改善」については、このほか「自主流通米
 に比重を置いた米流通」の「弾力的運営」をは
 かり、さらに、「生産者団体による……超過米

の調整保管・売却」を義務づけ、「集荷販売の両面にわたる流通体制への競争条件の導入」などの「改善」をおこなうとしている。④「国際化」(輸入)については「ガッド新ラウンドで貿易ルール作りにつとめ、国内生産と輸入の適切な組合せにより供給を確保」するように、「農産物貿易政策の見直し」をおこなうというものである。

(補註) 農政審答申における「高生産性水田農業の確立」

①の「高生産性水田農業の確立」のための土地利用型農業の規模拡大については、農地流動化の促進により利用種を集積するか、あるいは作業の受委託をふくめた効率的な作業単位を形成するなど(自作地拡大型・自作借入地並進拡大型・借入地拡大型・農作業受託型、あるいは集団等を活用した規模拡大)によって、「生産性の高い農業生産システムが確立され……生産性向上が見込」まれているが、昭和七〇(一九九五)年時点における水準について、次のように試算している。

[前提条件]

試算に当たっての想定地域：一毛作地域(北海道中部)、二年三作地域(東北南部)、二毛作地域(1)(関東北部)、二毛作地域(2)(九州北部)。(詳細略)

①大型機械化作業体系は、高速田植機(五条)・汎用コンバイン(二条)等を装備。

中型機械化作業体系は、高速田植機(四条)・自脱型コンバイン(三・四条)等を装備。

②作付け規模は、大型機械化作業体系で、四四・六六ha(実面積三〇・四五ha)

中型機械化作業体系で、二四・二八ha(実面積二二・二四ha)

③水稲と麦・大豆を組み合わせた輪作体系。

④機械化作業が効率的に行ない得る圃場条件（三〇〃区画、用排水路分離、団地化）で、オペレータ等の労働力が確保されていること。

〔試算結果〕

現状（昭和五九年度生産費）と比較し、昭和七〇年においては、

①大型機械化作業体系では、単位面積当たりの労働時間は三割以下となり、

単位収量当たりの費用も四〇六割程度となることが可能。

②中型機械化作業体系では、単位面積当たりの労働時間は三〇四割程度に、

単位収量当たりの費用も五〇七割程度となることが可能。

この「農政の基本方向」は、全体として前川レポートにそったものとなっているが、①主食として米や穀物の自給については、自給率向上のための政策努力を放棄したものとなっている。前回の八〇年一〇月の農政審答申「八〇年代の農政の基本方向」では、それまでの農政の基本方向としての「自給率の向上」という課題を、「自給力の維持」という表現に変えて大幅に後退させたが、今回はさらにいっそう後退して、「輸入食糧と国内生産で供給を確保」して、自給は事実上放棄するものである。②「産業として自立しうる農業の確立」を名目に、事実上、農業補助金の大幅削減や融資への切り替えなど農林予算の縮減、零細農家の切り捨て、農産物生産者価格の引き下げなどを意図している。③生産者価格は、大規模な中核的でない手層の生産費を価格算定に反映させ、さらに市場メカニズムを採用することによって、これまでの価格政策の重

重要な要素であった農業保護的、農家所得保障的要素を放棄するものとなっていて、食糧制の改廃を打ち出している。

〔水田農業確立対策（七十七万ヘクタールの減反）〕

水田農業確立対策の減反（米の作付け反別の削減）七十七万ヘクタール割当の問題がある。

減反は、休耕と転作の二つの方法で、総合農政以来、稲作転換対策、水田総合利用対策、水田利用再編対策、水田農業確立対策など各種の呼び方で強行されてきている。

今回の七十七万ヘクタールの減反については、減反そのものの不当性や、水田面積の二七％におよぶ大量減反の不当性はもちろんであるが、それ以上に、五％程度の不作でもただちに米の輸入につながる減反になっていて、たいへん危険で深刻な減反だといわねばならない。

米の単年度需給方式（七八年以降）と、それにもとづく減反割り当てが、供給面でいかに綱渡り的な不安定なものかは、八〇年以降四年連続の不作のなかで（八四年は豊作）、在庫米の臭素汚染で米不足となり、八四年夏、ついに韓国から一五万トン（当初予定三〇万トン）の緊急輸入をおこなわざるをえなかったことから明らかである。

〔米流通研究会報告・新行革審の「規制緩和」答申〕

米流通研究会（食糧庁長官の私的諮問機関）は、八七年一月一二日、米流通制度についての報告書をまとめた。その内容は、八八年一月一日の臨時行政改革推進審議会（新行革審）の答申「公的規制の緩和等に関する報告」につながるものである。

新行革審答申は、流通、物流、情報、金融、農業など七分野の規制緩和対策について述べている。農業分野では、①食糧管理方式について、「現在の食糧管理方式を見直し、市場のメカニズムの一層の導入を図る方向で新たな米管理方式の基本的枠組みについて検討をすすめる、早期に結論をえる」、②制度見直しの経過措置としては、「政府米の比重を必要最小限度に止め、自主流通米比率を今後三〜五年以内に六割程度まで高める」としている。そのほか、③「集荷や販売面での新規参入の促進、業務・営業区域の拡大など流通の多段階における競争条件の導入をすすめる」というものである。

この答申の内容は、「米流通研報告」を踏襲するものであるが、それ以上に八七年一月の経団連「米をめぐる問題についての報告」（部分管理の提言）や八八年三月に経団連が新行革審に提出した「規制緩和に関する要望（中間とりまとめ）」とウリ二つで、財界要求をそのままとり入れたものとなっていて、次に述べる「米管理の方向」につながるものである。

3 「今後の米政策および米管理の方向」（農政審企画部会報告）

八九年五月一日、食糧管理制度の改革を検討していた農政審議会企画部会第一小委員会は「今後の米政策および米管理の方向」をまとめ、企画部会で了承された。農水省はこれを受けて、

具体的な米管理政策の検討に入る。この報告の要点は次のとおりである。

「基本的な考え方」

米管理の方向。今後とも需給および価格の安定を図るといふ食糧管理制度の基本的役割を維持することが必要。しかし、現行の制度では、流通や価格形成の面で弾力性を欠いているため、生産者および流通業者の自主性が発揮され、市場原理がより生かされる仕組みとしていく必要がある。このため、米流通は民間流通を主体とし、品質評価に対応した弾力的な価格形成が行なわれるようにすべきである。」

「改善の方向」

(1) 米管理 ①自主流通米について、需給動向や品質評価を価格に的確に反映させるための価格形成の場を設定する。その在り方について速やかに検討をおこなう。②政府米について、買い入れ数量に一定の限度（当面四割、今後見直し）を設定する。政府買い入れ価格は、生産性の高い稲作の担い手層に焦点を置く。政府売り渡し価格は、民間流通における需給動向と市場評価を的確に反映したものとす。

(2) 需給調整 生産調整を行ない、需給および価格の安定を図る必要がある。生産者・生産者団体が組織的対応を強化し、主体的に取り組む。生産調整面積の配分については、需給動向や市場評価が反映される手法を検討する。生産調整の推進に資するため、政府買い入れを生産調整実施者に限定するなどの仕組みを検討する。

(3) 米流通 自主流通米については、流通規制を最小限とし、不正規流通発生の余地をなくしていく。政府は、米の生産・流通にかかわる情報を的確に把握し、これを公開する体制を整備する。等。

この報告は、八七年二月以来二四回の検討を重ね、成案を得て八八年暮には公表の予定であったが、八九年四月まで延期され、さらに五月まで延期されたものである。消費税、リクルート疑惑、自由化・農業つぶしなどで、自民党の支持基盤が急速に縮小しているなかで、とくに農民の自民党離れに危機感をもった政府・自民サイドの政治的考慮で、八八年六月の中間報告にあった「米市場」や「部分管理」、「間接統制」などの言葉を省いたのをはじめ、すべて抽象的な表現に変えるなど、錯の上に衣を纏ったものとなっている。以下にみるように、食糧制度の基本を否定する政策を具体的に提案しながら、他方では、白々しくも「食糧制度の基本的役割を維持する」と述べるなど、まったく矛盾対立することを併記していることは、ゴマ化しの最たるものである。

人を欺く衣にもかかわらず、この報告は、第一に、国の責任において「全量管理」と「二重価格制」を維持することを基本とする現行食糧管理制度の解体の方向へ、大きく踏み出すものとなっている。すなわち、

①「米流通は民間流通を主体」とし、「自主流通米について……価格形成の場（＝市場）を設け、市場原理を生かして「弾力的な価格形成が行なわれるようにすべきである」としてい

る。これは、明らかに食糧の基本原則の否定である。さらに、その場合、「価格形成の場」（市場）に参加する業者は、「一定の資格を有するもの」とされているが、民間流通の規制を大幅に緩和するため、限りなく自由流通に近づき、大企業・資本による市場支配・米投機がすすみやすくなる。

②また、今後の「米管理の方向として……生産者および流通業者の自主性が発揮されること」が重要であるとして、政府買入れに一定の枠を設定するということは、食糧管理制度の根幹の一つである。「政府による全量管理責任」原則をいちじるしく後退させるものである。

③さらに、「政府買入れ価格は、生産性の高い稲作の担い手層に焦点を置く」ために引き下げられ、「政府売り渡し価格は、民間流通における需給動向と市場評価を……反映」させるために値上げされるようになる。これは、農民には米の再生産を確保し、消費者には家計の安定をはかるといふ食糧制度の二重米価原則の露骨な否定である。

第二に、今回の報告は、財界やアメリカの要求にそったものとなっている。八七年一月の経団連「米をめぐる問題についての報告」では、五年後の米流通自由化を要求、八八年一〇月の経済同友会「米改革の目標と方針」でも、一〇〇万トンの政府米以外は（自主流通米も政府管理から外して）すべて自由流通にすべきだとしている。

また、こうして食糧制度が崩れれば、国による生産制限の民間委譲とともに、ガッド規定による国家貿易品目や輸入制限品目としての根拠も崩れ、アメリカからの米自由化圧力にも抵抗でき

なくなる。いわゆる二段階自由化論は、客観的には貿易自由化促進の主張にすぎない。アメリカ米を日本に売り込むには、全量管理の食糧制度を崩壊させ、米流通を自由化することが前提となっている。その意味で、この報告内容は米輸入自由化の地ならしとなるものである。

4 一連の政策の基調

さて、一連のこうした政府・財界の政策の基調はなんなのか。その特徴点を列挙しておきたい。第一に、「国際協調」・「国際化への対応」を名目に、「経済構造調整」路線のもとに、日米独占・多国籍企業の利益のために、国内農業・石炭などの産業分野を再編・解体し、国民生活を犠牲にしながら、対米矛盾をアメリカへの従属体制をいっそう強化することで、日本をアメリカの一つの属州というようなかたちで、解決しようとするものであるということである。

第二に、食糧・農業については、財政負担の軽減・価格合理性を名目しながら、現行食糧制度を廃止し、米の輸入自由化を強行するための道を掃き清めるといふものである。

第三に、農業構造の面では、四〇〜六〇ヘクタール、二五〜三〇ヘクタールの二群の階層を中核とした大規模・高生産性農家の育成を目指しながら、当面、五〇〜一五〇万戸の相対的中規模・高生産性農家を残し、あとはつぶして離農を促進する。米輸入については、最初は「米一粒

論」の裏返しとしてのごく少量の輸入から出発して、当面、加工原料米をふくめて国内需要量の一〇%程度を、数年のうちには、三分の一程度の三〇〇万トン、将来、二分の一くらいを輸入に依存するようにしたいというものである。穀物自給率は、いまでも三一%と先進資本主義国中に例をみない低さだが、三分の一輸入になると、二五%という常識では考えられない事態になり、しかも、それが目前に迫っているのである。

このように、一連の政策の基調は、一言でいうと、日本の農業の破壊であり、主要食糧の自給的確保の放棄であり、食糧制度の解体をテコとした、米の自由化である。

全体として、農業を主要な産業分野として一国の産業構造全体のなかに正しく位置づけ、独立国家の基礎としての食糧自給率を高め、農業生産の維持発展をはかり、ひいては好ましい自然環境を維持するという、最低限必要な観点が、まったく欠如しているといわねばならない。

五 安全な食糧は日本の大地から

1 米自由化にたいする国民の意向

前述のように、農業批判・自由化促進論がマスコミを通じて執拗に繰り返され、アメリカの理不尽な自由化要求がますますつよまり、表向き反対ポーズをとりながら、実質アメリカの要求に追随する政府・与党の政策の流れのなかにあつて、では、国民はいったいどのように考えているのだろうか。各種の世論調査を手がかりに、米問題・米自由化問題に関する国民の意向を確認しておきたい。

*七割が基本食糧は国内生産を支持——総理府調査

代表的なもの一つに、八七年九月の総理府の「食生活・農政の役割に関する世論調査」がある。総理府の調査では、七八年、八〇年、八四年の調査にも、同じ質問項目がいくつかあり、それらを比較することで時系列の変化がわかるようになっていっている。今回の調査は、無作為抽出による三千人にたいして調査員が面接聴取したもので、有効回収数は二二三三人であった。調査結果の要点は以下のとおりである。

①現在の食生活についての満足感についての設問には、「まあ満足している」五八・七%、「十分満足している」三二・四%で、合わせて「満足している」人は九一・一%におよぶ。

②米のイメージに関するいくつかの質問（複数回答）では、「おコメは日本人の主食として最もふさわしい」と思う人は九五・四%（七八年八七・〇%）と圧倒的である。次いで「おコメは健康によい」と思う人八〇・五%（八四年六九・一%）。「おコメは栄養に富む食べ物だ」と思う人七二・八%（七八年五二・九%）。「日本人はおコメをもっと食べる方がよい」と思う人六七・八%。「おコメを食べると太る」と思う人一八・四%（七八年二九・六%）、そう思わない人六六・八%（七八年四八・三%）など、米にたいする評価が高まってきている。

③品質のよい食料品を安定的に供給する方法（複数回答）については、「流通や加工システムを合理化し、中間のムダな経費を少なくする」五一・三%、「生産者と消費者（団体）などとの直接取引を増やす」三四・六%、「食品の品揃えや外見にこだわらないように消費者が努力する」

二七・〇%、などで、「安定的な輸入・備蓄に心がける」は九・六%で、「わからない」の九・七%を下回っている。

④食料の生産・供給のありかたについては、「安い食料については輸入の方がよい」一九・九%にたいし、「わからない」八・七%、「少なくとも米などの基本食料は、国内で作る方がよい」三九・三%、「食料は国内で作る方がよい」三一・九%であって、合わせて七一・二%の人が、食糧ないし基本食糧は国内で作るべきだと考えている。

この調査は、マスコミによる反コメキャンペーンの嵐の吹きすさぶ時期におこなわれた点でも注目される。結果からみると、マスコミや政府・与党の宣伝を、国民は意外に醒めた眼でみており、国民の意向は予想以上に健全であったということになる。過去の調査にくらべて米にたいするプラスのイメージが増えていることも、逆宣伝にもかかわらず、正しい認識・知識が広まってきたこととの反映であろう。

＊大都市住民の食糧・農業問題に関する世論調査も同傾向

総理府調査の少し前の八七年五月に、社会調査研究所がおこなった「大都市住民の食料・農業問題に関する世論調査」がある。二〇歳以上の男女三千人を層化二段無作為抽出で、「農業生産の側の最も対極にある大消費地」である東京二三区（一八〇〇人）、大阪市（一二〇〇人）に訪問面接調査したもので、回収率は七一・五%である。クロス集計で種々興味ある結果がでている

が、要点だけを紹介しておく。

①「政府が保護・育成すべき産業」（複数回答）としては、「農業」五七・〇%、「先端技術産業」三四・一%、「わからない」二〇・八%、「商工サービス・自営業」二〇・〇%、の順位であり、以下、鉄鋼業、繊維産業、金融・保険業、造船業、自動車産業、家電製造業とつづく。保護・育成すべき産業は、農業と先端技術産業である。

②「政府が保護・育成すべき理由」（複数回答）としては、「農業」は「国民生活上必要な物を供給する産業だから」が九二・一%、次いで「国土保全の役割が大きい産業だから」が二七%となっている。「先端技術産業」については、「将来の基幹産業だから」六七%、「有力な輸出商品を作る産業だから」四〇%となっている。

③「農産物貿易についてわが国のとるべき態度について」の質問には、「現状程度の農業は維持すべきであり、輸入制限などの措置は必要」が五八%を占め、「農産物などの輸入を自由化すべきだ」は二〇%にとどまっている。「自由化すべきだ」という意見は、職業別では「自由業」と「経営管理職」に比較的多い。

④食管制度については、「知っている」四五%、「知らない」五四%で、知らない人が半数以上であって、二〇代、三〇代に知らない人の割合が多い。「食管制度の今後の方向」については、「今の制度を続ける」一〇%と、「時代の変化に合わせて修正する」三六%とを合わせて、食管制度の存続派が四六%を占め、「食管制度をやめる」廃止派は三二%である。「やめるべきだ」とい



う意見は、職業別では「経営管理職」、「自由業」、「商工サービス・自営業」に比較的多い。

⑤ 「食糧制度の存続の理由」としては、「安定した価格で買える」、「安定した供給ができる」、「農家が安心して農業を続けられる」などが比較的多く挙げられている。「やめたほうがよい理由」としては、「米の価格が下がる」、「農業の体質が強くなる」、「自由競争があたりまえ」などがある。

⑥ 「今後のわが国農業に対する期待」（複数回答）は、「安全な食料の供給」が七〇％で二位以下を大きく引き離している。以下、「より安い食料の供給」四九％、「安定的な食料の供給」四五％、「良質な食料の供給」四三％となっている。

⑦ 「外国産食料品の食用意向」（複数回答）では、一三品目について日常的に食べたいかと

うかを聞いているが、「食べたくない」食品の一、二位を外国産の米が占め、「タイ米」六六%、「カルフォルニア米」五五%と、いずれも半数以上の人が「食べたくない」食糧品のワースト2に外米を挙げている。「食べたい」がもっとも多いのが「オレンジ」で七一%、半数以上が「食べたい」としているものは、ウーロン茶、チーズ類、中国野菜、酒、アルコール飲料、マカロニ・スパゲティである。

食生活における米についての評価・イメージ等については、こくわずかに数値が下回るものの、総理府調査とほぼ同様の結果を示している。

*七割の人がお米は高いとは思っていない

もう一つ、米の値段が高いと思うかを尋ねた調査を紹介しておこう。八七年六月、米価審議会開催中に実施された日本テレホンマーケティング研究所の「ご飯に関する一般消費者アンケート」である。東京都区内の男女回収数一千サンプルの電話アンケートで、漠然とした認識を避けるために、米価について自然に考えられるような質問の流れをつくって回答を求めている。要点は以下のとおりである。

①「あなたはごはんをこの一週間で一日平均お茶碗で何杯くらい食べましたか」にたいしては、三杯三四・八%、四杯二六・一%、一と二杯二〇・〇%、五と六杯一四・〇%、七杯以上四・二%で、三と四杯に集中している。

② 「あなたはごはん茶碗一杯の（精米にして五〇グラムくらいですが）お米の値段はいくらくらいかご存知ですか」にたいしては、「知っている」九・七％（男性二一・二％、二〇代三〇代が多く、女性八・二％で四〇代が多い）、「知らない」九〇・二％であって、日常生活に照らして米の値段を考えている人は一割に満たない。「知っている」と答えた人に「具体的にはいくらくらいとお考えですか」と尋ねた答えは、一〇円未満三・一％、一〇～一九円四・一％、二〇～二九円一四・四％、三〇～三九円一三・四％、四〇～五九円二五・八％、六〇～七九円一一・三％、八〇～九九円五・二％、一〇〇円以上二二・七％であって、一般的に正解の範囲と思われる一〇～三九円までの値段で答えた人は、「知っている」と答えた人の三一・九％（全体の三％程度）にすぎない。

③ 「実は茶碗一杯分のお米の値段は標準米で一九円、コシヒカリなどの銘柄米で二八円です。日本人は平均一日にお茶碗四杯分のごはんを食べていますので、一日分の米代は標準米で七六円、銘柄米で一〇二円となります。あなたはごのお米の値段は高いと思いますか。安いと思いますか」と、実際の価格を説明して高いか安いか聞いている。その結果は、「大変安い」九・七％、「やや高い」二二・五％、「ふつう」三五・四％、「やや高い」一七・七％、「大変高い」五・〇％、「わからない・無回答」九・七％である。よくいわれるような「高いのではないか」という認識にたいして、高いと感じていない層は（「ふつう」をふくめて）六七・六％であり、高く感じる層の二二・七％を大きく上回っていて、正確な情報にもとづく消費者の反応は、漠然とした高価

格イメージを裏切るものとなっている。

なお、ほかにもいくつかの世論調査があるが、ほぼ同じような結果であって、調査対象集団の特性にもとづくわずかの偏倚はみられるものの、大きくちがった傾向は示されていない。世論調査からみる限り、国民の意向は少なくとも次のようにまとめられる。

七割を超える人たちが、食糧ないし基本食糧は国内で生産すべきであると考えており、六割近い人たちが、国民生活に密着し国土保全に重要な役割を果たしている農業を、政府は保護育成すべきだと考え、そのためには自由化を避け輸入制限をおこなうべきであると考えている。また、七割近い人たちは、日本の米の値段が高いとは思ってないし、国内農業にたいして、安全な食糧の供給を期待しているのである。

農業、米、自由化にたいする国民の意向をこのようなものと確認すると、政府・与党による一連の食糧・農業政策の基調は、国民の意思からいちじるしくかけ離れた、民意にまったく対立し、逆行するものといわねばならない。

(1) 資料は『農業と経済』八八年五月号による。

(2)(3) 資料は『農業と経済』八七年一〇月号による。

2 自由化に反対し、日本の食糧と農業を守る運動の発展

*米自由化反対の国民的合意と連帯の広がり

マスコミによる農産物自由化大合唱のすすむなかで、一九八七年以来、農産物自由化に反対する運動が各地でとりくまれ、次第に全国的に拡大し、農民運動の全国センターが結成されるなど、質的にも高まってきている。

従来、保守陣営の基盤とされた農村でも、自民党農政批判が、点から面へと地滑りの的に広がってきている。

「われわれの必死の運動にもかかわらず、生産現場の声を無視して二年連続の米麦価の引下げ、十二品目、牛肉・オレンジの輸入自由化が決定された。さらに新算定方式による米価の引下げや消費税の導入が予測されるなど、現在の自民党体制下にある日本農業は、ますます窮地に立たされようとしている。よってわれわれ農協青年部は、財界主導型農政を否定し、日本農業を守るため次期参議院比例代表選挙では自民党を支持しない」

これは一九八八年秋の九州地区農協青年組織連絡協議会での自民党不支持声明である。宮崎、大分、福岡などで不支持決議があいつぎ、ついに保守王国九州全体に広がった際のものである。

かつては自民票獲得の中心母体であり行動隊でもあった農協青年部の自民党離れは、その後、北海道・東北ブロック、新潟、栃木、茨城などに広がり、参院選直前の段階で、「全国一五農、全青年部員の四〇%を占める組織での不支持決議へと広がっている」。農協青年部のこうした動きは、組織母体の単位農協にも影響を与え、単協の自民党農政批判も拡大してきている。保守的な農協でも、自由化反対の世論と運動への協力が大きく広がってきている。

生産点における米自由化反対の運動の高まりのなかで、一九八九年一月、農民運動の全国統一センターとしての農民運動全国連合会（農民連）が結成された。八〇年以來、全国農民運動交流集会を積み重ね、八四年五月に「農民運動の全国センターを考える懇談会」（農民運動全国懇、農民懇）を結成して、「農業と農民を守り、国民の食糧と健康を守る」運動を展開してきた成果であった。

農民連の前身である農民懇は、近代的な、闘う、民主的な農民組織の建設と拡大を組織課題としながら、①日本農業の自主的発展と農民経営の発展、②要求にもとづく団結と全国統一行動、③政党からの独立、④加盟組織の自主性の尊重、⑤国民諸階層との連帯、の五つを基本に活動してきた。農民連もまた、これを引き継ぎ、さらに、平和と民主主義を国民諸階層と連帯して守るとともに、革新統一の一翼をになうことを掲げている。農民運動は、日本農業のもっともきびしい状況のなかで新しい一頁を開くことになった。

また、一九八九年九月には、産直運動をすすめてきた二一県三八生産者団体（その後二四県四

六団体)が産直運動全国協議会を結成した。産直生産者側の統一組織の結成は、産直運動の発展、とくに有機・減農薬農法発展のための生産技術の交流や情報交換などはもちろん、協議会内部での生産物の有無融通(購買)をふくむ産直ネット・ワークの形成など、新たな質的發展にとつて、きわめて大きな意義をもつものといえよう(後述)。

都市部でも、消費者団体を中心に、安全で安定的な食糧確保のために自由化に反対する運動が生産者や自覚的な労働組合と連帯したかたちで広がっている。

*「アメリカン・トレイン」への批判運動

各種の学習会、シンポジウム、自由化反対集会や、署名や抗議や決起集会・デモなど大小様々で多様な運動が展開されているが、特徴的な一、二についてだけ触れておこう。

一つは、「アメリカン・トレイン」にたいする批判・反撃運動である。「アメリカン・トレイン」は、八八年七月から一年間、全国約五〇の都市をJRの列車を使って訪れ、「大きなアメリカ」、「愉快なアメリカ」、「おいしいアメリカ」、「大好きなアメリカ」をキャッチフレーズに、アメリカ農産物、とくに牛肉の売り込みの大宣伝をしようというもので、七二億円をかけて、一千万人を、とくに青少年を目標に教育委員会を通じて動員しようというものであった。東京で最初に停泊したのが原宿駅の天皇の特別列車専用プラットフォームであり、中曽根前首相が運営委員会の名誉総裁になり、通産・農水・大蔵・文部各省が後援するなど、彼らの力の入れようを物語っ

ていた。これは、かつて一九五一年から五年間、国内民間団体の「食生活改善・栄養指導」運動を表向きに、アメリカの国家資金によってアメリカ小麦の販売宣伝のために、「パンは健康に良い、米を食べると頭が悪くなる」などと、日本全国を走り回った「キッチン・カー」の、今日版である。

アメリカン・トレインの停泊先では、農民懇を中心に各種の市民団体・消費者組織が、輸入アメリカ農産物の危険性を暴いた全農映ビデオ「それでもあなたは食べますか」を上映するなど、輸入促進を批判する多様な運動を繰り広げて大きな影響を与え、「米国産品のPR列車・農業汚染ビデオ・伴走」などと各紙も反撃運動を報じた。アメリカン・トレインは、この抵抗で予定を変更・短縮し、マスコミによる大量宣伝や学校動員をも自粛せざるをえなくなり、計画は失敗に終わった。発表された動員数は、明らかに誇大数字であるにもかかわらず、目標の二割程度にとどまった。

もう一つは、二次にわたる全国統一行動としての「食糧の波・グリーン・ウエーブ」の成功である。

*食糧の波・グリーン・ウエーブの成功

八八年一〇月二十七日から二週間、実行委員会の呼びかけで、すべての都道府県で「グリーン・ウエーブ」(第一次)がとりくまれ、輸入食品の危険性の暴露、「安全で安定した食糧は日本の大

地から」の一致した目的のもとに、街頭宣伝、パレード、キャラバン、デモ、集会、シンポジウム、産直フェア、収穫祭、政府・アメリカ大使館・財界・自治体などへの申し入れ・交渉などの多彩な行動が、参加組織の力と創意にもとづいて繰り広げられた。

翌八九年、九月二十八日から一〇月一〇日にかけて、国民の食糧と健康を守る全国統一行動実行委員会の呼びかけにこたえて、「米輸入反対」を中心課題に、第二次食糧の波・グリーン・ウエーブがとりくまれた。街頭宣伝、ビラ配布、署名行動、パレード、キャラバン、デモ、集会、シンポジウム、産直フェア、収穫祭、農協や自治体などへの申し入れ、映画「怒りの大地」の上映など、各地の行動は、前年にくらべてさらに多彩で内容もいっそう豊かになり、食糧と健康を守る協力・共同は、前回とは比較にならないほど拡大し、厚みを加えて展開した。

「農業と食糧と健康を守る」恒常的な共同組織（食健連）の府県レベルの結成は三八都道府県に達し、さらに県段階から各地域にも広がってきている。

日本列島を覆った食糧の波・グリーン・ウエーブのうねりは、米自由化に反対する国民的合意と協力・共同を大きく前進させ、いっそうの発展を保障するものであった。

一月には、この合意と共同を基盤に、東京で開かれるウルグアイラウンド非公式閣僚会議に合わせて、「コメ輸入反対、一一・一五全国総決起集会」が盛大に開催された。

存亡の危機に立たされている日本の農業・米・食糧を守るための広範な国民世論、国民的合意の形成が、いま、緊急の課題となっている。とりわけ、デマゴギーに惑わされない正しい認識の

普及・拡大が、国民的合意形成の基礎条件となっている。「一粒たりも入れてはならない」というスローガンを歪曲してひとり歩きさせ、それを「国際的常識では受け入れられない」とか「現実的でない」として、少量の輸入を承認させようとする論調がつよめられているが、これは、真正面からの自由化論が国民に受け入れられないために、少量輸入によってまず自由化を実現し、次第に拡大していこうとする、いわば「アリの一穴」論である。「アリの一穴」がやがて大きな堤を崩さないためにも、小さな一穴を見逃さずにはならないだろう。

(1)(2)(3) 小林節夫・塚平広志『まもれ日本の農業・食糧』、新日本出版社、一九八九年七月。

3 産直運動と日本の農業・食糧問題

*産直運動の必然性と重要性

日本の農業を維持・再建・発展させ、安定的に安全な食糧を確保するために、いま各地でとりくまれているさまざまな運動のなかでも、私は、とりわけ、生産と消費の結合を軸にした産直運動のもつ意義がきわめて大きいと考えている。それは、産直運動が、いまの農業生産や食生活がもつ深刻で多面的な問題を統合する改革運動であって、以下に述べるように、必然的にその改革の方向性をふくむ運動だからである。

産直と産直運動の意義について、その発展の経緯をふくめて検討しておきたい。

すでに述べたように、六〇年安保の強行によって、日米間の軍事的・政治的・経済的「協力」体制がつけられ、経済面では「開放体制」「自由化体制」が、国内の高度成長とタイアップしてすすめられた。農業に関しては、その枠組みのなかで、基本法農政のもとに、構造改善や選択的拡大が叫ばれて、省力化、高生産性の追求を前面に、従来の稲作に加えて野菜・果樹・畜産が、それぞれ単作化（単一作目への専門化）の方向をとりながら政策的に拡大され、同時に農家経営の選別化・階層分化をすすめながら、土地と労働力の流動化がおしすすめられてきた。

さらに、六〇年代後半から、総合農政とともに自主流通米、減反、農地法・食糧法の改悪がおこなわれ、いっそうあらわな動きが示される。とくに六六年野菜生産出荷安定法による主要野菜の指定品目制や人口集中都市の指定消費地制・大規模生産団地の指定産地制の設定と、それらを結ぶ大量区域流通のための七一年卸売市場法改正を画期として、従来の、多品目少量生産・個人出荷・近郊地場流通がいちじるしく後退し、それらに代わって、単一品目大規模生産・大量共同出荷・遠隔地間流通が形成・拡大されて今日にいたっている。

このような生産・流通の大幅な変化は、たしかに需給関係に対応する一面をふくんでいたが、基本的には、農業（とくに野菜の）生産・流通・消費（食生活）の本来的なあり方からいちじるしく逸脱して、生産・消費両面に深刻な問題を投げかけることになった。

生産の場において、多くの指定産地では、大規模単作化・連作化にもなつて耕種部門と畜産

部門の補完・併存（耕畜複合）関係が分離・切断されて地力（土地生産力）が低下し、生産減退や連作障害など深刻な問題が生じている一方、小規模経営内の耕畜複合や多品目少量生産が切り捨てられて、本来あるべき農法からの逸脱がいつそう拡大した。目先の合理化の追求のために、ややもすれば、農業・化学肥料の多投という悪循環が繰り返されてきたが、それがますますすすんで、消費者の期待する「安全でおいしくて栄養価の高い農産物」から、いつそうかけ離れたものしか生産できない状況が広がってきた。また、単作にもとづく経営の不安定化、不当に「高価な」機械・設備の「過剰投資」も、激増する輸入農産物との対抗のなかでは、きわめて深刻な問題となってきた。

流通面では、中央卸売市場（とくに大都市中央卸売市場）への過度な集中がすすみ、市場数では五%にすぎない中央卸売市場の集荷量は全流通量の半ばを占めるにいたって、中央での価格の低迷や不安定化をもたらすとともに、逆に地方市場での高騰を招くなど、中央卸売市場と地方卸売市場の分断も影響して、市場全体としての需給調整機能の欠陥を露呈している。また、地場流通が急激に後退するとともに、荷受大資本による流通支配がつよまって、生産者・消費者の意向を無視した過度な選別や包装が一般化し、厳選競争・大型施設投資などを通じて産地間競争をい

たさらに激化させている。市場間転送の増大によるコスト増や鮮度低下の問題も無視できない。消費者の側としては、ほんとうに欲しいものが手に入りにくくなっている。象徴的でない方をすると、旬がなくなっただけということにならうか。一年中キュウリやトマトはあるが、反面、地場

の旬の路地ものを中心にした季節感に満ちた豊かな食生活が消えかけて、旬のものの特徴である新鮮で美味しく栄養価も高く、しかも安いものが入手しにくくなってしまっている。また、安全な食品をという切実な願いに反して、化学肥料・農薬の多投による農産物への残留農薬問題が深刻になっている。さらに、施設園芸の拡大につれて、高級化という名目で高価格化がすすみ、そういうものを、好むと好まざるにかかわらず、消費者としては受けいれざるをえないというような状況ができてきている。

経済的合理性のみを追求した集約的大規模生産や、広域大量流通の過度な行き過ぎ、歪められた食生活など、六〇年代・七〇年代を通じて強くてきたこのような問題を正すためには、従来みられたような、土づくりに根ざした複合経営生産と安全で健康な食生活との一定程度の複権が是非とも必要であった。こういうなかで「産直」が問題になり、とりくまれてきたという経過がある。

知られるように、最初、産直をいいたしたのはスーパーであった。とにかく物価がどんどん上がっていく。野菜も高い。これはどうも複雑な市場構造のせいで中間流通経費が高すぎるんじゃないか。直接とればもっと安くなる、ということと産地直送がはじまった。従来からの振り売りや地場流通とはちがったかたちでの、言葉通りの産地からの直送というかたちでの市場外流通がはじまったのが、六〇年代前半であった。

当時の、スーパーの「目玉」としての、こういうつまみ喰い的な産直が、永續し成功する案

件はほとんどなかったが、さらに、革新的な自治体が産直運動をはじめたりして、生産者・消費者グループによる産直も徐々に一定の広がりをもつようになり、生産者団体・消費者団体の協同の運動として産直を見つめ直し、発展させていくという動きがでてきて、試行錯誤を繰り返しながら、両者の要望を実現していくようになってくる。農業・化学肥料の多投を前提とする単作大量生産、見せかけ・過剰規格による広域大量流通、有害偽和加工食品の氾濫など、生産者や消費者の願いとは無縁のところまで流通資本の市場支配がすすみ、「本物」や「良いもの」が排除されていくなかで、市場動向に逆らって「本当にいいもの」の確保を別個のルートで共同の運動としてとりくんだところに、自覚的な人びとの共感が得られたのである。

*産直運動に消費者が期待するもの

では、消費者としては、産直にどうとりくみ、どのような期待や要望をもっているのだろうか。生協運動のなかで示された産直にとりくむ消費者の声¹としては、やはり、農産物の質の良さと安全性が挙げられている。とにかく新鮮でうまくて、しかも安全であるということが、なんといっても要望のいちばん大きなものとなっている。それに次いで、安いということが挙げられる。

こうした要望の実現をはかっていくなかで、生産者と交流ないし連帯が望まれるようになってくる。顔の見える、作ってる人と食べる人との、作り方・食べ方まで含めた、触れ合い・交流を深めたいという要望がますます出てきている。



同時に、消費者として、いま食べているものがこれで良いのかという、食生活の見直しの要望がでてきている。そして、それがさらにすすんできて、食事そのものをたんに食生活としてとらえるだけでなく、食文化という広い視野でとらえたり、あるいは食事のあり方にもとづく人間形成・人間性の回復の問題として見直すといったことが、広がってきている。

さらに、こういうことをやる仲間をつくり、増やし、それをもっと広げていけば、地域づくりにつながっていくのだが、全体を通じて、やはり日本農業を——量質両面で消費者の期待にこたえきれていない、もっと率直に言えば壊滅的な危機状況に追い込まれている日本の農業を——国民の基本的な食糧需要にこたえうる農業に、もう一度、きっちり再建していく方向でとりくみたい、そのために消費者はなにをやるべ

きなのか、ということによって産直にとりこんでいききたいという要望が、つよくでてきているのである。

*産直にとりくむ消費者組織の運動の原則

では、消費者組織としては、このような要望にこたえて、産直にどうとりくむのか。すでに活発に産直にとりこんでいる多くの消費者組織では、産直提携の条件となる原則を、それぞれの実践に応じて打ちだしてきている。その一つ、組合員五万世帯にむけて、米をふくむ農産品供給を原則的にすべて産直商品で賄っている大阪よどが、市民生協の例を紹介しておこう。

ここでは、生協の商品政策として、①組合員の暮らしと健康を守る安全な商品を提供する。②組織された力で低価格を実現していく。③ほんとうに正しい食生活に貢献できるものを重視していく。の三点を明示し、さらに、当面、具体的に産直運動をすすめていくうえで、農産物については、旬のものを大切に、中心にしなから、①生産者が明確であること、②肥育・肥培管理がはっきりしていること、③生産者と組合員が交流できること、④生産者組織と生協とは、対等平等に継続的な提携ができること、の四点を最低基本原則に掲げている。また、価格決定は市場価格を参考にしながら再生産を保障できるように努力していくことや、計画数量には責任をもち、生産者側で数量確保のために余分の作付け努力をしている場合は、消費者側でも余った農産物の購入確保に努力することなどを決めて運動をすすめている。

その場合、加工食品については、できるだけ加工度の低いもの、原材料をふくめ内容のはっきり

りした安全性に優れているものに限定し、簡便化されたものについては、組合員レベルで食生活の見直し・あり方を論議して決定している。なお、輸入品については、①国内で生産可能なもの、②輸入によって国内農業が打撃を受けているもの、③安全性が確立されていないもの、については取り扱わないことを基本原則にして、それを忠実に守りつづけている。

なお、大阪よどがわ市民生協では、連帯した三〇を超える産直生産者組織（八六年、産直運動生産者協議会結成）と共催で、定期的に「産直懇談会」をもち、お互い対等の意見交換をつづけて、理論・実践両面の討議を深めている。

そこにおける産直運動の到達点の高さを示すものとして、次の二つの課題へのとりくみは注目されてよいだろう。一つは、前述のように、産直ネットワークの形成が九州・近畿・関東を結ぶ産直組織間で具体的にすすめられていることである。このネットワークの形成を前提に、生協の共同購入の班別仕分けを生産者組織の管理下におく産直冷蔵セット事業（物流）もみられる。二つめは、産直品の品質管理の拡充である。ここでは、産直運動当初の中心課題であった「安全・安心な商品」は基本的に達成されたとして、中心課題は「高品質・安価」のための品質管理に発展してきているとの認識のもとに、産地予冷を基本とする品質管理にとりくみは始めている。

＊生産者が産直運動に期待するもの

それでは、生産者の側では産直にどういう期待をもっているのか。

日生協の産直についての調査によれば、生産者の経営あるいは暮らしについての要望が多く示されており、経営・暮らしをなんとか安定したものにしたいということが、やはり、生産者側からでてくるいちばん大きな要望であった。さらにつづいて、やはり高い生産者価格、手取り価格を高くしたい、手取り分を増やしたい、という点が大きな要望としてある（今日、農家の手取り価格は消費者価格の二四％程度にすぎない）。

それから、もう一つは、生産技術ないし生産技術の組み合わせ（農法）をもう一度見直していただきたいという要望が、非常につよかったように思われる。耕種部門と畜産部門がまったく切り離されてしまった、畜産は輸入の餌に頼り耕種は化学肥料に頼っているという状況を、もう一度、できるだけ元に戻す。個別経営として、あるいは地域全体として耕畜複合をはかり、農法のあり方を、よりたしかな、より健全な、複合的なものに変えていき、そのなかで、地力の維持再生をはかりながら有機・低農業農業を実現していく。そういったかたちで、生産現場そのものを見直していききたいという点がつよくだされている。

さらに、加えて、いくつか挙げると、やりがいのある生産、消費者に喜んでもらえる生産でありたい。あるいは、良いものは良いものとして消費者にもわかって欲しいということもあって、消費者とも交流連帯を強めていきたいという意向がかなりつよくでてくる。また、そうした生産者の側で仲間をつくり、広げて、農業をよくしていこう、農法を変えていこう、全体として地域の農業を変え、地域の発展をはかろうということが、産直にとりくむ生産者側からつよく要望さ

れている。

*産直運動と生産者組織

生産者組織の対応として、このような要望を実現するために、産直運動に先駆的にとりくみ、着実に村づくりをすすめてきた産直の生みの親、大分県耶馬溪町の下郷農業協同組合の姿勢と産直とりくみの特徴点を紹介しておこう。

下郷農協の実践の特色は、第一に、組合員重視の観点から絶えず生産の側面に目がむけられており、地域の状況に立脚して、現状を少しでも前進させるために、無農薬・有機肥料栽培によって「いいもの」「ほんもの」をつくり、それを収入に結びつけていく努力が「営農相談」を通じて実現されていることである。

第二に、農政や農協中央の政策にいたずらに追従せず、地域の状況に立脚して、地域にあった農業を独自に発展させるための努力と実践を守りつづけていることである。基本法農政の大規模単作化・零細農切り捨て方針にたいして、大規模単一化とともに小規模兼業農家の複合多品目少量生産の併存を保障し、しかも、規模拡大も個別農家あるいは地域の生態系の自然循環の適合限度内に留めていて、無農薬・有機栽培の条件をつくり出している。転作条件のない減反強制に反対して全量買上げをおこなうとともに、地域の発展に結びついた自主的転作の方向も模索・実現している。農協合併にたいしても民主的運営と組合員重視を守るために反対して、結成以来

の組合の基本原則を守りつづけている。

第三に、そうした組合員農家の生産物を、できるだけ付加価値をつけて販売するために、農協独自事業としての無添加加工を重視し、そのための研究開発に努めていることである。加工原料は地区内の生産物に限定し、加工に当たっては有害な食品添加物を排除して、やはり「ほんもの」「下郷のもの」をつくりつづけていることである。

第四に、こうした組合員・農協の無農薬・有機・無添加の生産物を、生産者と消費者の相互理解・提携の開拓のなかで、産直というかたちで消費者に届け、消費者運動の組織化の援助をしながら、生産した「よいもの」の販路を保障していく努力を重ねていることである。

*産直運動の意義

産直ないし産直運動の展開は、このように、生産者・生産者団体と消費者・消費者団体との要望を積み上げるかたちで展開してきている。もちろん、下郷農協や紀ノ川農協や埼玉産直センターなどを先駆とする産直は、たんに直販による市場外流通を指すだけのものではない。地域の農業と農民の生活を守り、安全な食生活と豊かな生活を守ることを基本にした、生産者と消費者の協同の事業であり連帯運動である。とうぜん産直にとりくむ視野は、村づくり・町づくりから国際的な食糧・農業問題におよぶし、生活・文化・環境など国民のいのちと暮らしにかかわるすべての変革運動の一環としての位置づけをもつものである。このように、いま、私たちがとりく

んでいる産直運動は、食生活の変更までふくみ、あるいは農法の転換までふくみ、流通過程の改革をふくみ、地域づくりまでふくみ、さらに、米を中心に存亡の危機に立たされている日本農業の維持・再建の方向性をふくむような改革運動なのである。

前述の産直運動全国協議会は、結成大会宣言のなかで、生産者側からの決意を次のように述べている。

「私たちは、『産直』を物と物との結びつきとしてあつかうだけでは、その発展はないし、その物をつくる、その背後の人と人の関係が、物と物との関係として覆い隠されてないような運動を、みんなの知恵と力を発揮して克服してきました。……私たちの産直運動全国協議会は『生産点での活動を軸に、加入組織の情報交換をはかり、運動・学習及び技術の交流促進、成育・出荷状況の掌握とその情報提供、地域にねざした生産技術の収集・普及につとめ、地域経済の発展と、それにふさわしい流通形態の確立のために、積極的役割を果たすと同時に、消費者との交流を深め、今日の食糧と健康・農業破壊の根源であるアメリカの対日食糧戦略に対し、『日本人の味覚と胃袋をとりもどす』ことを戦略的課題と位置づけ、国民の食糧と健康、農家の経営とくらしを守ることを運動の目標とし、……全国のすべての農民と農民組織と共に活動することを決めました。……今年も……『コメ輸入阻止、国民の食糧と健康、農業を守る』全国統一行動グリーン・ウエーブが展開されます。この全国と地域の……国民合意の運動の広がりと深まりは、私たちの新しい産直運動のあらたな前進にとって重要なことです。……産

直、朝市、学校給食、地場流通など……私たちは……「産直」を地域や地域の農林水産業、地場産業などを守る重要な課題にすえて……開かれたロマンあふれる、新しい「産直」運動を全力をつくしてつくりあげるものです。」

しかし、同時に、産直は日本農業再建にとって決定的に重要な基本方向ではあるが、けっして万能策ではない。かりに流通の変革のみに限定して考えても、端的に言って、少量多品目消費という家庭消費の特性から、一定の全国的大規模市場システムの機能をまったく否定しきることはできない。いかに産直が発展し、いくつかの「産直市場」が創設されても、全面的にいまの市場流通に代わり得るものではないし、また、代えようというものでもない。産直が発展して生産者・消費者の要望が明確になり広がっていくことによって、それに対応して市場のあり方に影響を与え、大資本の市場支配や流通資本本位の市場流通を、経済民主主義実現のための市場統御力を培うことによって、生産者・消費者の要望にこたえ得る市場流通に改善していくことが当面大切なのである。

また、いま私たちが問題にしているような産直は、意識的にとりくまれて以来、まだ比較的経験の浅い運動である。到達点の高さと裾野の広がりの拡大に応じて、それなりにまた、さまざまな問題が各地ででてきていることも事実である。しかし、産直が、生産者と消費者の相互の信頼を基礎とした連携協同の運動であるということから、必ず矛盾は解決できるものである。ほんらいの産直が、自覚的な生産者組織と、同じく自覚的な消費者組織の、共通の目的にもとづいた

共同の運動であることを、かたときも揺るがせにしてはならないし、そのことを抜きにしては産直運動は成立しない。

農法や食生活の変革をふくまない、たんによいものを手に入れるための一時的部分的解決だけを目的とするものや、形式的な組合間取り引きのみをもって産直であるとすれば、その産直は、ほんらいの産直とは無縁の商取り引きにしかすぎないであろう。また、ほんとうによいものかどうかの内容を問わない形式だけの産直の横行や、売らんかなの営業目的だけの産直や、さらには「円高メリットの還元」を名目に、とくに牛肉輸入の拡大を容認・合法化する「国際産直」など、にせもの産直にたいするきびしい批判と反省も必要である。

(1) 日本生活協同組合連合会「生協の食料品・産直の取組みと食糧問題に関する調査報告書」、日本生活協同組合連合会、一九八四年二月。他に同時期のものでして、同「生協運営資料」九六号、一〇三号等。なお、日生協による第二回産直調査が八八年におこなわれている。

(2) 大阪よどがわ市民生活協同組合「総代会資料」ほか、要点を纏めたものとしては、拙稿「牛肉・オレンジ問題をめぐって」、同生協「報告集第9回産直懇談会」所収、一九八八年八月。

(3) この産直懇談会はすでに一二回を数え(九〇年)、その都度「報告集」が公表され、九〇年二月には「第一回報告集」とともに二〇回までのものが纏めて再刊されている。

(4) (1)に同じ。

(5) 詳しくは、拙稿「産直と山村の村づくり運動——大分県耶馬溪町下郷地区・下郷農協を事例として」、森田学編著「日本林業の市場問題」所収、日本林業調査会、一九九〇年。

4 文化・環境・価値基準の問題と日本農業

——若干の補足——

*水田稲作農業と日本文化

安全な食糧を安定的に確保し、日本農業を維持・発展させ、食糧自給力を高めることが、豊かでゆとりある国民生活を保障するバランスのとれた経済発展や、さらには、水田稲作を中心とした好ましい自然環境を維持して、そこに培われる人間形成や文化を守り育てるために、欠くことのできない要件であることについてはすでにいくわしくみてきた。ここでは、これまで触れえなかった若干の論点について、補足的に、簡単に述べておきたい。

その一つは、民衆の協同のなかで培われ発展してきた日本文化と、水田稲作を中心とした農業との密接なかわりである。古く、日本における稲作定着の歴史や稲作信仰・稲作儀礼について語るまでもなく、今日の日本の習俗・習慣・芸能・生活・言語・文化など、その多くは水田稲作農業ときわめて密接な関係をもっていることも周知のとおりである。西欧諸国においても、カルチュアとアグリカルチュアの語源が示すように、耕すことがすなわち文化の象徴であったが、日本の場合、その密接さは諸外国との比ではない。恵まれた風土・自然環境のなかで、水田という

きわめて優れた農業生産装置を開発し、自然環境と人類の共生（環境保全型農業）を維持発展させてきたところに、稲作・米・ご飯と切り離しがたく結びついた、すぐれた生活様式・行動様式・高い文化が培われてきた。

いうまでもなく、文化は、高尚な芸術や文学や哲学だけを指すものではない。文化とは、一般的には、学問・芸術・技術をはじめ、衣食住はもちろん、およそ科学が対象としているすべてのものをふくめた物心両面にわたる私たちの生活形成の様式や内容を包括的に示す表現であって、文化は、思考の体系を学びながら創りあげていく、いわば思想実現の内容そのものであるといえるし、それはまた、親から子へ、子から孫へと、社会的な共同の知恵として伝えられ、発展させられていくものである。

文化をこのようなものと考えれば、日常的な生活、習俗、人となり、自然とのつながり、人と人とのつながり、子育て、食生活、味覚、生き方、生活者としての行動様式・生活様式、それらを保障する技術・技術体系など、いずれもすべて文化の一断面であって、その基礎は、戦後急速に失われてきた庶民ないし生活者としての文化、生活文化と総称しうるものである。

戦後数十年、アメリカ的大量生産大量消費型、環境汚染・破壊型、人間性を無視した経済効率一本槍の文化傾向が、使い捨て、簡便、一点豪華、消費は美德、押しつけられた夢の実現などとともに、人々の孤立・分散化や、たて割りの一面的強化と、生活者としての人々の横のつながりの否定として、歪んだ資本主義的社会的現象として、資本の論理に支えられながら、日本経済の

異常な高度成長を通じて拡大してきている。

それらが、生活者の伝統的な文化の創造的發展としてではなく、その否定・対立物としてもち込まれ形成されて、地域や既存の文化と対立し、あらゆる生活の場でさまざまな深刻な問題を投げかけていることは、多くの論者によって指摘されているとおりである。米、農業、自然と深く結びついた生活文化の破壊が、自由化による農業破壊によって、さらにいっそうすすめられようとしている。

政府・自民党、財界による三〇年余の農業縮小・破壊政策は、いま米の自由化によって完了させられようとしている。日本文化におよぼす影響はきわめて大きい。たかだか二、三〇年の目先の特殊な経済事情によって、数千年の伝統を破壊し去ってはならないだろう。日本全国、水田も農業も農村もない赤茶けた灰色の風景のなかで生まれる文化とはいったいどのような文化なのだろうか。人々のつながり・生きた生態系・豊かな自然環境から切り離されたシャボン玉か紙風船のような文化が、果たして「文化国家」日本の究極の目標なのだろうか。多くの諸外国にみられるように、私たちもまた、農業を必要産業分野の一つと位置づけて維持発展させ、そこに培われる文化に誇りをもつようになりたいものである。

* 環境保全と水田の役割

補足的論点の第二として、農林業とくに水田農業と環境保全の関係を挙げておきたい。それは、

農林業を経済性の側面だけからとらえるのではなく、同時に、広く生態系の一環として把握することの必要性ともかかわってくる問題である。

一般に、生物とその環境をふくめた体系、食物連鎖によるエネルギー循環と生物代謝による物質循環の体系を生態系と呼ぶ。すなわち、「地球表面の生物圏においては、太陽の光をエネルギー源として植物が育ち、その植物を食糧として小動物、それを食べて大動物、さらには人間と、次々に食物を通じてつながりあい、この食物連鎖を通じてエネルギーが流れている。一方、動物の死体や排出物はバクテリアなどによって分解されて土壌にかえり、植物の栄養源となるとともに、自然界の水、C、O、その他の無機物質は生物の代謝活動を通じて生体内と生体外の自然環境の間を循環している。これが地球上の自然というものである。そのシステムとしての動態を生態系（いこい）という。」

ところで、ほんらい、人間の生産活動は自然の改造である。人類は、数百万年の歴史のなかで、あるがままの原自然（原自然環境）に働きかけて、生存に適した二次的自然に改造し、生命を保ち豊かにする生産活動をつづけてきた。とくに農業は、生態系を形成する生きた土に代表される自然環境と、生物や人間をふくむ生態系との調和・共生を前提に、土のもつ生命成長機能を利用しながら、野生の動植物を馴致・改良して、増大する人間の食糧に適した高い生産性をもつ動物飼育・植物栽培をつくりだして、今日まで発展してきている。

いい方を変えれば、農業は自然力を利用して労働の成果（農産物）を手にいれるとともに、生

物や人間が二次的自然に適應して快適に生存できる自然環境をもつくりだしてきたのである。生態系を形成する自然環境の保全は、農業生産の成立・発展の条件であると同時に、農業生産の結果物・成果なのである。

したがって、生態系としての自然回復力を超える資源浪費や地力略奪がつづいて過度な自然改造・自然破壊がすすみ、自然環境が生命系との調和・共生を損なうようなことがあれば、それはたんに農業生産の基盤が失われるだけでなく、人類生存のための環境的條件の悪化・縮小として、人類の生存・地球の未来にとって重大な影響をおよぼすものとなる。

経済効率のみを追求して自然破壊をすすめがちな偏った資本主義的高度工業社会のなかにおいて、農林漁業は、経済性と生態系を兼ね備える性格のゆえに、経済効率の低さによって絶えず非難されながらも、生態系の存続によって一定程度その行き過ぎを抑える歯止めとしての役割を果たしてきた。工業と農業の調和した発展が、生命系と自然環境の調和した発展を保障する唯一の道なのである。農業を一国の産業構造全体のなかに正しく位置づけて維持しなければならぬ基本的な理由の一つはここにあり、(もっとも、農林業のこのような基本的性質・枠組みのなかで、なお相対的には環境保全型農業へたとえば耕畜複合経営)と環境汚染型農業へたとえば大規模単一経営)に区分できる実体があることはとうぜんである。基本法以来、農政が追求してきた農業の方向性は環境汚染型農業であって、自らの存立基盤を掘り崩しつつづけてきたことはすでに触れたとおりである。しかし、ここでは農業の基本的性質・大枠に限定して話をすすみたい。)。

農林業のもつ環境保全機能はきわめて大きい。そのなかで、日本農業の特色である水田について簡単に触れておきたい。水田の環境保全機能の高さは、同時に農業生産装置としての水準の高さを示すものともなっていて、水田は、経済性と環境保全が調和した最高傑作の一つといえよう。それは、水田では、いま世界の農業が直面している深刻な「表土流出」がなく、「塩害」や「砂漠化」とも無縁であって、さらに、水稲作付けを繰り返しても連作障害が生じないことに象徴的に示される。

いま、世界の畑作は、とくに傾斜地や起伏のあるところでは、農耕に適した生きた土としての表土が風や雨によって流出・侵食され、生産基盤そのものの大量崩壊が進行している。植物の栽培に適した表土は、せいぜい地表三〇センチ程度である。しかも、一センチの表土ができるのに一〇〇〜四〇〇年はかかるといわれている。この表土が、インド・アジア大陸で毎年六〇億トン失われ、現状のままつづけば、二〇年以内に世界の耕地の三分の一以上が喪失あるいは破壊するだろうといわれている(OECD「経済と生態系の相互依存」、一九八一年)。

また、アメリカの土壤流出は、農務省報告によれば、七七年で三〇〇万エーカー(約一二二万ヘクタール)に達している。農務省高官であったレスター・ブラウン氏は、アメリカでは、土壤流出によって永続的な生産不能の畑が四〇〇〇〜四五〇〇万エーカー(一六〇〇〜一八〇〇万ヘクタール)に達し、地下水の枯渇ないし水位低下によって乾燥耕地化せざるを得ない灌漑耕地が一四〇〇万エーカー(五六〇万ヘクタール)におよんでいて、両者を合わせた土地の穀物生産量

五七〇〇万トン、アメリカ全生産量の六分の一に相当するが、その継続生産が危機に瀕している旨を述べている。さらに同氏は、土壌形成を上回る過度な表土流出は、世界全体で年間二二七億トン（アメリカ一五億トン、ソ連二三億トン、インド四七億トン、中国三三億トン、その他一〇九億トン）に達すると推計している。

ところが、水田は湛水を目的に等高線にそって平らにされたうえ、周囲を畦畔で囲んでおり、水稲成育中も葎類が地表を覆っているなど、水田そのものの損壊がない限り、世界農業が直面する表土の流出はない。さらにまた、水田は、地下水の蒸発にともなって地中塩分が地表に浮かび上がってくる塩類集積や砂漠化とも、どうぜんは無縁である。

また、水田は、湛水による多くの生産力面での特質をもっている。一般に湛水の機能として次のような点が挙げられる。①高温多湿のもとでも湛水によって酸素の補給をいちじるしく低下させ、土壌有機物の分解を抑えて地力の保全に役立つ。②湛水によって酸素補給が少ないため、土壌生物の酸素消費量を補えずに酸素が消失し、土壌は還元状態になる。鉄化合物はこの状態で安定的であるといわれるが、溶解して土壌酸性の中和に役立ち、同時にリン酸の補給もすむ。畑とちがって水田では酸性害がほとんどない。③雨で上流域の土から流れてきた栄養分が湛水自体のなかに多量にふくまれており、水田の地力に役だっている。稲の成育に必要なカルシウム・マグネシウムは、稲作期間中の供給水量（一〇アール当たり一五〇〇トン）に十分ふくまれている。④湛水による雑草の抑制機能は高く、雑草の乾物量は畑の六分の一といわれる。⑤土のなかの硫

化水素や酸性有機化合物などの有害物質を流しだし、有害微生物や土中の病害虫を死滅させるのに役立つ。⑥湛水によって外気温度をそのまま伝えず、土の温度を安定的に調節する。⑦湛水は稲の連作を可能にしている。同じ稲でも、陸稲は二、三年で連作障害を起こすが、水田では、正常な施肥管理がおこなわれる限り、ほぼ永久的に連作が可能である。さらに連作にともなう嫌地現象も湛水によってほとんど避けられる。なお、水稲連作に関して付言すれば、灌漑条件さえ良ければ、無肥料で連作しても一〇年、二〇年後で、施肥連作の六割近い収量が維持できるという特性を示す実験結果がある（小麦では五年で六割、一〇年で三割近くに低下する）。

水田の唯一の欠点はメタンガスの発生であろう。メタンガスは環境保全上問題となるが、水田および畑地をふくめた農業分野からの発生は、推定国内発生量の三分の一である。水田の発生量を抑制する栽培技術の開発もすすめられており、水田・農業の多面的な長所や機能と相殺して考えれば、工業面（廃棄物処理）からの不要な発生を削減することによって総量を抑制することが有効な措置となろう。いまのところ永続的な連作を保障できる農業生産装置は、水田以外に世界中には見当たらない。

さらに、日本のように地形が急峻で河川も短く流れは急で、降雨・積雪の多いなかで、全国的に展開している水田は、その水量調節機能を通じて、国土保全・自然環境保全のうえで多大な役割を果たしている。前述のように、水田供給水量は一〇アール当たり一五〇〇トンほどである。水田二二〇万ヘクタールとして水量は三三〇億トンに達する。蒸散・畦畔浸透などを除いて大部

分は地中に浸透して地下水を養うが、約四分の一の八〇億トンほどは田面に貯留される。三輪昌男氏によれば、大雨が降った場合の水田の有効貯水量は、水田本地面積に畦畔の高さを掛けたものから既存水量を差し引いた七六億トンであって、これは、いまある三一九の洪水調節用ダムの洪水調節量一九億トンの四倍（建設予定を加えた六二三の洪水調節用ダムの洪水調節量四五億トンの二倍弱）に相当する。

＊農用地・森林の環境保全機能などは三六兆円に相当

以上、水田のもつ農業生産および環境保全上の優れた特性について述べてきたが、水田をふくめた農地全体に、さらに森林を加えて、それらの環境保全機能や公益的機能について、貨幣換算した農水省の八〇年時点の試算がある。この「公益的機能の貨幣評価」は、これまで農林業の経済評価に際して無視されてきた環境保全機能を、新たに経済的側面から評価したものであって、推計値の是非や評価に対応する政策的措置の実施がみられない点を別にすれば、生態系維持の前提となる自然環境の現状を保全するために農林業が果たしている役割を、正当な評価の対象に新たに組み入れたものといえよう。

「農用地及び森林の公益的機能（試算）（昭和五五年度）」によれば、①「洪水調節を含む水資源涵養」として、水田または森林土壌の水貯留能力（水田五六〇億トン、森林二三〇〇億トン）を、ダムで代替した場合の評価額は、農用地評価額八五〇〇億円、森林評価額三兆五千億円。②

「土砂流出防止」、農地または森林により抑止されている土砂流出量（農地一・一億㎡、森林五七億㎡）を、砂防堰堤で代替した場合の評価額は、農用地一千億円、森林五七・一八〇〇億円。③「土壌崩壊防止」、森林により抑止されている崩壊砂量（一・三億㎡）を、砂防堰堤で代替した場合の評価額は、森林一三〇〇億円。④「土壌による浄化」、耕種農家による畜産廃棄物等の農地還元量（一七〇〇万トン）を、都市ゴミ収集経費により評価した額、農用地一四〇〇億円。⑤「保健休養」、農地を緑地空間として最小限維持する費用及び観光農園、森林リクリエーションに消費された費用により評価した額、農用地二三〇〇億円、森林三九四三〇〇億円。⑥「野生鳥獣保護」、森林の鳥獣生息数を推計し、これによる虫害防除費、材質低下損害費の軽減額により評価した額、森林一七二〇〇億円。⑦「酸素供給・大気浄化」、農作物または森林の酸素供給量を市販酸素価格で評価した額、農用地一〇九八五〇〇億円、森林一一九二千億円である。

環境保全に果たす農用地の役割の貨幣表示額は一二九一七〇〇億円（うち、水田稲作分は推定六兆四六〇〇億円）、森林では二四兆四五〇〇億円であって、合計三六兆六二〇〇億円になる。これは、八〇年度国民総生産（GNP）の一五％、国家予算一般会計総額の八四％に相当し、農用地評価額は農業総産出額の三・六倍に当たる。

*生活様式・農法の転換が日本農業の未来をひらく

補足的論点の第三は、食糧・農産物、農法にたいする価値基準転換の必要性である。経済性追

求だけの従来の農業観を見直し、環境保全機能をふくめた生態系の一環としての農業観に改めるべきことは上述のとおりである。しかし、これまでの行論で明らかかなように、食糧自給率向上や日本農業の再建の可能性が、現在の農政の基調やその延長上にならないことはたしかである。国民的合意にもとづく政策基調の転換によって、日本農業の未来もひらけるし、国際化のなかの日本の歩むべき方向性も生みだされる。

いまの政策基調や、生産基盤・生産のあり方、消費動向・消費のあり方をそのままに、自給率の大幅な向上を望むことは明らかに困難である。単純にみても二倍以上の耕地が必要になる。しかし、イギリスをはじめ多くの先進諸国の事実が示すように、一〇年、二〇年の単位で政策努力をつづければ、自給率、少なくとも穀物自給率の倍増はさして困難ではないし、今日の日本の経済力をもってすれば、比較的簡単なことでさえあるといえよう。

やや具体的に、荒いスケッチで方向性のみを示せば、生産基盤のための土地対策としては、主食用の米の自給率一〇〇%を余裕をもって維持し、転作条件のない強制減反をやめて、米の潜在生産力を高収量の他用途米・飼米の作付け拡大に向け、さらに、農地転用をきびしくするとともに農地の拡大をはかり、それによって飼料穀物自給度を高め、風土にあった飼料作物の改良・開発・拡充にも積極的にとりこんで、畜産の発展を保障し、耕畜複合の条件を拡大する。同時に耕地利用率を高めて、小麦を中心とした裏作の拡充をはかり、畑畑輪換方式をすすめる。こうした施策とともに、飼料米をはじめ各種の主要作物への適正な価格支持や、経営の実態に即した弾力

的な資金確保対策、技術開発、後継者対策、流通対策などを、日本農業の発展と自給率の大幅向上の観点から総合的にすすめるならば、農業者の自覚と生産意欲の高まりと相まって、九〇年代を通じて自給率のかんがりの向上が期待できるし、二一世紀の早い時期には、高度な食生活を維持しながら、一九六〇年当時の穀物自給率水準を回復することも可能であろう。

そのためにも、私たちの身の回りの問題として、消費者・生産者個々人が、食事や食材や農産物や農法にたいする見直しをすすめる、これまでの価値基準を転換する必要があるように思われる。消費者一人ひとりが、どちらかといえば、みてくれの外見のよさや簡便性にとらわれがちであった食品選択基準を、少々外見が悪く不揃いであっても、安全・安心で美味しく栄養価も高い「よい」ものをという基準に改めることが、まず、必要である。安全・安心については、輸入品をできるだけ避ける以外に、国内産品についてはいまのところ、生産者・生産者団体との信頼関係によるほかに、少なくとも、ほんとうによいものが外見上はあまりよくない場合もしばしばあることを、むしろ、それが普通であることを理解する必要がある。

また、調理の手間を省く簡便さのために食材の品質を犠牲にするようなことがあってはならないだろう。手料理の食卓を囲み一家団らんの場合として豊かな食生活を楽しむような条件が、いま、社会的にかなり狭められ、失われてきている状況にあるが、人間としての生き方や豊かさにかかわる基本的な問題であるだけに、できるだけそのような機会を広げることが必要であろう。

基準の見直しには、なによりも農業を知ること、農業生産の現場を見ること、聞くことが有効

である。流通資本にとって都合の「よい」ものや、スーパーの店先で人目をひきやすく売れるために「よい」ものではなくて、消費者にとって「よい」ものを「ほんとうによい」ものとして見定めることが大切である。消費者にとって「よい」ものと生産者の「よい」ものとは合致する。

生産の側では、コストダウン・高生産性の追求を大規模化だけに求める見方を改め、合わせて小規模経営と、そこでの労働力の完全燃焼とその採算化を追求していくべきである。そのためには、可能な限り地域の行政・農協と提携しながら、有畜地域複合を原則に、有機・減農薬農法の実現にむけて、大規模農業と小規模農業とを併存させるような住民主導・住民合意の地域農業振興計画の立案・実施にとりくむ必要がある。そこでは、耕畜地域複合を前提に、高生産性の実現のために受・委託をふくむ大規模集団的土地利用の可能性を追求するとともに、他方、多品目少量生産の小規模農業を組織化し、採算化していく必要がある。当面、出荷がネックになるが、消費者との交流・協同を模索しながら、振り売り、朝市、地場流通の拡大、独自の産直ルートの開発への努力が必要となろう。

生産者が食べているもの、食べられるものを消費者に提供する姿勢を貫けば、消費者との連帯の道は必ずひらかれる。生産者・消費者の連帯を、あらゆるレベルでいっそう拡大し強化していくことが、いま必要なのである。流通本位の生産・出荷のあり方を変え、販売ルートの開拓をふくめて農法の転換をすすめるなど、きびしい状況を克服したとき、地域農業の未来はひらかれるであろう。

- (1) 松尾孝雄「環境農学概論」、農山漁村文化協会、一九七四年。
- (2) アメリカ農務省、唯是・篠原訳「食糧超大国の崩壊」、家の光協会、一九八二年。
- (3) レスター・R・ブラウン「資源消費的な世界農業へ警告」、『エコノミスト』一九八七年五月二七日号。同、本多幸雄監訳「地球白書」、福武書店、一九八六年。
- (4) 金沢夏樹「水田農業を考える」、東京大学出版会、一九八九年。原資料は、畑村又好ほか「実例による農事試験のまとめ方」、農業技術協会、一九四九年。
- (5)(6) 前掲「検証！農業批判を正す」。

後編

農薬の危険性と食品残留農薬

——安全・安心な食べもののために——

一 農薬の危険性

1 食品のなかの危険な農薬

周知のように、食品による深刻な社会的大事件として、一九五五（昭和三〇）年の森永砒素ミルク事件や六八年のカネミ油症事件などがある。しかし、このような大事件にこそいたらないが、私たちの日常の食品には、健康上、かなり危険な有害物質が微量ながらふくまれていることが少なくなく、徐々に健康が蝕まれている危険性が次第に明らかにされてきている。

輸入食品のカビ毒汚染や放射能汚染によるものを除けば、日常的な食品汚染の中心は、残留農薬と食品添加物であるといえよう。農業生産の過程や収穫後の保存の段階で使用される農薬が食品に残留して、あるいは、産業廃棄物やその焼却・処理を通じて拡散する農薬成分が食品に混

入・残留して、ともに人体に悪影響を与えているし、食品の加工過程で多用される食品添加物の一部が、健康上、少なからぬ悪影響をおよぼしている。本編では、紙数の関係で食品添加物問題は割愛し、農業問題に限定してとりあげる。

農薬の人体への影響については、使用中の中毒や、誤使用・誤飲、自殺などの用途外使用など、早くから問題が生じていたが、食品中の残留農薬については比較的見過ごされがちであった。しかし、近年、残留農薬の分析・研究がすすみ、危険な食品の多いことが改めて認識されるようになってきている。

危険な農薬残留は広範で、事例も多いが、とりあえず猛毒物質の一、二についてだけ触れてみよう。

たとえば、地上最強の毒物といわれるダイオキシシン（PCDD、ポリ塩化ジベンゾダイオキシシン）の一種の2・3・7・8TCDD（2・3・7・8テトラクロロジベンゾダイオキシシン）は、アメリカ軍がヴェトナム戦争で使った枯葉剤（オレンジ剤）にふくまれていて、青酸カリの一万倍といわれるつよい直接毒性とともに、発ガン性・催奇形性・変異原性などの特殊毒性をもち、人体内に蓄積されやすい性質をもつことはよく知られている。また、ダイオキシシン類似のフラン（PCDF、ポリ塩化ジベンゾフラン）は、PCB毒性の本体ともいわれており、ダイオキシシン同様のつよい毒性をもっている。

いわば、ダイオキシシン、フランは、最強の毒性をもつ「農薬」であるが、一九八六年九月に福

開市で開かれた「国際ダイオキシン・シンポジウム」では、それらが地球規模で拡散し、日本各地から検出され、さらに、日常の食品のなかにもふくまれていることが明らかにされ、日本人の人体からも検出されるにいたっていることなどが、改めて確認された。

また、八九年一〇月一二日付各紙は、環境庁の八八年度有害化学物質汚染調査の結果、全国広範囲にダイオキシン類の汚染がつづいていて前年よりも汚染が深まっていることが判明したが、いずれも低レベルで、「現時点で人体に影響はない」旨を報じている。

このように、ダイオキシン、フランに関してだけみても、汚染源の抑制と許容基準の見直し、塩素化合物の総量規制とともに、たちちにとりくまねばならない課題となってきているのである。

しかし、残留農薬による食品の安全性を問う観点からすれば、これは、いわば突出した部分の問題であって、その裾野ははるかに広く、日常的であって、知らず知らずのうちに健康が蝕まれているという状況がある。ガンの多発をはじめ、従来みられなかったような病気が増えて、奇病・奇形が増えるなど、国民の健康上、新たな問題が投げかけられているが、その一因として、食生活の変化と、とくに食品にふくまれる農薬と食品添加物が、大気汚染、水質汚染などとともに、深くかかわっているのではないかとみられている。

2 食品のなかの残留農薬の人体への影響

*ヘキサクロルベンゼンをふくむ殺菌剤PCNB

まず、食品にふくまれる残留農薬の影響という点に限定して、とくに発ガン性や催奇形性などが問題になる若干の農薬について、最初に挙げておこう。

私たち日本人の体内に共通して高濃度に蓄積されている化学物質として、DDT（代謝物としてのDDE）、BHC、ヘキサクロルベンゼン（HCB）があり、総量としてのPCBの残留がそれに次いでいる。いずれも残留性や蓄積性が高く、発ガン性などの特殊毒性が確認されている有害物質である。しかし、DDTとBHCは二〇年前に使用禁止になり、いまでは輸入食品への残留が問題になるだけである。ヘキサクロルベンゼンそのものも殺菌剤として広く使われ、トルコで大規模な中毒事件を起こしたりしたが、日本では使われていない。

体内残留のヘキサクロルベンゼンはなにに由来するのか、市販の野菜や食品群の分析からはじめて、化学構造の類似や合成法の検討を通じて疑わしい農薬を選びだし、その分析の結果、ヘキサクロルベンゼンをふくむ農薬として、殺菌剤のPCNBと除草剤のPCPが突きとめられた

（国立公害研究所、安藤満氏ら）。



PCPは、クロン、アビトンの商品名で広く使用された除草剤であるが、八五年に水質汚濁性農業として使用が大幅に制限された。PCNB（商品名ベントゲン、コプトール、エヌビー）は現在も広範に使われている殺菌剤である。

白ネズミにPCNBを七日間経口投与した実験では、PCNB成分は体内で代謝されて蓄積はみられないが、PCNBに微量にふくまれるヘキサクロルベンゼンが、脂肪組織に三〇μg/g（一μgは一〇〇万分の一g）と血液中の五〇倍の濃度で蓄積されたという。

発ガン性物質ヘキサクロルベンゼンは、有機塩素系化合物の焼却処理の際にも発生するが、残留性や蓄積性が高いために人体・環境汚染の有力物質の一つである。

*ダイオキシンをふくむ除草剤CNP

八一年一〇月、東京都衛生研究所（山岸氏ら）は、市販の除草剤CNP（クロールニトロフェン、商品名MO、エムオンなど）とNIP（ニトロフェン）から、高濃度のダイオキシシン（PCDD）を検出し、外国誌に発表（日本へは八二年五月二八日『毎日新聞』が報道）した。

CNPは日本で開発されたジエフェニールエーテル系の除草剤で、大量・広範囲に使われていたし、使用は減ったものの現に使用されている農薬である。急性毒性は弱い、土壌残留性が高く、アミノ体のかたちで長期間残留して水質・魚介類を汚染し、残留率は寒冷地ほど高い。NIPは、低毒性除草剤として登場したが、アメリカ国立ガン研究所が発ガン性と催奇形性を確認したため、八二年にアメリカの発売元は製造を中止し、製品を回収した。日本では販売が中止されただけであつた。

検出されたPCDDには、四塩化ダイオキシシン（TCDD）がふくまれていたが、農水省は、ヴェトナムで使われたものと塩素の位置が異なる異性体で、安全であるのと見解をとった。しかし、たしかに毒性は2・3・7・8-TCDDより低い特殊毒性が認められるなど、きわめて危険であることに変わりはないとの批判や疑問が続出して、CNPの販売・使用禁止と回収を求め意見が⁽³⁾つよい。

PCDDは、農業に不純物としてふくまれるほか、有機塩素系化合物の熱分解によっても発生すると推定されている。事実、東京や西日本各地のゴミ焼却場の残灰・飛灰にはPCDDがふく

まれており、八三年以来、年々濃度が高まっている。いまのところ微量で、ただちに急性毒性を示すような濃度ではないが、アメリカの土壤濃度暫定基準 1ppb (1ppb は 10⁻⁹ 億分の 1) に照らして、自由に投棄できるような低濃度ではない。八四年には、愛媛県で、TCDD をふくむ除草剤 2・4・5-T 廃棄処分のずさんな処理による土壤汚染が明らかになった。

*MBC に変化する殺菌剤チオファネート、ベノミル

チオファネートやチオファネートメチル (商品名トップジン) は速効性と浸透性に富み、野菜・果物・穀類・豆類などに広く使われている殺菌剤で、多くの場合、収穫前日まで使用できる。ベノミル (商品名ベンレート) もほぼ同じ薬効をもち、使われ方も同様である。ともに主として作物の保護および収穫後の保存の目的で使用されている。

いずれもよく似た抗菌作用と毒性をもっていて、環境中および生体内で、MBC (メチルベンゾイミダゾールカーバマイド) と呼ばれる物質に変化し、そのかたちで長期間残留効果を発揮する。この MBC は、動物実験でつよい催奇形性が確認され、亜硝酸との同時投与で発ガン性も確認されている。しかも、妊娠中の動物に投与した場合、発ガン性は次世代にまでおよび、さらに培養細胞、サルモネラ菌、は乳動物で突然変異を起こすこともわかっている。

元のチオファネートやベノミルも同様の作用があると考えられるが、ベノミルはいちじらしい胎児毒性と突然変異が確認されているし、チオファネートもアスベルギルス属の菌類に突然変異

作用をおよぼすことが確認されている。

チオファネート(トップジンM)の残留実験では、リンゴの葉面上で九〇日後も散布量の一%が残留した。その際、発生するMBCは散布三〇日後に最大に達し、九〇日後も約七%が残留したという。これだけ残留性が高いにもかかわらず、安全使用基準ではリンゴの場合散布は収穫前日までとなっている。

チオファネートや、ペノミルは、危険なMBCに変化する問題の多い農薬である。

* 残留基準のないポストハーベスト農薬

輸入農産物にたいして輸出側で使用した農薬の残留については、その残留許容濃度を定めて規制すべき国内残留基準がほとんどなく、いわば、農薬汚染食品の輸入は事実上フリーパスに近い状態である。外国、とくにアメリカでは危険な農薬がかなり使われており、残留基準値も日本にくらべて甘い。とりわけ、アメリカなどのポストハーベスト・アブリケーション(収穫後の農薬使用)の残留基準は桁違いに緩やかである。ポストハーベスト農薬には、急性毒性などの一般毒性がつよいものや、発ガン性などの特殊毒性が確認されているものがかなりある。そうした危険な農薬が高濃度に残留したまま国内市場に出回っているとみられる。(輸入食品の安全性問題については後に詳述)

*パラコート剤

社会的に大きな問題になったという意味もふくめてパラコート剤にも触れておこう。

八五年前後、自動販売機の毒物混入ドリンク剤事件が相次いだ。その大半に使用されたのが除草剤のパラコート（商品名グラモキソン、パラゼット）である。パラコートはきわめてつよい急性毒性をもち、死亡率八五%（WHO調査では中毒患者の致死率九五～九八%）の猛毒農薬で、有効な治療法はない。

新聞報道によれば、多発した八五年、一〇月までにドリンク剤事件は二四件発生し、一七名の死亡者中、一四名がパラコートによる他殺事件被害者である。パラコートによる自殺者は八四年九月までの一年間で一四〇二人（同八三年一三八六人）に達し、七九〇八三年、五年間のパラコート中毒事故死者数は、警察庁調べで一六九四人を数えた。

パラコートは、六五年に除草剤として登録され、ほとんどの雑草に効果があるほか、残留性が少ないため、農業だけでなく道路・公園・児童広場などの除草にも広く使われていた。登録当時の生産量は年間九〇キロリットルであったが、八五年同六五〇〇キロリットルに急増している。その働きは、散布後、植物体内で普通の酸素にくらべて化学反応性のつよい活性酸素が生じ、それが水分と反応して過酸化水素となり、植物体の細胞が損傷して枯れてしまうというものである。

パラコートは人体に入ると、植物の場合と同様に、体内で還元されて生じたパラコートラジカ

ルが、酸素と反応してスーパーオキシドラジカルを生成し、さらに過酸化水素となる。この反応は連鎖反動的にすすむために膜構造が壊れるとともに、スーパーオキシドラジカルや過酸化水素が生体高分子であるタンパク質や遺伝子の核酸と反応して細胞や組織の壊死を引き起こす。あらゆる臓器を損傷するが、とくに酸素濃度の高い肺に大きな影響を与える。

いくつかの臨床・解剖検査報告例では、パラコートが体内に侵入してから遅くとも二三日目で腎臓・肝臓の障害を起こし、三〜四日目には肺障害がみられ、最後は肺線維症を起こして死亡するという。経口摂取だけでなく、皮膚吸収によっても多くの人命が失われている。

全国自治体病院協議会が八四年九月にまとめた報告によると、自治体病院に収容された二八四人のパラコート中毒患者のうち二四一人（八五％）が死亡している。きわめてつよい毒性で、筑波大・内藤裕史氏によると大人のLD₅₀（半数致死量）は一二ccである。イギリスではパラコートが八cc体内に入ると致死率は一〇〇％だという。日本のパラコート剤は濃度二四％だから、三三cc飲んだら助からないことになる。大人の一口は約四〇cc、一口飲んだら確実に死亡することになる。

事故防止のため、農水省の指示で八〇年に催吐剤を入れ、八二年に着色、八五年に匂いを付けることを義務化した。しかし、園芸用をふくめて発売はほとんど野放し状態で、有効な規制や管理強化策はとられていない。せめて濃度を五％に（致死には一六〇cc必要）下げるか粒状にするかは、最低限必要であるが、むしろ、このように危険な農薬は製造販売を止めるべきであろう。

- (1)(2) 若月俊一・住井すゑ・安藤満「食品汚染」、労働旬報社、一九八九年。
- (3)(4)(5)(6) 農業の危険性を考える全国集會編「83農業」、大阪清団連内同会実行委員会、一九八三年。

(7) 八五年一〇月一八日付「毎日新聞」夕刊、同二三日付「毎日新聞」、ほか。

(8)(9)(10) 前掲「食品汚染」。

(11)(12)(13) 前掲(7)に同じ。

3 農業とは

*法の規定する農業

農業に関するおもな法律として、許・認可、製造、販売、使用にかかわる「農業取締法」、食品残留基準にかかわる「食品衛生法」、急性毒性のランクづけにかかわる「毒物及び劇物取締法」がある。

農業取締法は、一九四八年に、不良農業を排除する「農業の品質の適正化」をおもな目的として制定されたが、同法による「農業」の定義は、次のとおりである。

第一条の二 この法律において「農業」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作

物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるものうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。
(3、4項、略)

5 この法律において「残留性」とは、農薬の使用に伴いその農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。)が農作物等又は土壤に残留する性質をいう。
(以下略)

このように、「農薬」とは、農作物等を対象に、その病害虫の防除と生理機能の調整のために使われる薬剤などをいい、農業生産を主対象としているが、一般家庭でも、園芸用・防虫用として広く使われている。また、同じ薬剤であっても、農作物等を対象にしない場合には、いかに毒性のつよいものであっても「農薬」ではないために農薬取締法による取り締まりの対象にはならない。つよい毒性のために二〇年前に農薬として使用禁止になったディルドリンやクロルデンなどが、白アリ駆除用として、つい先年まで広く使われていたことなどは、その代表例といえよう。農薬の種類(登録数)は、八七年度で六〇一八件(四八年度、一九件)と多いが、有効成分で

は約三五〇種である。農業を使用目的別に大別すると、①殺虫剤、②殺菌剤、③殺虫・殺菌剤、④除草剤、⑤植物成長調整剤（発芽抑制剤、成長促進剤、着果促進剤、落果防止剤、摘果剤、肥大促進剤、摘葉剤、サビ果防止剤）、⑥殺鼠剤、⑦その他、である。

* 農業使用の変遷と生産量・生産額

日本で農業が使用されるようになったのは明治期以降であるが、除虫菊浸出石油、ボルドー液（硫酸銅と石灰との混合剤）、石灰硫黄合剤などに限られていた。第一次大戦後には、果樹用殺虫剤の硫酸ニコチンや、ハダニ、カイガラムシの駆除にマシン油乳剤が使われはじめ、大戦中に毒ガスとして開発されたクロロピクリンが、殺物倉庫燻蒸剤、土壌消毒剤として登場し、その後も長く使われている。

植物製剤や無機農業に代わって有機農業が主流になり、毒性のつよい農業が多用されるのは、第二次大戦後、一九五〇年代以降のことである。マラリヤ防除などの殺虫効果を目的に軍用に開発されたDDTは、その高い薬効のゆえに、同じ有機塩素系薬剤のBHCや各種ドリノリンなどとともに、殺虫剤の主流として大量・広範に使われた。また、戦時中に化学兵器として開発されたといわれるパラチオン剤がホリドール名で輸入され、稲のニカメイチュウや果樹のシンクイムシなどに卓効を示して急速に普及した。

当時（五八年）の農業生産量は一八万五千トン、生産額一八一億円であったが、およそ一〇年

後の六九年には六八万トン、八〇〇億円に達した。同時に、パラチオン剤による死亡事故をはじめとする農業中毒事故が激増し、有機塩素系剤の食品への残留や牛乳・母乳の汚染が広がるなど、農業被害・汚染の実態と危険性が改めて認識されるようになった。

国民世論の高まりのなかで、六九と七一年には、強毒性のパラチオン、テップ、エンドリン、ディルドリン、直接毒性はパラチオンほどつよくないが残留性がきわめて高く発ガン性が疑われていたDDT、BHCなどが、あいついで使用禁止となった。

そのため七一と七三年の生産量は五〇万トン台に低下したが、七四年からふたたび増加に転じ、七五年の七四万七千トンをピークに、八〇年は六九万五千トン、三五〇〇億円、八五年、六二万九千トン、四一〇億円、八七年では、五八万九千トン、四一〇七億円と、最近では六〇万トン前後になってきている。また輸出入は、七五年前後は一〇年間をはさんで、それまでは輸入超過、それ以後は輸出超過となっている。

七五年の農業原体・純成分生産量は一〇万七千トンで、単純に、輸出入、在庫増減差引ゼロ、生産量＝農業での使用量と仮定して総耕地面積で割ると、農業成分使用量は一ヘクタール当たり一八・五キログラムとなる。同様に五八年は三・一キロ、八七年には一五・七キロとなる。実際は、これより二割前後低いものと推測されるが、傾向として、基本法農政以後の激増と、農業規制後も微減傾向に留まっていることが注目される。

*日本は農業多投国

各国の農業使用量を、FAO統計（八〇年値）の金額表示から推計すると、一ヘクタール当たり日本はアメリカの九倍、フランスの四・五倍、西ドイツ・イギリスの二・七倍となる。統計上の不備があつて、正確な数値とはいえないが、一応の目安にはなり得るだろう。日本は韓国に次いで、イタリアと並ぶ農業多投国である。

日本の農業使用量が多い理由として、第一に、日本の風土・気候条件が挙げられよう。夏期、高温・多湿なため、病・害虫、雑草が繁殖しやすい。病虫害防除と除草は、圃耕地帯で高い土地生産性を維持する日本農業の、いわば宿命的な条件である。この条件のもとで、とくに防虫と除草はたいへんな手間と苦勞を必要とする。省力化のために、ややもすれば必要以上に農業に依存しやすくなる。

第二に、政策的・社会的な要因として、基本法農政・選択的拡大路線のなかで、大規模単作化、大規模生産団地化がすすめられ、そこでの集約的管理技術として農業の多用がすすんだことが挙げられる。そこでは、化学肥料と農業過投の悪循環が繰り返され、連作障害が深刻な問題となっている。

第三に、同じ上記路線のうえで施設園芸が急速に拡大したが、ハウスものは、自然条件に逆らった異常環境のなかで栽培されるために病虫害に弱い作物になり、逆に、環境は病虫害の発生しやすい状態に保たれる。いきおい、農業の多用に頼らざるを得なくなる。一般に、施設園芸・ハ

ウス栽培での農薬使用量は、路地ものにくらべてピーマンで五〜六倍、キュウリ、トマトなどで二〜三倍前後になるとみられている。

第四に、営農・生産指導のために作られる防除層の影響が少なくない。防除層にしたがった農薬使用は、実際の病虫害の危険性に対応する施用ではなく、防除上の安心・安全確保の観点から作物の成育状況と無関係に、日程にしたがって必要以上に使用することになる。また、農薬メーカーの過当競争による宣伝や売り込み合戦が、農薬使用の拡大をおおっていることも指摘しておいてよいだろう。

＊農薬の毒性と毒性評価

農薬の毒性には、「一般毒性」として、急性毒性、亜急性毒性・慢性毒性、慢性毒性の一種である蓄積毒性がある。さらに、「特殊毒性」として、発ガン性、催奇形性、遺伝毒性（遺伝子突然変異、染色体突然変異、DNA異常）がある。

急性毒性は農薬中毒の最初に現われる毒性であり、一般に毒性の強弱をいう場合に問題にされる毒性である。急性毒性は、普通、ラットやマウスに一定期間（二週間程度）農薬を投与（経口または経皮投与）し、五〇%が死亡する濃度でもって毒性を評価する。半数致死量（LD₅₀）である。吸入曝露の場合はLC₅₀で表わす。経口でLD₅₀が体重一キログラム当たり三〇〇mg以下は「毒物」に、三〇〇mgを超え三〇〇mg以下の場合には「劇物」に、それ以外の毒性は「普通物」に分類する。

なお、毒性評価には、五センチ前後のコイや、ミジンコを対象にして、上記と同じように計測した魚毒性の分類（A類、B類、C類）がある。

亜急性・慢性毒性としては、かつて使用されていたホスベルは遅発性神経毒性があり、同じくかつて種子消毒用に使用された有機水銀剤のなかには、中枢神経系に不治の障害を起す農薬がある。また、蓄積毒性は、解毒・排泄を上回って慢性的に蓄積されて肝臓障害などを起す毒性であって、DDT、BHC、ヘキサクロルベンゼン、ディルドリンなどの有機塩素系農薬に多くみられる。

一般毒性にくらべて、発ガン性、催奇形性、遺伝毒性などの特殊毒性の問題はいっそう深刻である。子孫にまで影響をおよぼす特殊毒性の被害については、つよい相関性が指摘されているものの、まだ世界的にみても解明されていないことが多い。蓄積毒性の高いDDT、BHC、ヘキサクロルベンゼン、ディルドリンなどは、いずれも発ガン性が確認されている農薬である。最初に述べたように、ダイオキシシン、フランは、特殊毒性がもつとも強い化学合成物の一つである。

日本で使用されている農薬のうち、使用禁止になった六種類を除いて、特殊毒性が心配される農薬は六〇種類（八三年）におよんでいるという。

八七年のIARC（国際ガン研究機関）の報告は、人間にたいする発ガン物質として、殺虫・殺菌の煙蒸剤EDB（エチレンジプロマイド）と酸化エチレン（EO）との二つを挙げ、そのほか、動物実験から発ガン物質と予想される農薬一二種類、さらに遺伝子にたいする毒性をもつ農

薬のうち明らかな遺伝毒性をもつものとして九種類の農薬を挙げている。

また、アメリカ環境保護庁（EPA）の依頼を受けたアメリカ連邦研究会議の報告（八七年）は、発ガン性農薬は、現行農薬で五五種類におよぶとしている。

厚生省の「人口動態統計」から戦後の主要死因別死亡率をみると、悪性新生物（ガン）と心疾患（心臓病）による死亡がいちじるしく増加し、現在死因三位（五五～八〇年一位）の脳血管疾患を大きく引き離して一、二位を占めている。ガンのなかでも、胃ガンがほぼ半減し、子宮ガンが五分の一に減少したのにたいし、男性では肺ガン・肝臓ガン、女性では肺ガン・乳ガンが目だって増えている。また、一〇～一四歳の死因の一位がガンで、大人だけでなく小児ガンが急増している。

さらに、乳児の死亡率が激減しているなかで先天異常死が増え、先天性障害児出生が社会問題化していることは周知のとおりである。この原因の一つに農薬があるということとは、まだ疫学的に明らかにされていないが、農薬が無関係だと証明する証拠もまったくない。むしろ、個々の実験結果や疫学調査から、農薬とのつよい相関性を示す知見が、世界的にも次第に明らかになりつつある。

(1) 前掲『83農薬』。

(2) 安藤清「日常食品の安全性は」、前掲『食品汚染』所収。

(3) 小若順「気をつけよう輸入食品（改訂版）」、学陽書房、一九八九年。

二 農薬被害の実態

1 農薬の一般毒性による被害

*急性毒性による世界的食品中毒事件

農薬汚染が原因となった食中毒事件で、一〇〇名以上の中毒者をだした事例は、WHO（世界保健機関）によれば、一九五五（昭和三〇）年以降八七年までに一四件、中毒者数一万四三三五人、死者一二五二人となっている。若月・住井・安藤三氏の編著書『食品汚染』に依拠して、そのおもなものを紹介しておこう。

一つは一九七一、七二年に発生したイラクのメチル水銀中毒事件である。六五〇〇人余の中毒患者、四五九人の死者をだした原因不明の中毒事件に、国際調査団が組織されて事件の究明に当

たった結果、原因は猛毒のメチル水銀であることが判明した。種子消毒剤としてメチル水銀を使って処理した小麦でパンをつくり、それを食べたことによる中毒事件であった。小麦は種麦としてメキシコから輸入されたものであった。食糧事情が逼迫していたこともあって種麦を食用に回したが、食べた人たちは、まさかそんな猛毒物質で小麦が処理されているとは想像できなかった。一方で、それでも丹念に水洗いして食用に使ったようだが、蛋白質とつよく結合する性質のあるメチル水銀を除くことは不可能であった。なお、メチル水銀は、周知のように、水俣病の原因物質でもある。

二つ目には、五五年から五九年にかけてトルコで発生したヘキサクロルベンゼン(HCB)中毒事件を挙げることができよう。これは、一〇% HCB含有の殺菌剤で処理された種子用小麦を、食用として摂取したことによって発生したもので、中毒患者は三〇五千人におよび、四〇〇人が死亡した。ヘキサクロルベンゼンは子どもにたいする毒性がつよいといわれ、患者の九〇%は一六歳以下の子どもであった。さらに、患者多発地区では、二カ月以下の乳児の死亡率は九五%におよんだという。ヘキサクロルベンゼンが他の有機塩素系農薬とともに日本人の体内から普通に検出され、胎盤や母乳からも検出されていることは前述のとおりであるが、乳幼児への毒性が非常に高く、発ガン性が確認されていることなどから要注意の汚染物質である。

三つ目の事例として、八五年夏、カリフォルニアを中心にアメリカ・カナダにわたって発生したアルディカーブ(テミク)による中毒事件がある。一五四三人の中毒患者と六人の死亡者(う

ち二人は死産)をだした事件は、市販の西瓜に高濃度で残留していたアルディカーブが原因であった。カリフォルニア州保健省の敏速な原因確定と全流通西瓜の即刻廃棄によって事件は収束したが、発生以来、廢棄にいたるまで、日々中毒発生数が急増しつづけていて、対応が遅れば患者数は激増したと推察される。

アルディカーブは猛毒性の殺虫剤で、日本では登録されていないが、その毒性は、死亡事故が多発して禁止になったパラチオン剤(ホリドール)の一〇倍以上であって、アメリカなどでは、柑橘類や大豆・ジャガイモなどにいまも使われている(西瓜用には登録されていない)。輸入に慎重でなければならぬ農薬の一つであって、フィリピン産バナナからも検出されている。

*日本における農薬による死亡・中毒障害の実態

農薬の毒性による被害のうち、表面に現われるものは急性毒性の被害に限られる。

日本では、幸いに上述のように大規模な農薬中毒事件は起きていないが、農薬中毒・死亡事例は決して少なくないものと思われる。しかし、急性毒性による被害の規模と実態については、その全体を知り得る信頼すべき資料はない。厚生省薬務局監視指導課の農薬事故者届出数、農水省農薬園芸局植物防疫課の農薬中毒事故集計、および厚生省の人口動態統計の各資料があるが、いずれも実態とはかなりの隔たりがあるとみられている。

厚生省薬務局の農薬事故者届出数によれば、農業用使用における散布中および誤用と、自殺ま

たは他殺の用途外使用とをふくめた六〇〜八四年の農業事故死者合計は一万五千人を超えるが、農水省植物防疫課の農業中毒事故集計による死亡数（自殺・他殺を除く）は、厚生省業務局の同種の数値を三割程度下回っている。

もっとも実態に近いと思われる人口動態統計では、農業による死亡者数はすべて「事故死」であって、家庭園芸や家庭内の事故をふくむものとみられるが、農業による自殺・他殺はふくまれない。

また、農業中毒にともなう余病を併発し、それが直接の死因となった場合には、農業による死亡者としては現われてこない。

このような限界はあるが、人口動態統計による六〇〜八五年の死亡者数は二二七三人である。（農業別死因数では、八二〜八五年、除草剤によるものがそれまでの五〜六倍に増えている。致命率のもっとも高い除草剤としてはパラコート剤が考えられる。）

人口動態統計に業務局統計の自殺・他殺を加えると、六〇〜八五年の農業による死亡者総数は、不備な公式統計によるものだけでも一万六千人を超えている。

一方、農業中毒をもっとも頻繁に扱ういくつかの農村病院の、七〇〜八二年の二〇三三人の臨床例の集計によると、発症原因別では、散布中六四・一％、散布外（散布後の田畑に入った）、他人の散布がかかったなど）一三・一％、誤飲・誤用四・二％、自（他）殺・未遂一五・八％、その他二・六％となっている。死亡・未遂をふくめた自（他）殺の割合が「約一六％という数字

からみると、全国の病院を訪れる全体の農業中毒・障害の患者は、自殺者の約六倍いることになり、厚生省統計の自殺者数から推定すると、年間約三五〇〇人ぐらいの人が、中毒や障害で病院を訪れていることになり、事故者数の実態は、業務局統計の四・五倍であろうとみられている。

また、農業散布者の中毒症状発症率の調査事例（七七年七月九月、長野県川上村）によると、発症者率（期間中に農業を使用した人全員にたいする、一回でも症状のあった人の割合）は二七・四％であって、ほぼ四人に一人が発症していることになる。また、発症回数率（農業使用者延散布回数にたいする発症のあった延散布回数の割合）は四・八％であって、二〇回のうち一回は中毒症状を起こしていることになる。

同じ調査事例によると、農業中毒の自覚症状としては、頭痛・頭が重いがいちばん多く、次いで、かぶれ、だるい・疲れやすい、吐き気・嘔吐、目の充血・痛み、などの順になっている。新潟県長岡中央病院の地域健康調査（八一年）では、農業をよく使う七月中、男八三人について、体がだるい五二％、目が痛い・赤くなる四九％、頭が重い四五％、気分が悪い一二％など（重複回答）となっている。

なお、農業中毒の臨床事例や発症事例については、統計分析をふくめて、前掲若月俊一氏らの編著書『食品汚染』にいくつかのくわしい紹介が収められている。

このように、農業による中毒・障害は、農業を使わざるを得ない生産者・農民のうえに重くの

しかかる。しかし同時に、被害は広く周辺住民にもおよんでいる。食品残留を通じて摂取されるものについては後述するが、農業使用による直接的な影響についてはだけ二、三紹介しておく。

農業使用による非使用者の被害の最大の規模のものとして、有機リン系農薬による視力低下の増加が指摘されている。徳島県下における六七年から七三年までの有機リン系農薬の使用量と、その翌年の女子中学生の近視罹患率との相関を調べた徳島大学三井氏らの調査の結果、農業の使用量に比例して罹患率が増加していることが判明した。類似の傾向は男子中学生や男女小学生にもみられ、「最近の学童の近視の増加には慢性有機リン農薬中毒が原因となつているものが相当ある」と指摘されている⁽¹¹⁾。

もっと限定された地域の被害の一つとして、連作障害対策に広く使われている土壌燻蒸剤クロルピクリン中毒の事例がある。鳥取県下の煙草耕作地周辺住民の中毒症では、「鳥取大・岡田氏らの調査によると、……畑から一〇〇メートル以上離れていても、なお七四%の人が何等かの症状を訴えている⁽¹²⁾」。

農業製造工場周辺の被害例としては、久留米市の農業製造工場（三西化学）による被害例がある。農業粉塵の飛散と河川・井戸水の汚染によって、周辺住民に有機リン系農薬中毒症状が多発し、さらに「工場から九〇〇メートル以内の地域では、九〇〇メートル以上離れた地域や久留米市全体に比べて、工場操業開始以後はつきりとガン死亡率が増大している」といわれ⁽¹³⁾、住民は損害賠償などを求めて裁判で争っている（後述）。

さらに、シロアリ駆除やダニ退治のために業者に殺虫剤を撒いてもらい、散布した高濃度の薬剤が原因で中毒症状を起こしたのもや、農薬の空中散布によって発症した例は少なくない。空中散布後の水田を見回りにきた老人が急性中毒で死亡した例もある。また、長野県下の事例で、学校の校庭がカーバメイト剤散布のヘリポートに使われ、頭痛、腹痛、下痢、発熱、吐き気などの症状を訴える生徒が続出し、一七三人が集団中毒を起こしたり、有機リン剤の空中散布のヘリポートで延三〇九人の学童中毒患者がでたこともある。

農薬による中毒は予想以上に広範で深刻である。「最近の農業は低毒性で安心」などといった意見もあるが、低毒性農薬による重い障害の事例は少なくないのである。

＊農業被害訴訟

農業による被害者ないしその遺族が、その責任を追及して損害賠償を求めた訴訟がいくつかある。農業裁判では、まだ未解明な部分の多い農薬の毒性との関連のなかで、農薬使用と被害との因果関係を明らかにしなければならぬという困難な問題がある。以下、おもな裁判について、提訴にいたる経過と理由を中心に、簡単に紹介しておく。

（ニッソール農薬裁判）

一九六七年七月一日、中・高校を通じて無欠席、マラソン選手でもあったM君（一七歳）は、和歌山県下の自家ミカン園で、両親とともにミカンの害虫駆除のために「低毒性」といわれた有

機フツ素系農薬ニッソール（日本曹達製）を散布した。午前・午後、延約五時間、使用説明書通りに、マスク、ビニールカッパ、手袋、帽子、長ズボンを着用して作業した。

帰宅後、夕刻、突然全身に硬直性のケイレンが起こり、意識不明となった。ただちに病院へ運んだが、硬直した身体は座席に座らせることができず、ライトバンの後ろの扉を明けたまま運んだという。二日後の一六日早朝、M君は息を引きとった。

亀田得治氏の参院法務委員会での追及などで農業行政の杜撰さが判明したが、会社の対応は「ニッソールの解毒剤はまだ開発されていないので、M君の死は不可抗力」というものであった。六九年九月、両親は、解毒剤のない毒物を農薬として国が許可し、会社が製造・販売したのはまちがいであるとして、国と日本曹達を相手として、国に農業安全確保義務違反の責任を、会社には製造販売の責任をそれぞれ問い、損害賠償を求めた日本で初めての農業裁判を和歌山地裁へ提訴した。

七七年一二月、和歌山地裁は、国とメーカーの主張をいれ、原告全面敗訴の判決を下した。七八年一月に大阪高裁に控訴して争われていたが、原告側の立証がかなりすすんだこともあって、八五年六月に和解案が示され、一七年におよんだ農業第一号裁判の和解が成立した。

（ニッサン・サニタ中毒裁判）

埼玉県に住むサラリーマンのMさんは、六九年八月に新たに入居した団地で、南京虫に悩まされた。薬局に相談、勧められるままに日本油脂製ゴキブリ駆除用殺虫剤ニッサン・サニタエアゾ



ールとニッサン・ニューサニタエアゾールを各一本購入した。

家族のいない日に、約一時間かけて二本とも入念に塗布した。「仕事が終わって……突然猛烈な吐き気に襲われ、何度も嘔吐を繰り返した。夜になると全身に痛みがあり、発狂しそうな、わめきちらしたような気持におそわれた。……東大病院へ入院したが、目に稲妻が走り、頭髮が總毛立つ感じがし、意識を失うこともあった。……ノイローゼの扱いを受け、精神科へ回されたりした」。

Mさんは、殺虫剤が原因ではないかとメーカーに問い合わせたが、飲んでも尿とともに出る、中毒事件は起こるはずもないとの返事であった。そこで、農業中毒にもっともくわしいといわれた長野県の佐久総合病院を訪ね、受診したところ、血液の中からデイルドリンとBHCが高濃度

で検出され、有機塩素剤中毒と診断された。

国に抗議し回答を求めたところ、七一年五月、厚生省業務局の担当官から口頭の回答があった。「殺虫剤は無害、メーカーに違反はない、診断書は関知せず、どんなものでも使い方によっては毒になる、不服なら裁判をやれ」というものであったという。「ところが、殺虫剤は無害といった舌の根のかわく間もない同年六月には有機塩素剤は製造販売禁止となり、さらに翌年二月には、ニッサン・サニタなどのメーカーである日本油脂KKは薬事法違反の理由で二〇日間の業務停止処分を受けることになった」。違反の内容は、ゴキブリ用だけに許可されたのに、他のハエ、南京虫、ノミなどにも使えるかのように缶の図柄に描かれていたというものであった。

Mさんの重ねての抗議に、国は無視、メーカーの回答は「業務停止、製品回収により責任は消滅した。デイルドリンは輸出したシエルの責任、治療法がないのなら我慢してもらうしかない」という無責任なものであった。七二年一二月、Mさんは国と日本油脂を相手に、東京地裁へ損害賠償請求訴訟を起こした。

（三）西化学農薬公害裁判

前に簡単に触れたように、これは農業製造工場周辺住民の被害にもとづく損害賠償と工場の操業停止を求めた訴訟である。

久留米市郊外の荒木地区に三西化学という三井東洋化学の子会社があり、農業原体を粒状に製剤し袋詰めにする作業をしていた。操業をはじめた六〇年頃から、周辺住民のあいだで、喉が痛

い、目が痛い、胸がむかつく、吐き気がする、頭痛がするなどの症状が出はじめ、やがて稲や大根の葉、白菜、芋の葉、西瓜、瓜、さらには松、柿、梅が次々に枯れていった。六七年頃からは、雨が降ると裏の川で魚が白い腹をみせて流れていき、住民の体調もいっそう悪くなり、赤ん坊が突然高熱をだしたりした。七一年には県と交渉して住民検診をしたが、一人二〜三分の診察で、農業との因果関係はないとされた。

依然体調も悪く納得できないために、高橋正氏らに依頼して住民自主検診をおこなった結果、一三四人中、一二七人になんらかの異常が認められ、有機リン中毒症状もみられると診断された。さらに、前述のように、操業以来、周辺でのガンの死亡率が高くなっていることも判明した。また、分析の結果、井戸水、土壌、大気が農業によって汚染されていることもわかった。

七三年一二月、周辺住民は三西化学と三井東洋化学にたいし、工場操業の差し止めと損害賠償を求めて福岡地裁に提訴し、裁判がつづいている。

〈その他の裁判例〉

その他の特徴的な裁判例として次のようなものがある。

農業の空中散布被害にたいする初めての裁判として「農業空中散布・蚕裁判」がある。松くい虫による松枯れ防除の目的で、その原因とされるマツノザイセンチュウを媒介するマダラカミキリを駆除するために、滋賀県下でヘリコプターによる農業空中散布をおこなったところ、養蚕農家Yさんの家の蚕に大量の死滅、産繭量の減少、産卵量の減退、奇形の発生などの被害が生じた。

Yさんは、スミチオンなどの空中散布によって餌の桑の葉が汚染されたためとして町と県に陳情をつづけたが、一〇年以上も空中散布と被害とがつづいたため、八一年一二月、Yさんは県と町を相手にした損害賠償請求訴訟を大津地裁に提訴した。

一般家庭の農業使用による近隣被害裁判として「マラソン近隣農業被害裁判」がある。七二年の夏、宝塚市の主婦Aさんは夕食の支度をしていて、台所には隣家の庭木に撒かれたマラソン乳剤が流れ込んできていた。Aさんは悪感、吐き気を感じた後、卒倒してただちに入院した。農薬による急性中毒症状が軽減したのちも、下肢のしびれなどの後遺症に悩まされ、同年、神戸地裁に隣家を相手とする損害賠償請求裁判を起こした。地裁判決では、急性中毒とマラソンの因果関係は認められたが、後遺症との関係は認められなかったため控訴した。

(1)(2) 安藤清「食品汚染による悪劇」、前掲『食品汚染』所収。

(3) 前掲『83農業』。

(4) 前掲『83農業』、『食品汚染』。

(5) 前掲『食品汚染』安藤清論文。および藤原達・本谷勲監修『よくわかる農業問題一問一答』所収、松島松翠論文、合同出版、一九八五年。なお、原出典は、『日本農村医学会』一九七〇〜八二年の『農業中毒臨床例調査』。

(6) 前掲『よくわかる農業問題一問一答』松島松翠論文。

(7)(8) 前掲『食品汚染』安藤清論文。なお、前掲『83農業』によれば、全国農協中央会の調査(七八年)結果でも、発症率は四人に一人の割合になっているという。

(9) 前掲「食品汚染」安藤清論文。

(10) 前掲「83農業」。

(11) 前掲「83農業」、徳島大・三井氏らの研究報告。なお、視力低下については、前掲「気をつけよう」

輸入食品」所収、北里大・石川哲氏の指摘がある。

(12) 前掲「83農業」、鳥取大・岡田氏らの研究報告。

(13) 前掲「83農業」。

(14) 前掲「食品汚染」安藤清論文。

(15) と(19) 前掲「83農業」。なお、本項の記述は主として同書による。

2 農業の特殊毒性によると思われる被害例

＊ヴェトナム「枯葉作戦」の影響ほか

目に見えるかたちで現われる急性毒性にくらべて、慢性毒性や蓄積毒性は症状が緩慢に現われるために、因果関係のとらえにくいものが少なくない。特殊毒性の場合にはさらに困難である。発症のメカニズムがほとんど解明されていないため、原因物質の特定が困難で、いまのところ、動物実験を重ねて農業の特殊毒性を確定するとともに、実際の発症にたいしては疫学的方法で原

因物質を追究していく以外に、両者のつよい相関と荷重要因を推定する方法はない。

そうしたなかで、八一年九月の国際情報交換機構でのフランス遺伝学者の報告は注目を集め、その内容は一年後に日本でも『朝日新聞』によって紹介された。「欧州遺伝子変異共同研究所長 ビエール・ギボーがフランスのロース・アルプ地方での奇形児の多発を報告し、会場はどよめいた。有名なこのブドウ産地で、下ももや、時には腰から下のない赤ちゃんが八〇年から八一年にかけて一七児も生まれ、原因は不明という。しかし、ギボーたちは先ごろ、フランスの学会誌に『大たい骨の發育不全、欠損の地域的突発』という論文を発表し、『疫学的にみて農業用化学物質によるものと推定できる』と指摘するとともに、近年同地方で使い始めた新農薬を洗う必要のあることを強調した。奇形児の発生は、両親が農業をしているかどうかには関係なく、農産物の摂取が原因ではないか、という。」

特殊毒性による最大の被害は、ヴェトナム戦争の枯葉剤によるものであろう。

六二年から七一年にかけて、アメリカ軍は多量の枯葉剤（除草剤）を、ゲリラ戦への対応として空中散布した。この枯葉剤で、当時の南ヴェトナムの森林の四五％、田畑の四五％、計一七〇万ヘクタール、二千万人が汚染されたといわれ、はかり知れない、回復不能とも思える被害をもたらした。あの「ベトナム、ドクちゃん、枯葉剤の影響によるもの」とみられている。すでにレイチェル・カーソンの『沈黙の春』（邦訳、新潮文庫）などによって、農業濫用の危険性に人びとが気づきはじめていた時期であった。アメリカ軍はこの作戦を「最後の春の始まり」と名

づけ、世論にあえて挑戦して強行した。

枯葉剤（オレンジ剤）は、除草剤の2・4・5-Tと2・4-Dの混合物である。2・4・5-Tや2・4-Dには地上最強の毒物といわれるダイオキシンの(PCDD)が不純物としてふくまれていて、とくに2・4・5-Tには、ダイオキシンのなかでもっとも毒性のつよい2・3・7・8-TCDD(テトラクロロジベンゾダイオキシン)がふくまれている。(ダイオキシンは、二個のベンゼン核と二個の酸素をもつ骨格に、塩素が二〜八個置換した化学物質で、塩素の数と位置によって七五種の異性体がある。2・3・7・8-TCDDは、四個の塩素が2・3・7・8の位置に付いたダイオキシンである。)2・3・7・8-TCDDの半数致死量(LD50)はモルモットで一mg/kg、青酸ソーダのLD50は廿日ネズミで一〇mg/kgだから、動物種のちがいがあって直接比較はできないが、TCDDの急性毒性は青酸ソーダのおよそ一万倍と推定される。さらに2・3・7・8-TCDDは、きわめてつよい発ガン性や催奇形性などの特殊毒性をもっている。

木田益四郎氏は、枯葉剤散布の影響について次のように述べている。

「成人に対する影響としては、神経症状と皮膚症状、また後遺症としてガン。遺伝障害としては、原爆と同じように、遺伝病と染色体の数の異常はなく、染色体構造異常、胎児障害としては、流産と死産が増加していると同時に先天奇形として、無脳症、無眼球症、四肢奇形、癒合体双生児、裂唇の五つの増加が報告されています。」

これらの事から分かったことは、未知の化学物質が長い期間作用すると、①流産や死産が増加すると同時に小児に発育障害を起こす、②今まで、極めて稀であった特殊な先天奇形が異常に増加する、③ヒトの遺伝子を障害（染色体構造異常の増加）するが、遺伝病は増加しないという点です。

枯葉剤によると推定されるヴェトナムの障害児の出生率は、非被災値の一五倍におよんでいる。ヴェトナムのトン・タト・ツン博士らによる「イエンバイ地区でのヴェトナム戦争参加元兵士の妻一五四九人の妊娠・出産異常調査」によれば、夫が枯葉剤を被曝したAグループの障害児出産数は一四九六人中四七人、発生率三・一四%であって、夫婦ともに被災していないBグループの障害児出産率は〇・二一%であって、AはBの一五倍である。同様に、流産は一・六倍、早産は三・四倍、不妊は二・三倍となっている。

夫が枯葉剤を浴びたAグループの障害児出産率三・一四%は、東京都の障害児出産率とほぼ同じである。日本資本主義戦後四〇年の汚染・公害の蓄積は、枯葉剤によるヴェトナムの汚染に匹敵するものである。前述のようにダイオキシン汚染は日本各地ですすんでいる。本谷勲氏がいうように、「ベトナムで見た枯葉剤の後遺症は、遠い国でおきた過去の問題ではない。日本人にとっては今日の課題である」。

枯葉剤はヴェトナムにおけるジェノサイド（人類皆殺し）とエコサイド（生態系破壊）に留まらない。八七年九月のアメリカ退役軍人庁の報告を伝えた新聞報道によれば、ヴェトナム戦争

の地上戦に従軍したことがある陸軍、海兵隊の退役兵士中、三分の一に当たる五万人のケースについて死亡原因を調査した結果、地上戦参加兵士の死因は、ヴェトナム戦場に行かなかったものにくらべると、肺ガンで五八%多く、……リンパ腫（ガン）では一〇%も多くなっている。報告は、この高いガン死亡率について「枯葉剤を浴びたことが疑われるかも知れない」と指摘している。八四年五月、枯葉剤で肉体的障害を受けたとするヴェトナム帰還兵らが、枯葉剤製造七社を相手に、ニューヨークで集団損害賠償請求訴訟を起こし、原告団は最終的に四万人を超えるものと予想されていたが、同月、七社が一億八千万ドル（四一〇億円）を支払うことで和解が成立した。

なお、八二年暮のアメリカ・ミズーリ州・タイムズビーチの〇・一ppm（一ppmは百万分の一）を超えるダイオキシンの汚染は、二〇年前の枯葉剤のずさんな廃棄処理がもたらしたものであるが、日本でも、ダイオキシンをふくむ農薬やアスベストのずさんな処理が問題になっている。現在、他山の石として教訓的である。

＊飼つけ獲の奇形

ところで、農薬の特殊毒性による問題は「日本人の今日の問題」でもある。一般に、野生動物や家畜の異変は、水俣病における猫や魚のように、やがて人間に起こる異変の前兆であることが多い。日本各地の飼つけ獲にみられる奇形の多発は、その意味で深刻に受けとめる必要がある。

現在（八五年）までに調査された飼づけ繁殖群は三九群にのぼるが、そのうち二〇群で奇形が発見され、いくつかの群では出生数の五%以上、年によっては五〇%以上の高率で発生した例さえある。五二〜七八年では、出生総数九六〇三、奇形出生四〇一で、奇形出生率は四・二%である。しかし、期間を区切ってみると、奇形出生率は、五二、五三年〇%、五四〜五八年二・四%、五九〜六三年三・一%、六四〜六八年二・八%、六九〜七三年六・三%、七四〜七八年四・〇%となっていて、五〇年代後半の増加と、六〇年代後半から強毒性農薬が禁止される七一年前後にかけての急増とが目立つ。ピークの七〇年の奇形出生率は九・〇%（淡路島上灘群では七〇%）、七二年は七・八%に達し、以後、奇形出生率は減少してきているが、なお四%程度の発生率である。

ニホンザルの奇形の特徴は四肢奇形が多いことである。とくに前肢の指の欠損や癒合が多く、また、上腕部あるいは大腿部のないものも多い。原因究明がすすんでいて、奇形猿の血液性状、遺伝性、生息域の重金属、ウイルス感染など、いくつかの可能性が検討されてきたが、一部の家系集積（特定のメスの家系に奇形がしやすい傾向）を除いて、いずれも否定的であって、遺伝要因よりも環境要因が重要とみられている。環境要因のうち、大気汚染、水質汚染も考えられるが、とくに飼にふくまれている有害成分が注目されている。飼として多量に用いられる輸入大豆には、猛毒で特殊毒性も指摘されているカビ毒や残留農薬がふくまれている場合が少なくない。現在のところ、まだ原因の断定はできないが、有害な物質が多く使用量も多いことから、農薬が有力候

補であることは否定できない。

事実、志賀高原地獄谷のケースでは、七六年から、それまで与えていた輸入大豆を文尾（妊婦）期に与えないテストをおこなったところ、それ以後奇形の発生がなくなっている。

また、大豆、リンゴ、ミカンなど猿に与えられる餌に使用される（ないし使用されていた）農業で、残留性が高く催奇形性が知られている有機塩素系農薬が、死亡した奇形猿の臓器（肝臓、腎臓）から検出されている。DDTとBHCの汚染は人間にくらべてかなり低いが、ディルドリンとヘプタクロールの残留量が非常に高いことも明らかにされている。ディルドリン禁止後、奇形が減少したことは、他の禁止農薬の影響もあろうが、ディルドリンの影響の大きさを反映したものかも知れない。

(1) 前掲『83農業』。なお、原引用文は八二年八月三〇日付『朝日新聞』。

(2) 木田益四郎「道徳学の立場から、農業の問題をどうお考えですか？」、前掲『よくわかる農業問題 一問一答』所収。

(3) 前掲『83農業』。

(4) 本谷船「ダイオキシシン——ベトナムにみる恐るべき実態——」、消費者生活研究所編『農業問題と消費者運動』（消費者運動年報一九八四年版）所収、水曜社、一九八四年。

(5) 八七年九月五日付『赤旗』。

(6) 前掲『83農業』、引用部分は八三年二月七日付『朝日新聞』。

(7) 前掲『83農業』、および前掲『よくわかる農業問題 一問一答』。

三 農薬残留と輸入食糧の危険性

1 残留農薬の環境汚染と生物濃縮残留

*全国に広がる残留農薬の環境汚染

使用された農薬成分が農作物や大気・水・土壌に残留して、それが人間におよぼす影響には、私たちが日常的に摂取する食品、とくに生鮮農作物の残留農薬の問題とともに、環境汚染にともなう影響や生物濃縮残留の問題がある。まず、環境汚染と生物濃縮残留からみていこう。

大気汚染では、農薬使用時、とくに粉状・霧状散布や揮発性の高い薬剤による限定された周辺汚染はいうまでもないが、風力・風向によって、意外に広範囲に広がる。環境庁公害研究所が明らかにした摩周湖のBHC汚染は、農薬の大気汚染がいつそう広範囲におよぶことを示している。

世界でもっともきれいな湖の一つである摩周湖で、禁止になって久しいBHCが、分解されな
いまま、調査開始の八二年から検出され、蓄積が次第にすすんで、八五年には湖水一リットル当
たり平均三二ng（一ngは一〇億分の一g）に達している。これは湖水全量に換算すると八六キロ
の蓄積量になるといふ。摩周湖は、湖面はもちろん、周辺への立ち入りもきびしく制限され、流
入する河川もなく、地上からの農業汚染はほとんどないといふ。そのため、担当者は、現在
もBHCを使用している中国や韓国などから偏西風で運ばれてきたものと結論づけ、現に北海道
東北部の降雨中のBHC濃度は、一リットル当たり平均一二八ngで、BHCが禁止された当時の
二倍以上になっていると説明している。

ベーリング海をふくむ北太平洋や南極など、人間の生活環境から遠く離れた海域に棲むイルカ
やアザラシなどのほ乳類から、高濃度のDDTやPCBを検出した愛媛大・海洋環境化学研究ク
ループの報告は、DDTやPCBが（液状のPCBは気化して）大気によって全地球的に拡散し、
海水を汚染していることを示している。

水質汚染に関しては、残留性の高い農薬はほとんどすべて水質汚濁をもたらし、水流の弱いと
ころでは水底泥土への蓄積がすすむとみられている。たとえば、東京都立衛生研究所は、東京都
浄水場の浄水、蛇口水、東京湾海水から、微量の除草剤CNPを検出している（七八年）。また、
淀川・同水系・大阪湾の各種有機リン剤の汚染が明らかにされ、濁水期の濃度が高いことも示さ
れている（七七年）。さらに、琵琶湖・同水系のCNP検出の季節変化の報告（七七年）や、熊

本県八代地方の中・小河川、農業用排水路、湖遊地で、数年にわたって有機リン系農薬を検出した報告（七五～七七年）などがあるが、これらはいずれも前掲「⁸³農薬」にくわしい数値が収録されているので、ここでは省略する。

八六年九月に発表された琵琶湖淀川汚染総合調査団の報告では、湖底全域にCNPが蓄積され、それまでの濃度にくらべて蓄積がいつそうすすんでいるという。湖水からもごく微量のCNPが検出されているが、湖底の濃度は湖水のそれよりもかなり高い値を示している。また、琵琶湖・淀川など水道原水のCNP濃度と水道水のそれとは、ほとんど差がないことも示された。霞ヶ浦ではさらに深刻である。東大・都市工学科研究グループの調査では、河川流入部の泥から二一〇ppb、湖心の泥土から二七ppbの総CNPが検出されたという。

八八年の大阪府による大阪湾の調査によると、海水汚染はかなり改善されて三〇年前のレベルに回復したが、海底にはPCBなどの汚染物質が蓄積して、アカガイがほとんど死滅するなど深刻な状況にあるという。有機物をとれだけふくむかを示すCOD（化学的酸素要求量）は、底土一グラム中三五ppmと一〇年来まったく改善されていない。

環境庁の有害化学物質環境調査は、八四年以来の全国的な水質汚染と、それにもとづく魚介類の汚染を明らかにしている。たとえば、八五年報告では、八一年に全面使用禁止になった殺虫剤ディルドリンが一六地域中一〇地域の魚介類から高濃度で検出され、とくに鳴戸海域のイガイからは最高〇・三四五ppm、平均〇・二六六ppmと前年の四倍の高濃度で検出された（厚生省

の暫定規制値は〇・一ppm以下⁽²⁾。また、八七年報告は、依然としてディルドリン残留（鳴戸イガイ、最高〇・二四三ppm）がつつづいていることを示している⁽³⁾。

最近、問題となっているゴルフ場の農薬使用も、直接的にはそこで働く人々やゴルフアータの健康にかかわる問題だが、周辺地域にとつては水系の汚染が深刻な問題となる。散布に当たっては安全使用基準に準ずる取り扱いが必要ははずだが、実態はかなりずさんなようで、特殊毒性が確認されている農薬の使用も多いとみられている。

土壌汚染については、禁止されて数年を経過した有機塩素系農薬が、とくに畑地で高濃度で検出された事例は少なくない⁽⁴⁾。しかし、いまでは、発ガン性や催奇形性などの有害物質をふくむPCNB、PCP、CNPなどの残留が問題の中心となつてきている。

畑地にくらべて比較的残留が少ないとみられる水田について、CNP散布一年後の残留濃度を全国三五地点で調べた七四年の農水省農業技術研究所の報告によると、水田一〇アール当たり三〇〇〜三三〇グラムのCNP散布一年後の土壌（深さ一〇センチ）残留率は、総CNPで、地域平均北海道八九%、東北五〇%、近畿・中国三二%、九州三一%である。高い残留率、とくに寒冷地での高さが注目される。なお、前述の東大・都市工学科研究グループの葎ヶ浦調査では、湖底泥土のCNPの半減期は、DDTやBHCよりも長い三年になると推計している。

* 残留農薬の生物濃縮

このように、残留農業は大気・水・土壌など自然環境を汚染し、それにもなつてそこに成育ないし棲息する生物に影響を与える。その場合、動物体内に摂取された農業成分は多くの場合分解排泄されるが、一部の農業は体内に残りつづけて蓄積される。しかも食物連鎖を通じて上位の(大きい)動物ほど蓄積が増大する。このような生物間の食物連鎖を上へたどるにしたがって農業が濃縮されることを、農業の生物濃縮という。たとえば、DDTの代謝物DDEは、水中から検出できないが、プランクトンからは5ppm、それを食べる小魚からは10ppm、もっと上位のナマズからは2500ppm検出、という具合である。

生物濃縮残留で問題になっているものには、七一年前後に使用禁止(ないし使用制限)になつたDDT、BHC、ディルドリンなどや、使用中の農業にふくまれている(かつては使用されていた)ヘキサクロルベンゼンや、ダイオキシン、フランなど、それに農業ではないが、かつて多用され七二年に生産禁止になつたPCBなどがある。

これらの物質が魚介類や動物、さらには人体に濃縮残留し、人間の脂肪や母乳から、水中濃度などとは比較にならない高濃度で検出されている。前述の北太平洋や南極のほ乳動物の例(極端な例では、DDTはイルカの体内で海水の一千万倍の濃度で蓄積)がそうだし、霞ヶ浦の魚介類では最高1・6ppmを検出するなど、その時の水中濃度にくらべ、生物では数千〜数万倍も濃縮されている。そのほか、国内各地の魚介類の濃縮残留の高濃度検出事例は多い。^(注)

七〇〜七二年に、日本人の人体脂肪中のPCBと有機塩素系農業の残留を、各地(東京、京都、

高知、愛媛、山形)の一五〇人について調査し、磯野氏らが纏めた報告によると、東京・高知六九人の有機塩素系農薬の残留は、地区毎平均値で、 β BHC七・八七と一〇・九ppm、総DDT五・四四と九・八ppm、デイルドリン〇・一九と〇・三一ppmであった。なお、PCBは各地区毎平均値で、一と四・七ppm(最小〇・一と最大一八・〇ppm)であって、普通の水中毒度の一千と数千倍、最高二万倍に相当する濃度である。別に調べたカネミ油症患者三人のPCB濃度は、一三(腹部)と七五・五ppm(顔面)であった。

その後、有機塩素系農薬の体内残留はおおむね減少傾向をたどっているものの、八七年現在、全国平均で、 β BHC〇・五九ppm、総DDT二・〇六ppm、デイルドリン〇・〇三ppmであって、加齢の増加とともに高濃度になっている。

さらに、八五年、ダイオキシンとフランが、四国地域の成年男女一三人の脂肪組織一三検体すべてから、日本人として初めて検出された(愛媛大、立川涼氏ら)。ダイオキシンは八種、平均四一〇ppt(最大一四〇〇と最小一六〇ppt)、一pptは一兆分の一)、フランは五種、平均六三(同一二〇と七)pptの濃度であった。濃度・異性体数とも、ほぼ欧米なみで、立川氏は「検出濃度が直ちに危険というものではないが、毒性の許容基準を決めるのは困難で、汚染レベルの低減に努めるべきだ」と提言している。

母乳中に有機塩素系農薬がふくまれることは早くから指摘されていたが、それらの農薬が禁止された後も、なお母乳から検出されつづけている。厚生省児童家庭局の報告によれば、七一年禁

止以後、かなり減少したものの、八〇年値で、BHC類〇・〇五ppm前後、総DDT〇・〇四ppm前後、ディルドリン〇・〇〇一八ppm前後(PCBは〇・〇二ppm前後)が検出されている。DDTもようやく暫定許容基準を下回ったことになる。

全国平均八五年値では、さらにやや下がり、βBHC、総DDTとも、〇・〇三ppm前後であって、農村医学会による八七年値ではβBHC、総DDTとも〇・〇二ppm前後となっている。

また、八六年、文部省環境科学特別研究班が、大阪府公衆衛生研究所が保存していた七八年からの母乳を分析したところ、母乳脂肪分にダイオキシンやフランがごく微量ながら七八年以來ふくまれていたことが明らかになった。初産婦の場合、猛毒のTCDDは平均一三ppm、PCDD総量では平均一〇五ppm、フランは平均一六七ppm、経産婦の場合、TCDDは未分析だが、PCDD総量では平均六七四ppm、フランは平均九一ppmが検出されたという(PCBも〇・一〜三・八ppm検出)。

人体や母乳にみられる濃縮残留は、いまだちに危険なレベルではないとされているが、ひきつづき今後とも十分な観察が必要であるし、同時に、未解明の蓄積毒性や特殊毒性を考えれば、蓄積の低減のために発生源そのものの抑制・低減が緊急に必要である。

(1) 八六年三月二十九日付「毎日新聞」夕刊、ほか各紙。

(2) 八五年一月一三日付「毎日新聞」。なお、内容の一部は立川淳「食品の安全と環境汚染」、生協

運動」所収による。

- (3) 八六年九月一日付、一六日付『毎日新聞』。
- (4) 八六年九月二七日付『毎日新聞』。
- (5) 八九年一〇月一日付『毎日新聞』。リン濃度は八五年一〇月一〇日付同紙。
- (6) 八五年一二月二日付各紙。
- (7) 八七年一二月一五日付各紙。
- (8)(9) その一部は前掲『83農業』所収。
- (10) 前掲『食品汚染』、前掲『83農業』。
- (11) 前掲『よくわかる農業問題一問一答』。
- (12) 前掲『食品汚染』。
- (13) 八五年一二月二四日付『毎日新聞』夕刊。
- (14) 前掲『83農業』。
- (15) 前掲『食品汚染』。
- (16) 八六年三月一六日付『毎日新聞』。

2 農業の食品残留

＊肉類・牛乳・魚介類の食品残留

残留性がつよく発ガン性が指摘される一部の有機塩素系農薬が、禁止されて久しいにもかかわらず、なお、日常の食品から検出される事例が多い（輸入食品については後述）。多くはppb単位（1ppbは10億分の1、ppmの千分の1）で、食品衛生法に定める残留許容基準レベル以下に相当するとみられるが、一部の野菜類など基準値を超えるものの検出事例も皆無ではない。

肉類、牛乳、魚介類には比較的高濃度の残留が多い。国内各地から集められた牛肉、豚肉、鶏肉について、残留度が高いとみられる脂肪部分を調べたところ（七九年）、牛肉にはBHC（九〇ppb前後）が、豚肉・鶏肉にはDDTの残留が多くみられた。しかし、原因は、かつて使われた当時のものの残留よりも、飼料中の残留成分の摂取によるものとみられている。飼料はほとんど輸入に依存し、濃厚飼料の九割以上は輸入に頼っているが、輸出国の残留基準は日本に比べてはるかに緩やかである。アメリカの残留基準は対象によって異なるが、最高でDDT七（日本〇・二）ppm、BHC三（同〇・二）ppm、ディルドリン〇・一（同〇・〇二）ppmと緩やかである。国内産と輸入原料と二種類の飼料で別々に飼育した鶏と卵について比較したところ、総DDT残留濃度で卵は六倍、モモ肉では二〇倍以上の残留濃度の差があった。

市販牛乳や魚介類では、表15のような残留が報告（宮城県衛研、八〇年）されている。また、同じ魚でも、脂肪分の多いほうが濃度は高く、白身よりも内臓の残留度が高い。養殖ハマチは天

表 15 魚介・牛乳の有機塩素系農薬(1980年)

(単位ppm)

	検体数	BHC			DDT			ディルドリン	
		検出数	最大値	平均値	検出数	最大値	平均値	検出数	最大値
ムラサキイガイ	5	5	0.006	0.004	5	0.057	0.019	2	0.001
カキ	5	5	0.005	0.004	5	0.015	0.005	1	0.001
ネウ、マガレイ	3	3	0.015	0.012	3	0.010	0.008	0	
牛乳	5	5	0.009	0.005	5	0.003	0.002	0	

前掲「83農薬」より。

然イナダの一・七倍、ブリ(成魚)はハマチ(幼魚)の二倍、内臓は白身の一〇倍といった分析もある。

このようにDDT、BHCなどの残留がまだ認められるものの、今日の問題としては、禁止された農薬の残留問題よりも、使用中の農薬の食品残留と、外国で使用される農薬の輸入食糧への高濃度の残留問題(後述)とに移ってきている。マラチオン(マラソン)やフェニトロチオン(スミチオン)、TPN(ダコニール)、EPN、CNP、プロチオホス(トクチオン)、クロルピリホス(ターズバン、レルダン)、チオファネート(トップジン)、ベノミル(ベンレート)、PCNB(ベンタゲン)など、いずれも残留の多い農薬である。

有機リン系殺虫剤のマラソンやスミチオンの検出例はかなり多い。とくに輸入小麦を原料とした小麦製品から高率で検出されている。いずれも「低毒性農薬」として世界中で広く使われているが、視力低下、視野狭窄などが指摘され、変異原性の特殊毒性がある農薬である。

たとえば、宮城県衛生研究所の検査事例(七七〜七九年)では、小麦粉、うどん(生)、そば、スバゲティ、カステラ、食パン、ビスケットなどからマラソンやスミチオンが検出されている(表16)。

表 16 小麦加工食品中の有機りん系農薬(1981年)

(ppm)

	検体数	マラソン			スミチオン		
		検出数	最大値	平均値	検出数	最大値	平均値
小麦粉	13		0.162	0.040		0.153	0.049
うどん団	5	5	0.012	0.006	5	0.021	0.016
そば	5	4	0.008	0.005	3	0.024	0.007
スバゲティ	5	4	0.006	0.001	2	0.002	0.000
カステラ	5	5	0.059	0.034	1	0.059	0.012
食パン	5	5	0.008	0.005	2	0.005	0.001
ビスケット	5	5	0.780	0.238	0		nd

小麦粉の一部でダイアジノン0.004ppm以下。

前掲「83農薬」より。

表 17 有機りん系農薬の1日摂取量

	年度	マラソン µg/day	スミチオン µg/day
トータルビスケット法による	1977	1.42	1.19
	1978	8.82	2.77
	1979	3.82	5.77
パン 100g うどん 250g ビスケット 50g	1982	8.40	6.65
1日摂取許容量 体重: 20kg		400	100

前掲「83農薬」より。

さらに佐藤・中南両氏の分析結果（八二年）を加えて、その残留濃度から一日当たりの平均的な摂取量をそれぞれ推定すると、表17のように、八二年、マラソンハ・四〇μg、スミチオン六・六五μgとなる。なお、児童体重二〇キロとした一日許容摂取量は、同四〇〇μg、一〇〇μgである。

＊野菜類の食品残留

次に、野菜の残留事例を二、三挙げておこう。

東京都衛生研究所の事例（八〇年）では、殺菌剤のTPN（ダコニール、ダコグレン、ダコソイルなど）の残留について、キュウリ二三検体中一一検体から平均〇・一四（最高一・八）ppm、トマト二三検体中一四検体から平均〇・一〇（最大〇・五）ppm、ナス一六検体中三検体から平均〇・〇三（最大〇・二）ppmを検出している。同じ検体の分析で、殺菌剤のEPNなども若干検出されているが基準（〇・一ppm）内である。TPNは食品衛生法の残留基準がなく、環境庁告示の残留許容基準（登録保留基準）では一・〇ppmである。TPNは殺菌剤として多量に使われているが、発ガン性があるなど問題の多い農薬である。

前述のように、チオファネート（トップジン）とベノミル（ベンレート）は変異原性・催奇形性、PCNB（ペンタゲン）は発ガン性・催奇形性、CNPは発ガン性・催奇形性・変異原性が指摘されているが、いずれも食品中からの検出例は少なくない。

表 18 市販野菜中の残留農薬(1981年)

平均値(最高値、最低値)、単位:ppm

種 類	地 域	プロチオネクス (パラチオン)	CYP (シユトラネド)	アロルピリクス (ターズバ)	ジメチルピリンクス (ラツガー)	残留を認めなかった 農薬
キ+ベツ	*A	0.2 (0.1, 0)	1.2 (1.0, 0.8)	0	500(1120, 290)	サリチオン
	B	0.2 (0.1, 0.0)	1.2 (1.2, 1.0)	0	0	ダイアジノン
	C	0.2 (0.1, 0)	0.2 (0.1, 0)	0	0	エチルチオメチン
	D	12.1 (2.1, 2.0)	1.2 (1.1, 0.0)	100 (60.0, 30.0)	0	アロルピリクスメチル
	E	16.4 (11.4, 8.0)	0.4 (0.4, 0)	0	0	CYAP
白 菜	A	11.0 (11.6, 9.0)	4.1 (3.1, 2.9)	0	0	MPP
	C	0.2 (0.1, 0)	20.2 (61.4, 20.0)	0	0	アラソソ
	F	0.2 (0.1, 0.0)	5.2 (11.9, 2.0)	0	0	MEP MPCP EPN
レタス	C	0.2 (0.1, 0)	0 (0, 0)	0	0	
	G	0.2 (1.1, 0.0)	0.2 (2.1, 0)	0	0	
	H	0.2 (0.1, 0)	1.1 (4.1, 1.0)	0	0	
	I	0 (0, 0)	70.1 (100.1, 41.0)	0	0	
	J	2.2 (0.1, 2.0)	20.1 (61.1, 19.0)	0	0	
*K	20.0 (10.1, 20.0)	16.1 (11.1, 8.1)	210.1 (310.1, 110.0)	0	0	
トマト	C・M・L	0	0	0	0	
菜	N・O・P・Q	0	0	0	0	

*は出荷1週間前の検体、
最低「食品汚染」より。

表18は、前掲「食品汚染」所収の、市販の春もの野菜の農薬残留量調査（八一年）の一部（秋野菜については省略）を示したものである。十数種類の農薬について調べた結果、プロチオホス（トクチオン）、CYP（シユアサイド）、クロルピリホス（ターズバン、レルダン）が確認された。残留が認められた野菜はキャベツ、白菜、レタスがおもであった。検体購入地域は、春野菜としてのキャベツ五、白菜三、レタス六地域（比較のため、うち二地域分は出荷一週間前のもの）である。なお、トクチオンは残留基準がなく、シユアサイドの残留基準は野菜類には〇・〇五ppm（五〇ppb）であるが、いまは登録されていない。クロルピリホスはニホンナシに〇・五ppmの残留基準があるだけで野菜などにはなく、ランガードも残留基準がない。

かなり高濃度のもものが少なくないが、とくに収穫一週間前の検体の汚染がきわめて高いことから、食品残留の多寡は、散布後収穫までの日数に左右されることが大きいとみられる。トクチオン、シユアサイドの使用は、使用安全基準によれば、野菜では大部分収穫三〇日前までである。トクチオン、シユアサイドを散布し、その減少の変化を時間を追って調べたテストでは、残留許容ガイドラインに達するには三週間から三〇日かかることが実証されている。使用安全基準を守ること、残留濃度をかなり引き下げることが可能となるはずである。

基本的には、安全性よりも外見を重視する集荷や市場のあり方が、安全使用基準を無視した出荷直前の農薬散布をまねき、生産者側も、採算面から市場対応の出荷に迫られ、必要安全経過日数に満たないうちに出荷する場合が少なくないものと思われる。安全使用基準を守ることが、国

民の健康を守るために是非とも必要である。生産者は消費者を念頭に、自分が食べないものではなく、自分たち家族が食べるものを出荷して欲しいし、そのためには、とりわけ顔の見える流通、産直や多様な地場流通の開拓が大きな意味をもつはずである。

(1) (2) (3) 前掲「食品汚染」。

(4) 前掲「83農業」。

(5) 前掲「食品汚染」。

(6) (7) (8) (9) (10) 前掲「83農業」。

(11) (12) 前掲「食品汚染」。

3 輸入食品の農業残留事例と問題点

* 日本で禁止された農業の残留

DDT、BHC、ディルドリン、パラチオンなど、日本で使用禁止になった農業が外国ではまだ使われている。それらの農業の輸入食品への残留は、国産品よりも一桁ないし二桁高いものとなっている。

オーストラリア・アメリカ産牛肉の有機塩素系農業汚染については、後に述べるが、中国産の

ウサギ(〇・二六ppm)、スズメ(二・二九ppm)などからもDDTが検出されている。

BHCが、輸入大豆から残留基準内とはいえ、国産の八倍以上の〇・〇五ppm検出され、また、中国産玄ソバから国産品の三〇倍の高濃度(〇・〇三三ppm、基準内)で検出され、さらに、高麗ニンジンから〇・五三ppm検出されている。BHCのニンジンへの残留基準はないが、他の食品への基準はすべて〇・二ppmである。

開発途上国で使用される殺虫剤の半分は、持続性がつよく特殊毒性をもった有機塩素系農薬であるといわれるが、途上国に限らず、アメリカ、オーストラリアでは現に使用している。パラチオンも同様である。アメリカからも帰った「輸出用」の米の農薬残留については、前述のとおりである。

＊輸入小麦に高濃度の有機リン系殺虫剤

前述のように、ビスケット・カステラ・パン・うどんなど、小麦を原料とする食品には馬拉ソンやスミチオンが高濃度にふくまれていることが多い。これが全国的な傾向であることは七八年頃から明らかにされていたが、八〇年には、国立衛生試験所が、初めて原料の輸入小麦や小麦粉から馬拉ソン(最高〇・三〇ppm)やスミチオン(同〇・二七ppm)を検出した。

各地で分析がすすめられたが、八二年、愛知県衛生試験所は、馬拉ソンがアメリカ産小麦(玄麦)に最大四・六ppm、オーストラリア産に同三・六ppm、スミチオンがオーストラリア産

小麦に同六・五ppmの高濃度でふくまれていることを明らかにした。国立衛試の一五と二四倍の濃度である。カナダ産および国内産小麦では、馬拉ソン、スミオスチンとも最大値は〇・〇五ppmで、残留濃度は他の輸入小麦の百分の一程度であった。

食品衛生法による残留基準で、小麦にたいして基準を定めている農薬は、BHC、DDT、エンドリン、ディルドリン、バラチオン、および臭素だけであって、馬拉ソン、スミチオンとも残留基準は決められていない。類似の食品ということで、かりに米についての残留基準（馬拉ソン〇・一ppm、スミチオン〇・二ppm）と比較すると、輸入小麦の汚染は、馬拉ソンで残留基準の六四倍、スミチオンで二三倍ということになる。

アメリカの残留基準は馬拉ソンが八ppm、スミチオンが三〇ppmであって、基準自体、日本にくらべて馬拉ソンで八〇倍、スミチオンで一五〇倍の差がある。これは、後に述べるポストハーベストによる輸出入の保存・害虫発生防止のための基準であるからである。食品衛生法の残留基準は農薬取締法にもとづいて決められる安全使用基準を前提に決められているために、国内の安全使用基準と異なった方法で使われる農薬にたいしては残留基準がなく、これほど高濃度の馬拉ソンやスミチオンが残留していても、輸入はフリーパスである。

＊多い臭素含有量

小麦以外の多くの輸入農産物については、積み込み前ないし航海中、さらに着港後に、一般に

臭化メチル（メチルプロマイド）による燻蒸がおこなわれる。（農産物輸入に必然的に伴う検査燻蒸の問題は、E D B問題をふくめて、それ自体、食品の安全性の面から重要な課題となっているが、本稿では省略する。）

これらの消毒・燻蒸には、食品衛生法で定めた化学物質にはふくまれない指定外農薬も使われ、劇物・毒物の使用も多いが、大部分は臭化メチルを使用している。臭化メチルはつよい一般毒性のほかに関与性が指摘されているが、大半は飛散したり分解したりしてそのまま残留することはないとみられていた。分解後、その残骸が臭素となって残留する。とくに輸入豆類や香辛料では臭素の含有率が高いが、輸入農産物のほとんどから臭素が検出されている。

東京都衛研は、アメリカ大豆から最大二六ppm、平均一四ppm（国内産は最大一ppm）、中国産小豆から最大一二三ppm、平均四一ppmを検出している。八〇年当時には輸入小麦二二検体全部から最大二四ppm、平均一一ppm検出したが、最近では検出されていない。これは、八四年、アメリカ環境保護庁が、臭化メチルに発ガン性があり、残留性も予想外に高いという分解性への疑問のために、「こっそりと八五年から小麦への使用を禁止している」とためとみられる。

臭素そのものは、直接危険というものではないが、農産物のなかでどのようなかたちで存在し成分がどのように変化していくのか、人体にどのような影響を与えるのかなど、まだ、よくわかっていない。しかし、いまのような大幅な輸入依存のもとで、臭素汚染の輸入食品を摂取しつづ

ければ、総量としての臭素の摂りすぎで、FAO・WHOの残留許容値（50ppm）から推定される一日許容摂取量（ADI）体重一キロ当たり一噸を超える危険性は高い。とくに食べ盛りの子どもの場合その可能性は大きい。臭素の残留基準は小麦について50ppmと決められているだけで、他の食品についての残留基準はない。

八五年に七八年度米の臭素汚染が新聞・テレビをにぎわした。その際には、すでに汚染米の一部が出回った後ではあったが、臭素の暫定許容量を小麦並みに50ppmと決め、それ以上は焼酎原料に、さらに110ppm以上は家畜飼料に回した。これは、韓国からの米の緊急輸入とともに、まだ記憶に新しいところである。

＊アメリカ産ジャガイモに多量の除草剤

八三年、アメリカ産ジャガイモに残留許容量の四〇倍の多量の除草剤がふくまれていることが判明した。ファミリーストラン、ハンバーガーショップなどの外食産業で使われるポテトは大部分がアメリカ産で、家庭用でも利用の割合が増えてきている。そのジャガイモに発ガン性の除草剤が大量にふくまれていたのである。

『日本農業新聞』は、「国際食品展」でのアメリカ産ポテト製品と都内高級スーパーでのアメリカ産フレンチフライポテト一〇検体を、日本食品分析センターに依頼して除草剤IPC（クロロプロファム）の残留分析をおこなった。その結果、一〇検体中五検体からIPCを検出した。皮

つきジャガイモの残留度が高くポテトシエルで一・九九ppm、ホールポテト一・一〇ppmであった。

これを受けて、厚生省も国立衛生試験所で検査したが、皮なしジャガイモ一検体というお粗末なもので、検出値は〇・二ppmであった。東京都衛生局の検査では、アメリカ産ジャガイモ三検体中二検体から最高四・六ppmのIPCが検出されている。

IPCは、マウスでの皮膚ガンが報告されるなど発ガン性が指摘されているカーバメイト系除草剤で、日本でもクロロIPCとして登録されているが、食品衛生法による残留基準はなく、環境庁告示の基準で〇・〇五ppmである。検出された濃度は、この基準の四〇～九〇倍に当たる。アメリカでは、収穫後のジャガイモの保存のために、発芽防止剤としてIPCが広く使われている。高濃度で検出されたのはそのためで、検出されなかったのは、おそらく春作の新ジャガイモを加工したものであったためであろう。IPCのポストハーベットの残留基準は五〇ppmであって、日本の一千倍である。この差は、前述のように、ポストハーベットの残留基準が保存・貯蔵のための基準であるのに対し、日本の残留基準は食品としての基準であることによる。

日本では農薬使用は原則として収穫までであって、収穫後の農薬使用は穀類など一部を除いて、そもそも発想のうちなかったといっている。現実におこなわれている輸入品の着港倉庫での燻蒸も、法制上は根拠の不明な取り扱いになっている。

*ポストハーベスト規制の立ちおくれ

このように、アメリカでは、とくに輸出入を中心に、収穫後の農作物の保存のために農業・食品添加物などの合成化学物質の使用が認められている。現在、ポストハーベストの薬剤は五八種類あるが、そのうち、日本で天然物あるいは化学的合成品の食品添加物とされているものは一五種類である。残り四三品目が、日本の農業に該当する農薬であるが、日本で残留基準が設定されているものは、暫定をふくめて四種類だけである。しかも、行政はEDB（二臭化エチレン）を除く四二品目にはまったく対応していない。加えて、アメリカのポストハーベストの残留許容値は、前述のように日本よりも大幅に甘い。

また、ポストハーベスト五八種類中、日本でも収穫後の使用が認められているものは七種類にすぎない。したがって、ポストハーベスト農薬が高濃度に残留した輸入食品の大部分は、日本の検査対象にはなっていないし検査もしていない。検出方法すら明らかになっていないものも少なくない現状である。

しかし、食品衛生法の本来の趣旨を尊重すれば、これらはすべて、同法違反となるはずである。食品衛生法第四条では、製造・販売・輸入・使用などをしてはならない食品または添加物として、人の健康を損なうおそれのある腐敗・変敗食品、病原微生物汚染食品、不潔・異物混入食品など四項目を掲げているが、その一項目に、「有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いのあるもの。但し、人の健康を害する虞がない場合として厚生大臣が定める

場合においては、この限りでない」が挙げられている。

さらに、第六条で、「人の健康を害する虞がない場合として、厚生大臣が食品衛生調査会の意見を聞いて定める場合を除いては、食品の添加物として用いることを目的とする化学的合成品並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない」と定めている。

そして、第七条では、厚生大臣は、食品もしくは添加物について、製造・使用・保存等の基準と、販売に当たつての成分の規格とを定め、その基準や規格に合わない食品または添加物を製造・輸入・販売など、してはならない旨を定めている。

要するに、同法の「基準や規格に合わない食品または添加物」には、飲食物（食品）にふくまれる有害毒物質として、農薬という言葉の明示はないが、農薬取締法という農薬もふくまれている。化学的合成品としての残留農薬ないし添加物をふくむ食品は、厚生大臣の定める基準・規格に適合しない限り、販売・輸入等をしてはならないというものである。

使用基準・残留基準のない天然有害物をふくむ食品や、残留基準の定められていない農薬残留食品、とくに輸入食品の大半は、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする」食品衛生法を厳密に適用すれば、すべて同法違反で取り締まりの対象になるはずである。

しかし、農薬にたいしては、前述のように厚生省はごく限られた残留基準を設定した以外、



「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」ことをサポータージュしている。厚生省もポストハーベスタの基準づくりにとりくみはじめたようだが、アメリカの圧力に屈して国民の健康と引き換えに、食品残留基準をアメリカのポストハーベスタ基準なみに緩めるようなことは絶対避けてほしいものである。

(補注) アメリカのポストハーベスト農薬

①日本で天然物・食品添加物とされているもの
 エチレン、窒素、燃焼生成ガス、ピペロニルブトキサイド、OPP、ダイフェニール、デヒドロ酢酸ナトリウム、TBZ、アンモニア、二酸化イオウ、プロピオン酸ナトリウム、ケイソウ土、プロピオン酸、酢酸、二酸化炭素。

②日本で登録されていない農薬

メトキシクロール、シアン化カルシウム、ダイメチルホスホロジオエート、テトラロドエチレン、エトキシキン、ダイフェニルアミン、クロロ

スルファミン酸、テトラクロロニトロベンゼン、ブチルアミン、リン化マグネシウム、イマザリル、二硫化炭素、四塩化炭素、EDC、クロロフォルム、塩化メチレン、トリクロロエタン、イソ酪酸、アセトアルデヒド、二酢酸ナトリウム、HT（微生物農薬）。

③日本で登録されているが食品衛生法による残留基準のない農薬

アレスリン、チウラム、銅（塩基性皮酸銅）、2・4・D、マシ油、IPC、ホウ酸（ホウ素）、ベノミル、チオファネートメチル、クロルピクリン、フォルムアルデヒド、BT（微生物農薬）、CNA、*ピレトリン、青酸、酸化エチレン、DDVP、リン化アルミニウム。（*印以下は日本で収穫後使用できる農薬）

④日本で登録されており残留基準もある農薬

臭化メチル、EDB（暫定）、（この二つは日本で収穫後使用できる農薬）

キャプタン、マラソン。（この二つは日本で収穫後使用することができない農薬）

＊輸入レモンから発ガン性カビ防止剤と枯葉剤

七五年、輸入レモンから、農薬ないし食品添加物として許可されていないOPP（オルトフェニルフェノール）とTBZ（チアベンダゾール）が検出され、当時まだ食品安全行政に比較的主張もとりこんでいた厚生省の指示で、汚染レモンが大量廃棄されるといふ事件があった。いずれもアメリカではポストハーベスト農薬として認められているが、OPPは一般毒性がつよく、変異原性を示し、また細胞毒性、胎児にたいする影響もきわめてつよく、一部では発ガン疑惑物

質であることも確認されていた。

この輸入禁止・廃棄を契機にアメリカ側の圧力がつよまり、アメリカは「OPPを許可しないのなら小麦の安定供給に支障が出るかも知れない」などと強引に要求し、日本政府はそれに屈伏して、七七、七八年にOPPとTBZを食品添加物として承認した。同志社大・西岡氏がOPPの変異原性を確認した時期であった。政府は、国民の健康を犠牲に、アメリカ・アグリビジネスと輸入業者の利益を保障する道を選んだ。

かつて健康上危険であるとして廃棄されたものが、大手を振って輸入されるようになって間もない八〇年、東京都立衛生研究所は、輸入柑橘類に残留するOPPに発ガン性が、TBZに催奇形性があることをそれぞれ確認した。これらは混合使用が多いとみられる（七九年の東京都消費者センターの調査では八九％が複数使用であった）が、混合使用による相乗毒性や反応毒性についてはなにもわかっていない。

つづいて八三年、国立衛生試験所は輸入レモン一三検体すべてから除草剤2・4・Dを〇・〇一〇・二一ppm検出した。2・4・Dはヴェトナムの枯葉剤に混合された農薬で、ダイオキシン(PCDD)をふくみ、発ガン性・遺伝毒性・催奇形性が問題になっている農薬である。2・4・Dは日本でも水田除草剤として登録されていて、残留基準はないが環境庁告示基準は米について〇・二ppmである。アメリカでは収穫前に広く多種類の作物に使用しているだけでなく、ポストハーベストの殺菌剤として使用を認めている。

* 輸入柑橘類に発ガン物質EDB

輸入果物の消毒煙蒸には臭化メチルだけでなく、同じ臭素系農薬EDB（二臭化エチレン、エチレンジプロマイド）や青酸が使われている。なかでもEDBは問題の多い農薬である。

八一年、カリフォルニアで地中海ミバエが大発生した。レモン、オレンジ、グレープフルーツなど柑橘類に産みつけられている地中海ミバエの卵を殺すために発ガン性農薬のEDBが使われた。とうぜん、輸入柑橘類への残留が予想され、輸入禁止を求める世論も高まった。

EDBはアメリカでは果実や穀物の煙蒸をはじめ土壤煙蒸用に広く使われていたが、七四年以来発ガン性が問題になり、環境保護庁が各種の発ガン性や遺伝毒性を確認している農薬である。七〇年頃からの輸入農産物、とくにフロリダ産柑橘類やハワイ産パイアに使われていたし、日本でもネマブロン、ネマトロンなどの商品名で、土壤煙蒸に使われたほか、沖縄、奄美、小笠原でとれる柑橘、メロンなどに使用されていた。輸入柑橘類のEDB残留にたいして、世論に押された厚生省は、カリフォルニア州の労働環境基準値〇・一三ppmを、便宜的にそのまま新たにEDBの残留基準値として設定しただけであった。

八三年には、カリフォルニアで（次いでハワイ、フロリダで）EDBによる地下水汚染が明らかにになり、環境保護庁は土壤煙蒸剤としての使用を禁止した。翌八四年には、輸出用を除いた生鮮果実への使用を禁止するとともに、植物検疫煙蒸、貯蔵穀物煙蒸や穀物加工機械への使用など、EDBの全面禁止の方針を打ち出した。輸出用についても廃止の方針だが、当面、相手国の基準

三. 農業残留と輸入食糧の危険性

に合わずとした。

同時に、既使用分の残留基準については、原料穀物〇・九ppm、半製品〇・一五ppm、ケーキ・パンなどの最終製品〇・〇三ppmのガイドラインを設定した。すでにカリフォルニアでは〇・〇〇一ppm以上の食品の販売を禁止していたために、基準は甘すぎるといふ批判が続出し、穀物はアメリカ国内で売れにくくなった。その直後アメリカから輸入した小麦を調べたところ、一〇検体中九検体から最大〇・一四ppmのEDBが検出されている。アメリカでは危険で売れないものが、ガイドラインを高めることで悠々と「基準内」で日本に回されたことになる。

また、八四年、厚生省の検査で、ポップコーン用トウモロコシ七検体中五検体からEDB〇・二一・七ppmの異常に高い残留が認められ、〇・四ppm以上検出された三検体をポップコーンにしたところ、四分の一から六分の一に減っただけで、かなりの高濃度で残留したが、何故かそのデータは公表されず、トウモロコシは回収されずに市場に回されたことが後で判明した。

アメリカの「廃品処理」を引き受け終わった八五年になって、厚生省はようやく小麦への残留基準を、輸入時に〇・一ppm以下、小麦粉などの中間製品は〇・〇一ppm以下、最終製品はND（検出されてはならない）とした。一方、国内での農薬としての使用は八六年以降禁止されたが、輸出国の煙蒸を求めたり、煙蒸を条件に輸入を許可したりしていたために、輸入農産物への残留が心配されていた。

八七年になって、農水省は柑橘類の現地EDB煙蒸を事実上認めないこととし、厚生省もそれ

にならって規制を強化した。なお、フロリダでは、八七年暮以後、EDBを使用していないという。

問題が指摘されて一〇年、少なくとも、国民を不安に巻き込んでからでも六年が経過している。行政の対応が遅れているあいだ、私たちは危険なものを食べつづけてきたことになる。EDBに關してはようやく決着がついたが、食品安全行政の立ち遅れと、対応の不備・後退の繰り返しはきびしい反省を要するところである。

* 輸入牛肉に発ガン性農薬やホルモン剤・抗生物質

アメリカやオーストラリアでは、飼料穀物や牧草成育のために日本で禁止されている農薬がかなり使われている。使用された農薬が飼料に残留し、それを食べた家畜の体内に残留・蓄積している危険性がかなり高いと推測されるのである。

八七年八月、オーストラリアから輸入された牛肉の一部が、農薬汚染のため廃棄されたことはまだ記憶に新しい。検出された農薬は、毒性がつよく発ガン性があるうえ土壌汚染を引き起こすために、七一年以来使用禁止になっている有機塩素系農薬ディルドリン（ほか二種）であって、最高一・二六ppmが検出された。食品衛生法によるディルドリンの残留基準は、大部分の食品については「ND」（検出されてはならない）で、一部の野菜類については〇・〇二ppm以下である。検出された濃度は、日本の野菜基準（牛肉にたいする基準はない）を大きく上回るうえ、

WHO・FAOの許容基準(〇・二ppm)の六倍を越えている。

一〇月には、オーストラリア産牛肉から有機磷系殺虫剤クロルピリホス二・二ppmが検出されている。日本での梨など一部果実への残留基準(牛肉基準なし)は〇・五ppmである。

しかし、輸入に当たって残留農薬が摘発され、処分されるのは氷山の一角にすぎない。膨大な輸入農産物のうち、税関での行政検査の対象は四％程度にすぎない。人も金も設備も問題にならないほど手薄である。基本的には八五年の「アクション・プログラム」による基準緩和の流れのなかで、輸入チェックがほとんどできないまま、消費者の口に入っているのが現状である。さらに、上述の事例がそうであったように、多くの場合、外国で問題が発覚し、それを受けてようやく日本で追認するのが通例である。また、かりに人体に危険な農業残留がわかって、取り締まるべき基準がないものが多い。上述のディルドリンも、同時に検出されたDDTもヘプタクロールも、さらにクロルピリホスも、いずれも牛肉に関する残留基準はなく、事件発覚後によりやく暫定基準が設けられた始末である。

アメリカでは、日本で禁止されて久しい猛毒のバラチオン(ホリドール)や、その一〇倍の毒性をもつといわれるアルディカーブ(テミク)が、いままなお広範に使用されており、ダイオキシンをふくむ2・4-Dも、限定つきではあるが使用されている。これらの農業の残留の危険性は高いといわねばならない。八三年三月、「ニューヨーク・タイムズ」は、FDA(アメリカ食品・医薬品局)などの報告をもとに、「アメリカ産食肉には、五〇〇〜六〇〇種類もの化学物質

が、許容量以上に残留している可能性がある。そのうち、四二種類に発ガン性、二〇種類に催奇形性、六種類に突然変異を引き起こす疑いがある」と報じている。

加えて、飼料への抗生物質やホルモン剤や添加物の使用も少なくないと思われる。同じく、「ニューヨーク・タイムズ」は、八七年二月、CDC（アメリカ厚生省疾病予防センター）の研究チームが、ロスアンゼルスで起きたハンバーガー食中毒事件の追跡調査の結果にもとづいて、「食用家畜の飼料に配合されている大量の抗生物質が原因で、抗生物質が効かない恐ろしい耐性サルモネラ菌がはびこり、これに汚染された肉を食べた人間に、治療の困難な腸疾患が発生している」と発表した旨を報じている。

現在、ECは、アメリカのホルモン剤入り牛肉を、発ガン性のおそれがあるとして輸入禁止措置をとっており、アメリカはそれを非関税障壁であるとして非難し、両者ははげしく対立している。アメリカでは、七九年まで使用していた成長ホルモン（DES）が、若い女性の腺ガンや男性の乳ガンを多発させたとして禁止され、以後、別の女性ホルモン剤が使われているが、そのホルモン剤残留牛肉も、ブエルトリコを中心に多発した子どもの性的異常発育の原因ではないかと指摘されている。

こうした危険な抗生物質やホルモン剤などの輸入牛肉への残留基準は、日本には存在しない。アメリカは、ECで閉め出された牛肉の輸出先を、フリーパスの日本に向けようとしている。

*日本で使われたことのない農薬の残留

七五年の輸入レモンのOPPやTBZの例のように、国内では認められていない農薬を使用した農産物が輸入され、その残留が確認された事例は少なくない。しかし、前述のように食品衛生法による残留基準は国内で使用される農薬の一部に限られている。しかも、国内の安全使用基準を前提に定められているため、国内で使用されたことのない農薬の残留についてはまったく基準がなく、たとえ発見されたとしてもフリーパスである。処置のしようのないものを検査しても仕方がないし、その余裕もないということで、通関後、市場に出回った後で検出される例が大部分である。

残留性や浸透性が高い有機リン系殺虫剤エトプロップが、いくつかのアメリカ産品から発見されたり、フィリピン産バナナから猛毒のアルディカーブ（テミク）やモキヤップが検出されたりしているが、検査の実情や体制からみて、氷山の一角にすぎないことは容易に想像される。

とくに、アメリカのポストハーベスト五八種中、日本では登録されていない農薬が二一種類ある。前述のように、五八種から食品添加物等一五種を除いた四三種中で、日本で残留基準のあるものは四種にすぎない。三九種の農薬については法的に処置し得る残留基準がなく、環境庁告示基準をふくめても、なお三三種類の農薬には対応できない実情である。アメリカ産ジャガイモからどれだけ発ガン性のIPCがでてきても、黙って食べるより仕方がないというのが、いまの法や行政の実情である。

* 弱体な輸入食品の検査・監視体制

輸入農産物の監視体制は内容的に二つに分かれる。一つは有害動植物の国内侵入防止を目的とした検査監視であり、検査燻蒸などはこれに属し、農水省の管轄で、比較的陣容・体制ともに整っている。もう一つが食品衛生監視（農水省検査通過後の食品の衛生検査）であり、厚生省の管轄下にある。

食品輸入手続きとして、輸入者は食品衛生法にもとづいて食品等輸入届を、全国二一カ所の検査所窓口に出す（八八年実績六五万五八〇六件、二一九二万五千トン）。書類審査で、検査を必要とするもの（同前、以下同じ、二〇％）と検査を必要としないもの（八〇％）に分けられる。検査を必要としないものは税関・通関を経て搬出される。検査を必要とするものは、さらに衛生監視員による行政検査（輸入全体の三・七％、二万四二六五件）と輸入業者の自主検査（八・九％、五万八六二八件）、および外国公的機関検査済（三・六％）と継続輸入（四・八％）とに分けられる。検査の結果、合格・不合格が判定され、不合格品（〇・二％、一千件）には、廃棄、積み戻し、加工選別、あるいは食用以外への転用のいずれかの措置がとられる。

輸入件数は六五年以降増加の一途をたどり、八三年三三万五千件、八四年三六万四千件、八五年三十八万五千件、八六年四十七万七千件、八七年五十五万一千件、八八年六十五万六千件と激増している。七五年まで増加していた行政検査率は、それ以後低下し、不合格率も七〇年以降急激に低下している。これは、輸入品の食品衛生上の品質が向上したためではなく、検査能力が輸入増大に

追いつかないことの反映であろう。中曽根新行革審・アクションプログラムの検査の簡略化・基準の緩和政策のなかで、予算も削られ、人もないという状況がつけられたためである。

八八年の食品衛生監視員数は七八名（八四年六七名）で、前述の実績では、一人当たり年間八四〇八件、二八万トンを検査したこととなる。とくにコンテナ輸送が主流になっているなかで、満足な検査などとうてい期待できないし、行政検査率・不合格率が低下するのともうぜんといえよう。人数は、世論に押されて八九年には八九名に増員されているが、それでもきわめて不十分といわねばならない。

行政検査と自主検査の重点のちがいを、検査項目別件数で比較すると、行政検査は「官能」と「表示」が中心で、自主検査は「化学」と「細菌」に集中している。残留農業などについての「化学」の行政検査件数は、自主検査の一〇分の一程度にすぎない。自主検査は、件数のうえで安全性確保に大きな役割を果たしていることになるが、実態は「抜き取りサンプリングの盲点」をついた「なんとも恐ろしい自主検査」であるという指摘もある。

こうして、輸入食品の残留農業規制はノーチェック状態に近い。残留農業に限らず、たとえば八五年の不凍液入りワインにしろ、八七年の農業汚染タバコや農業汚染牛肉にしろ、あって当たり前のことといえよう。そしてそれすらも、外国で問題になって初めて国内で検査するといった状態である。

(1) 簡便「気をつけよう輸入食品」。

- (2) 前掲『83農業』。
- (3) 前掲『気をつけよう輸入食品』。
- (4) 八三年五月二〇日付『日本農業新聞』。
- (5) 前掲『気をつけよう輸入食品』。
- (6) 八九年八月三日付『赤旗』。
- (7)(8) 前掲『気をつけよう輸入食品』。
- (9) 吉田勉『増補食品添加物』、芽ばえ社、一九八四年。
- (10) 西岡一『あなたの食卓の危険度——安全食事一〇方策——』、農山漁村文化協会、一九八五年。および前掲『気をつけよう輸入食品』。
- (11) 前掲『あなたの食卓の危険度』、前掲『気をつけよう輸入食品』。
- (12) 前掲『増補食品添加物』。
- (13) 前掲『83農業』ほか。
- (14)(15) 前掲『気をつけよう輸入食品』。
- (16) 八七年五月一二日付『毎日新聞』。
- (17) 八七年一月二九日付『日本経済新聞』夕刊。
- (18)(19) 小林節夫・塚平広志『まもれ日本の農業・食糧』、新日本出版社、一九八九年。
- (20) 前掲『83農業』。
- (21) 輸入衛生検査のしくみについては、港通労働組合・港通関係物流実体調査研究会『恐るべき輸入食品——健康と安全が危ない——』、合同出版、一九八六年。八八年実績数値等は『赤旗』八九年一〇月

一三日等による。

(22) 同前「恐るべき輸入食品」、および前掲「気をつけよう輸入食品」。

四 農薬規制の強化・充実の方向

1 農薬取締法およびその運用の改善

農薬の多投が政策主導のもとに展開した経過や、農薬・残留農薬の危険な影響についてはすでに述べたとおりである。しかし、農薬は危険だからといって、ただちに全面的に農薬使用を禁止すべきであるという主張は当たらない。一般的に言って、病虫害の発生しやすい自然条件のなかで一定の食糧供給を維持しなければならない農業生産の使命からいっても、生産をになう農家の収入の確保の面からいっても、現状では、節度ある必要最小限の農薬使用は是認せざるを得ない。今日の生産基盤や需給関係からみて農薬の全面使用禁止を排除できない以上、極力、使用を控え、とくに危険なものの使用を止め、比較的安全な農薬を安全なかたちで使う以外に方法はない。当面、環境と作物の状況にあった最低限必要な施用に留めることと、土づくりなどの病虫害の発生しにくい条件を拡大していくことが必要である。生産者の土づくりと低農薬・省農薬への努力

は、消費者の食生活の見直しの努力と相まって、やがては農薬使用の大幅削減につながる。すでに無農薬・有機農業を実現している多くの先進的な事例は、そのことを教えている。

なお、低農薬・省農薬という意味は上述のとおりであって、それを支える生産技術の開発が必要となる。昔間、まま聞かれるような、一〇回の農薬散布を九回にしたから省農薬で、他地域にくらべて散布が一回少ないから低農薬だというような、改革努力をともなわない現状追認の「低農薬・省農薬」であってはならないだろう。

ところで、農薬多投の現状では、普通に買えるものをする消費者個人としては、残留農薬を避けようにも限界があり、不十分な表示が義務づけられて選別の余地のある食品添加物の場合とちがって、極端に言えば防ぐ手だてはない。よく洗うくらいが精一杯である。たしかに表面に付着した程度の一部の農薬なら二〇～五〇%前後は除去できる（水洗でも合成洗剤洗浄でもほとんど差はない）。しかし、普通よく洗うといっても精々一〇～三〇秒以内で、二分はたいへんな仕事になる。地域にまじめに産直にとりくんでいる市民生協が消費者組織があれば、それに加入するのがいちばんである。しかし、生協の八割が産直をおこなっているとはいえず、一般的には産直へのとりくみや供給品目は限られている場合が多い。農産物を全面的に産直によって支えている生協はごく限られている現状である。

個人としてできることが極端に限られている現状では、安全な食品をとる消費者の願いを全面的に実現するには、行政や法の規制による以外に方法はないことになる。しかし、安全な食品

という点からみた法体系はきわめて不備であるといわざるをえない。以下、改善ないし充実すべき諸点について簡単に触れておきたい。¹⁾

まず、農業に関する管轄省庁がたて割りになってバラバラな点が問題である。農業の許認可・生産・使用に関しては農水省（農畜園芸局植物防疫課・農薬検査所）が当たり、強残留性・土壌汚染・水質汚濁・水中生物汚染にかかわる農薬の指定は政府が、その使用・登録保留は環境庁（水質保全局土壌農薬課）が管轄する。使用後の食品残留農薬問題については厚生省（環境衛生局食品化学課・薬務局安全課・同監視指導課）が当たり、環境残留については環境庁が当たっているが、実際の指導・監督や食品残留検査などはかなりの部分が都道府県に移管されている。一貫した対応を可能にするためには、農業に関する行政の一本化が必要である。

また、農薬取締法については、法そのものとその運用の改善が必要である。以下、その問題点を列挙しておく。

①農薬取締法は、農薬の登録・製造・輸入・販売の許認可がおもな目的となっていて、製造販売を認めた農薬の使用については規制がない。農薬安全使用基準が公表されているが、それは「農薬を使用するものが遵守することが望ましい基準」（第十二条の六）であって罰則もなく、現実には守られていない場合が多いとみられている。なお、農薬安全使用基準については、後述のような改善が必要である。

②農薬の販売・使用は、登録された農薬に限られる（第二条）はずであるが、それは国内で使

用されるものに限定され、「農業を輸出するために製造し、加工し、又は販売する場合には、この法律は、適用しない」(第十六条の三)ので、輸出用の農業製造は相手国の承認さえ得られればいっさい自由ということになる。毒性がたやすく残留性が高いために国内で禁止されている農薬が、外国、とくに発展途上に輸出され、それを使った農産物に残留して輸入される農薬ブーム現象は少なくない。国民の安全のためにも、地球規模での汚染防止と安全のためにも、未登録農薬や禁止農薬については、輸出や現地生産のきびしい規制が必要である。

また、いったん登録された農薬の危険性が明らかになって販売禁止になっても、「製造業者若しくは輸入業者又は販売業者は、当該農薬を防除業者その他の農業使用者から回収するように努めるものとする」(第九条四項)だけであって、その農薬の回収義務はない。販売された農薬のほとんどは、禁止にもかかわらずそのまま使いつづけられることになる。

③登録有効期間は三年(第五条)であるために、海外の研究機関などで毒性が問題になっても、再申請をしないことで自社製品の毒性は知られることなく自然消滅して、メーカーの責任が明らかにされることはない。

④登録申請に当たっては毒性試験データが添えられ、審査に当たっては検査官による検査がおこなわれるが、そのデータは公表されない。国民の健康にかかわるものであるだけに、広範な学問的検討のために公表すべきであろう。

⑤農薬登録の許認可・制限・変更・取り消しなどについては、「農業資材審議会」の意見を聞か

なければならない」(第十六条一(三)項) ことになっているが、農業資材審議会についての法的規定はない。

(1) 改善ないし充実すべき問題点については、主に開掲『83 農業』、よくわかる農業問題一問一答、

『農業問題と消費者運動』などの指摘を参照した。

2 農薬取締法の使用安全基準の見直し

登録された農薬の使用方法は、販売に当たってその容器(包装)に明記しなければならないことになっている(第七条)。そのうち、農水大臣が「農薬の安全かつ適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、農薬の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用するものが遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとする」(第十六条の六) ことになっている。これにもとづいて公表された基準が農薬安全使用基準である。農薬の使用にともなう被害・汚染などを防止するためには、必要な知識の普及、使用に関する情報の提供などの指導と援助を、農水省と都道府県がおこなうことになっている(第十二条の七)。

農薬の安全使用ということは、ほんらい、農薬使用者の安全を確保するとともに、残留・汚染問題をふくめた消費者・国民の安全を考慮した使用を意味するものでなければならない。しかし、

上の法文を角度を変えて読めば、農薬取締法では、安全使用は容器に書かれた使用方法と、自治体・農業団体などの普及指導活動で十分であり、とくに必要なものには遵守が望ましい基準を公表しているの、使用は安全におこなわれているということになるのであろうか。現実には、農薬ラベルの使用方も安全使用基準も、まず守られていないという指摘が多いようである。安全で適正な使用のためには、以下のような安全使用基準の見直しが必要であらう。

①すべての登録農薬に安全使用基準を設け、基準外使用を禁止する。基準は環境と作物の状況に適切に対応できるものであることが望ましく、基準外使用の禁止では、とくに収穫前日の厳守を徹底する必要があるし、散布に当たって適用作物以外の作物への飛散漂液のおそれのある場合の規制も必要である。

②収穫後の病虫害防除を目的とした農薬使用を禁止する。収穫後の薬効が高いことは、とうぜん、人体にたいする影響も大きいことを意味する。アメリカのポストハーベスト農薬の残留についても、食品衛生法による残留基準の新設は、国内安全使用基準レベルに準ずる残留基準を定めるべきである。

③安全性に疑いのある農薬については、収穫直前の使用を禁止すべきである。たとえばマラソンは、キュウリ、トマト、ナス、ピーマンで収穫前日まで、イチゴ、キャベツ、ハクサイ、セロリ、パセリ、レタスで収穫三日前までとなっているが、特殊毒性が疑われている以上、とうぜんに改められるべきであらう。

3 食品衛生法による農薬残留基準の改善・強化・充実

現在、成分別にみて約三五〇種の農薬が登録されているのに、食品衛生法にもとづいて残留基準が設定されているのは、二五種の農薬、五六種類の対象作物に限られている。しかも、二五種の農薬について五六作物のすべてについて決められているわけではなく、基準のあるのはその組み合わせの一部にだけである。

たとえば、米（玄米）について残留基準の設定されている農薬は、BHC、DDT、パラチオン、ディルドリン、エンドリン、EPN、馬拉チオン（馬拉ソ）、ダイアジノン、カルバリル、フェニトロチオン（スミチオン）、フェンチオン、フェントエートの一二種である。小麦については前述六種類について残留基準があるにすぎない。

食品衛生法による残留基準は、一部手直しはあるものの、食生活が急激に変化する六〇年頃より前の技術段階で、国内で普通に生産され、普通に使われる農薬と作物について、普通に食べることを前提にして設定したものであって、しかも対象範囲はごく一部に限られている。国内の安全使用基準（ないしは適正使用基準あるいはラベル表示の使用方法）によらない使用にもとづく残留については、現行残留基準ではまったく対応できない。輸入農産物の残留農薬、とくにポス

トハーベスト農薬の高濃度残留にもお手上げ状態である。基準のあるものについても、食品衛生法にもとづく残留実態検査は、実質的には、おこなわれていないに等しい状態である。

したがって、①すべての農薬について残留基準を設定する必要がある。三五〇種中二五種というのは常識的にみてもあまりに少なすぎる。環境庁告示の登録保留基準（一〇五種）を、かりに食品残留の限度を示す目安とみなしても、両者合わせて一三〇種類にすぎない。現実には、安全な使用方法が確実に守られているとはいえない状況のなかにありながら、消費者として安全を選ぶ道がほとんどない以上、すべての農薬について残留基準を定めて規制するほかには方法がない。

②国内の使用基準と異なった基準で使用される農薬には対応できないため、輸入食品の安全確保のための残留基準の新たな設定が必要である。前述のように、アメリカ産輸入小麦から、米の残留基準の六〇倍を超える馬拉ソンが検出されても、小麦にたいする馬拉ソンの残留基準がないためにフリーパスである。アメリカ産輸入ポテトから環境庁の登録保留基準の九〇倍のIPCが検出されても、ジャガイモにたいする残留基準はなく、手続き上はなんら問題にはならない。

アメリカのポストハーベストの残留基準は、輸出入の長期間の保存を目的に設定された基準で、日本の残留基準のように食品としての安全性を目的に設定されたものではない。アメリカのポストハーベストの残留基準では、馬拉ソンが日本の八〇倍、IPCは一千倍である。厚生省はポストハーベストの残留基準づくりにとりくむとしているが、かりに有効な基準がつけられたとしても、それは食品の残留基準ではない。したがって、輸入許可条件にはなるが食品としての出荷条

件にはならない。食品としては、あくまでも安全のための残留基準にもとづくものでなければならぬ。まして、食品残留基準をアメリカのポストハーベスト基準に近づけて国民の健康を犠牲にするようなことは、絶対にあつてはならない。

③食品衛生法による残留農薬の監視の実務は、都道府県の衛生部が担当している。しかし、一般的に地方自治体の検査体制はあまりにも貧弱である。もともとすんでいる府県の一つとみられる大阪府においても、年間に調べられる検体数は二〇〇に満たないという。同時に、分析結果は速やかに公表することが望ましく、「混乱をまねくおそれがある」などとして、厚生省が発表を差し控えさせるようなことがあつてはならない。また、大部分の輸入食品については、残留基準がなく規制もないために、食品衛生法にもとづく残留農薬の輸入衛生検査はおこなわれていない。監視体制の充実と強化が急務である。

表示もなく、外観から判断しようのない農薬汚染食品については、危険な輸入農産物を極力避ける以外に、個々の消費者としての対応は限られている。国内産品についても信頼関係に支えられた産直運動の拡大と、あとは法にもとづく規制以外に、安全な食品を確保する途はない。外庄の前に、後退につぐ後退をつづける食品安全行政を立ち直らせ、国民の健康と安全を守る行政の確立と、そのための制度的保障を求めていく世論形成が、いま、とくに大切であろう。

(1) 前掲『83農業』。

増補・補註

1 その後の「米自由化」の経緯（前編一の1に関連して）

周知のように、ガット・ウルグアイ・ラウンド（新ラウンド）での農業交渉は、一九九〇年末の期限までには各国の合意がみられず、延長戦に持ちこまれた。その後も九一年末の合意をめざして交渉が続けられているが、折衝の行き詰まりを、各国の、とりわけ日本の「政治的決断」によって打開しようとする危険な動きが強まってきている。「政治決着」を許さないためにも、国民的合意の拡大と運動のいっそうの強化が必要である。（経過については補註4参照）

2 三〇年の変貌、九〇年センサス（前編一の2に関連して）

一九九〇年センサスでは、定義・概念規定に大幅な変更が加えられた。従来、「農家」とは、経営耕地面積が東日本一〇アール以上、西日本五アール以上で、面積がそれ未満であっても年間農産物販売額が一定金額（八五年一〇万円）以上のもの（例外規定農家）としていたが、九〇年センサスでは、経営耕地面積の下限基準を全国一律一〇アールとし、例外規定農家の下限基準を一五万円とした。また、農家を、経営耕地面積三〇アール以上、または農産物販売額五〇万円以

上の「販売農家」と、それ未満の「自給的農家」とに区分し、さらに、「自家農業」に農作業受託を加えて「自営農業」という概念でとらえることにした。このため、統計の連続性が失われ、例えば、本文表1の当該項目の年次別数値を厳密には比較できないことになる。

しかし、表1の八五年農家数は、新規定に組み替えると四二二・九万戸（三・四％減）となり、うち、自給的農家九一・四万戸（二一・六％）、販売農家三三二・五万戸（七八・四％）となる。九〇年は自給的農家八六・四万戸（二二・五％）、販売農家二九七・一万戸（七七・五％）である。したがって、五年間の減少率は、総農家数で九・三％、自給的農家五・四％、販売農家一〇・四％で、かつてない高い数値を示している。同様に、表1の九〇年専業別農家比率は、新規定・販売農家の数値であるが、旧規定による五年間の変化（数値略）の増減率をみると、専業一〇・二％、一兼二八・六％、二兼三・七％の減少で、一兼の減少率の高さが際立っている。九〇年センサスは、他の数値も含めて、日本農業の劣悪・弱体化が、とくにこの五年間にドラスティックに進行し、日本農業の危機的状況がますます深刻になってきていることを示している。

3 米自由化の影響予測（前編二の10に関連して）

九〇年一〇月、アメリカ農務省は「世界の米市場——政府介入と多国間政策改革」と題する報告書のなかで、日本が自由化した場合、日本の米生産は半減するだろうとの見通しを述べ、四四％減と四八％減の二つの試算を示して、日本の稲作が壊滅的打撃を受けると予測している。

九〇年十一月、農水省は、全市町村で米生産が一律三〇%減少（ピアソン推計値）した場合、国内総生産と雇用にどのような影響がでるかを試算した。それによれば、国内総生産は四兆八九九〇億円減少するが、北陸、東北など米どころの減少率が平均を大きく上回っている。また、総生産が五%以上落ち込む市町村は一〇三二（全体の三三%）に達し、そのうち一〇%以上落ち込む市町村数は二八六（八・八%）にのぼり、米自由化が地域経済に深刻な打撃を与えることを示している。五兆円近い国内総生産の減少は一二三万人の雇用の減少を意味し、それは農業部門だけでなく製造からサービス部門にいたる全産業分野におよぶ、としている。

一月末、森島賢氏らの米政策研究会が「米自由化に関する影響試算について」の中間報告を発表した（その後、本報告が「コメ輸入自由化の影響予測」として富民協会から出版）。ここでは、稲作のコスト半減や規模拡大によって内外価格差を解消することは不可能であり、自由化で生き残れる米生産はほとんどないとしたうえで、さらに、ジャボニカ種の海外潜在供給力は高く、品質も自主流通米Bランクに相当し、しかも短期間に供給可能であるという認識のうえで、詳細な予測を試みている。それによれば、米自由化で、短期的には、輸入量は六三七万トン（消費量の六七%）、国内生産は壊滅状態に陥り生産量は三五六万トン（三三%）に低下、生産者価格低下も五割を越える。最終的には、日本の米生産量は一一七万トン（一二%）にまで落ち込む。国内経済への影響としては、一六三・一万人の雇用の減少（うち、農業九四万人、サービス業四五万人、製造業二二万人、建設業一万人）となり、生産額では一一兆四四億円の減少（うち、農

業二・七兆円、製造業四・六兆円、サービス業二・七兆円、建設業〇・八兆円」となる。

4 ウルグアイ・ラウンド農業交渉（前編一の1・3の5に関連して）

八九年一〇月、新ラウンドに対するアメリカの包括案が提示されたが、ケアンズグループは賛成、EC、日本などは受け入れ難いものと反発した。それにともなって、アメリカ側からの日本に対する圧力発言が続き、国内でも、自民党・公明党幹部らの自由化推進発言がくりかえされた。新ラウンドでは、九〇年七月段階でも、アメリカとECが対立し、日本も「食糧安保論、米は関税化の例外に」と主張して、合意の方向性すらだせない状態であった。そのため、一〇月までに「農業保護削減別リスト」の提出が要請され、秋には各国の包括案が提出された。

アメリカ案は、九一年から一〇年間で、国内保護は七五%削減、輸入障壁はすべて関税に換算して一〇年で関税相当量・関税率を七五%引き下げ、一年目には五〇%以下にする。輸入禁止の米などは初年度に国内消費量の三%を開放する。輸出補助は九〇%削減する、というものである。EC案は、八六年から一〇年間で、国内保護は三〇%削減し、輸入障壁については、現行の関税率の総体としての見直し（リバランスング）などを条件に関税化し、五年間で関税率を三〇%削減する。輸出補助金は存続する、としている。日本案は、八六年から一〇年間で、国内保護は三〇%削減、米は穀物全体として今後五・四%削減する。輸入障壁については関税化せず、基礎的食糧は自給を堅持し輸入制限ができる。すでに輸入しているものについては要求に応じて関

税を引き下げる。輸出補助金は段階的に削減し最終的には撤廃する、としている。

関税化・保護大幅削減を求めるアメリカと域内（国内）農業維持を政策基調として農業では譲歩しないとされるE.Cとの間での原則の対立が続き、ヘレストローム農業分科会議長の妥協試案がだされたりしたが、結局、合意に至らず、新ラウンド農業交渉は、「自由化反対・保護削減反対」を叫ぶ世界各国の農民・消費者四万人のデモ隊がブリュッセルの会場をとりまくるなかで、九〇年末の期限切れを迎えた。

九一年三月、年内合意をめざして農業交渉が再開された。五月の日米首脳会談でも自由化が求められ、新ラウンドの「成功」が合意された。前年末の、公明党の五％輸入の党議決定や、武藤通産相の自由化「失言」の流れのうえに、この首脳会談以後、海部首相の開放客認ともとれる発言に続いて、金丸・竹下氏ら自民党幹部、日経連・経団連・関経連各会長の「部分自由化」推進発言があいついだ。しかし六月、アメリカ政府の「三〇五％の輸入を認めても完全自由化（関税化）を約束しなければ承認できない」旨の通告で、国内の部分自由化論は急速に影をひそめた。

六月、ドンケル・ガット事務局長（農業交渉グループ議長）が各国で政治決断すべき事項を提示、さらに十一月、ようやく合意のたたき台としてのドンケル試案を提示した。国内補助、輸出補助については年度・期間・削減率はいずれも空欄となっているが、輸入障壁については「非関税措置を関税化する」と明記、事実上「例外なき関税化」がもたらされた。日本・カナダ・韓国などがただちに反対し、反対表明は一四カ国におよんでいる。ドンケル氏は、二月には議長裁

定案を示し、各国の政治決断を求めたいとしているが、農業交渉は九二年にもつれ込む情勢にある。

5 宅地並み課税・改正生産緑地法（前編四の2に関連して）

九一年三月、三大都市圏市街化区域内農地の長期営農継続農地制度が九一年度末で廃止されることが決まり、四月には生産緑地法の改正が決定して、市街化区域内農地は、生産緑地として保全すべき農地と宅地化すべき農地に区分・指定されることになった。保全すべき農地については、農地課税・相続税納税猶予免除制度が適用されるが、他の農地には九二年度から宅地並み課税が実施されることになる。保全すべき農地の指定要件は、一団の面積五アール以上、三〇年間の営農継続であって、農業従事者死亡の場合を除いて三〇年間買取申し出ができないというものである。しかも、この重大な選択、指定のための申請を、秋からの一回程度の説明会で一二月中に締切ろうとしている。都市農地が大幅に潰されようとしている。

6 自主流通米価格形成機構・米市場の開設（前編四の3に関連して）

九〇年八月に自主流通米価格形成機構が設置され、月一回（九一米穀年度は二カ月に一回）の入札取引が、東京一〇月・大阪一月から始まった。当面、年間取引量は前年産米の二〇%、値幅制限は指標価格のプラスマイナス五%（二回目から七%）など、一定の制限付きでおこなわ

れているが、銘柄・品質格差が拡大し、特定産地の特定銘柄以外の価格低下が目立っている。

7 国民の意向（前編五の1に関連して）

九一年二月、総理府調査（前年一〇月実施）の結果が発表された。全体としての傾向は前回とほとんど変わらないが、食糧自給派が二ポイント増えて七三・二％、輸入派は三ポイント減って一七％になっている。主婦連の連年の調査や地婦連の調査でも、自由化反対派が増加し、賛成派が減少・横ばいとなっている。議論がすすむほど自由化反対がふえるということであろう。

こうしたなかで、「コメ自由化容認へ傾斜」「一定量なら」「五七％」（読売）、「コメ輸入六五％が容認」（朝日）など、大新聞の調査結果の「見出し」の特異さが目立つ。マスコミ調査は、米自由化の賛否を問う設問を、従来の賛成・反対・分らないの三分類に「数量を限定して輸入を認める」を加え、さらに、まったく輸入しないのは国際社会で通用しないという設問の流れのなかで意見を聞いている。自由化が避けられないのならば「数量を限定して輸入」が多くなる。限定輸入「五七％」は、自由化を避け「輸入制限をすべきだ」と「分らない」層をかなり含んでいるといえよう。「見出し」や部分自由化誘導の異質性にもかかわらず、世論の実勢は、総理府調査などとそれほど大きな違いがないものとみてよいであろう。

8 輸入穀物の7割、野菜・果実の4割に残留農業（後編三の3に関連して）

九〇年八月、日本子孫基金の依頼を受けた横浜国大・日本食品分析センターが、アメリカ産レモン一二検体全部から除草剤2・4-D、一〇検体から殺菌剤イマザリルを検出、同じく、アメリカ産グレープフルーツ・オレンジ各五検体のうちグレープフルーツ四検体、オレンジ二検体からイマザリルを検出した。

九〇年一月、『日本農業新聞』(二八日)によれば、東京都立衛生研究所が、八八・八九年度、二年間の輸入農産物の残留農薬調査結果をまとめた。それによれば、生鮮野菜・果実・穀物など五六種二二六作物のうち四割から二四種の残留農薬が検出され、なかでも穀物の七割からポスト・ハーベスト農薬を検出した。原産国別の検出率ではアメリカ・アジアが高く、アメリカは検出農薬数でも一八種と最も多かった。

9 「ポスト・ハーベスト」に合わせた残留基準の設定(後編四の3に関連して)

九一年一二月、厚生省食品衛生調査会の残留農薬・毒性合同部会は、ポスト・ハーベスト農薬九種を含む三四農薬について新たな残留基準を発表した。小麦のマラソンは八ppm、ジャガイモのIPCは五〇ppmと、国内の一般的な基準値に比べてマラソンは八〇倍、IPCは一〇〇倍も緩やかで、アメリカのポスト・ハーベストの基準値をそのまま適用している。なかには、あまり使われていないものでアメリカの基準値よりもやや厳しいものもあるが、ジャガイモのピレトリンはアメリカの二〇倍も緩やかである。今回の設定値は、国民の健康をないがしろに、ポ

スト・ハーベスト農業で汚染された輸入農産物をそのまま通過させようとするものである。

☆著者紹介

山田 達夫 (やまだ たつお)

1929年新潟県生まれ。京都大学農学部農林経済学科・同大学院を経て、現在、大阪経済大学経済学部教授、日本経済史研究所長、農学博士。

近著には、『近畿型農業の史的展開』（日本経済評論社、1988年）、『生協運動の新時代』（労働旬報社、1988年）、『FOREST POLICY IN JAPAN』（共著、日本林業調査会、1988年）、『日本林業の市場問題』（共著、日本林業調査会、1990年）などがある。

日本の食糧・日本の農業

1990年9月1日 初版第1刷発行

1992年2月15日 増補第1刷発行

発行所 株式会社シーアンドシー企画

東京都文京区関口2-2-8 ファミール目白0303

電話 (03) 944-0962 F A X (03) 944-0963

発売元 株式会社労働旬報社

東京都文京区目白台2-14-13 〒112

電話 (03) 943-0911 (代表)

原簿 東京0-180374

印刷所 株式会社

製本所 増坂本製本

デザイン 瀬戸 徹

写真 中村廣孝・連合通信社

ISBN4-8451-0146-7 C3036 P1600E

発行=シーアンドシー●発売=労働旬報社

定価=1,800円[本体=1,553円]

日本人の胃袋の「3分の1」を握っているアメリカ。その
うえさらに「米」までも開放させようとしている。マスコ
ミの「米自由化キャンペーン」にのせられないため
の“知識”と“論理”を産直運動などを通して生活
者の側から明らかにする。

発行=シーアンドシー●発売=労働旬報社 定価1,600円[本体=1,553円]

山田達夫著

C&C
労働旬報社

§シーアンドシー発行*好評発売中/

親と子どもとのいい関係

柴田頼子 編
定価=1,300円

知っておきたい ファッション生活情報

佐藤順子 編
定価=1,350円

子育て安心商品学

山岡テイ 著
定価=1,350円

花も実もある法もある

松尾道子 著
定価=1,350円

日本の食糧・日本の農業